

| | |
|------------------|---|
| Title | ニュールンベルグ裁判所條例及び判決：歴史と分析 |
| Sub Title | Transeation of the charter and judgment of the Nürnberg tribunal : history and analysis |
| Author | 前原, 光雄(Maehara, Mitsuo) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1951 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.2/3 (1951. 3) ,p.39- 116 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510315-0039 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

— 歴史と分析 —

〔事務總長により提出された覺書〕

國際連合——總會

國際法委員會

レイク・サクセス、ニューヨーク

一九四九年

目次

| | |
|---|-------|
| 序 | (四一) |
| 第一部 ニュールンベルグ條例及び裁判の概観 | (四一) |
| 一、モスクワ宣言(一九四三年) | (四一) |
| 二、ロンドン協定(一九四五年) | (四二) |
| 三、國際軍事裁判所條例 | (四二) |
| 四、起訴 | (四四) |
| 五、審理 | (四四) |
| 六、判決及び宣告 | (四五) |
| 第二部 ニュールンベルグ條例及び判決の諸原則を方式化せんとする計畫に關する國際連合に於ける考察 | (四七) |
| 一、總會第一會期の第二部(一九四六年自十月二十三日 ニュールンベルグ裁判所條例及び判決〔目次〕) | (四七) |
| 至十二月十六日) | (四七) |
| 二、國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會 (一九四七年自五月十二日至六月十七日) | (五〇) |
| A、議事の概要 | (五〇) |
| B、主要論點に關する討議の要約 | (五三) |
| (一) 委員會の權限に關する問題、即ちニュールンベルグ原則を方式化せんとする計畫の立案について | (五三) |
| (二) ニュールンベルグ原則を集成する條約草案 | (五四) |
| (三) 人類の平和及び安全に對する犯罪の一般法典化 乃至は國際刑法典 | (五五) |
| (四) 刑事裁判權に關する國際裁判所の問題 | (五六) |
| (五) 戰爭宣傳に關するポーランド代表の提案 | (五六) |
| 三、總會第二會期(一九四七年自九月十六日至十一月二十九日) | (六六) |
| 第三部 ニュールンベルグ裁判所による條例の適用 | (六四) |
| 一、條例の法的性格 | (六四) |
| 二、國際法の下に於ける個人の刑事責任。國家の行爲。 上官の命令 | (六五) |
| A、辯護側の反駁 | (六六) |
| 三九 | (七一五) |

| | |
|--------------------------|------|
| B、檢察側の論告 | (七〇) |
| C、裁判所の判定 | (七〇) |
| 三、國際犯罪一般 | (七〇) |
| 四、平和に對する罪 | (七二) |
| A、平和に對する罪の範疇 | (七二) |
| B、侵略戰爭 | (七三) |
| C、國際條約、協定若しくは保障の侵犯による戰爭 | (七三) |
| D、共同計畫若しくは謀議 | (七三) |
| (一) 檢察側の論點 | (七五) |
| (二) 辯護側の反駁 | (七六) |
| (三) 裁判所の判定 | (七六) |
| (a) 共同且具體的計畫 | (七七) |
| (b) 共同謀議の對象 | (七九) |
| E、犯罪性ある戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行 | (八〇) |
| (一) 計畫及び準備 | (八〇) |
| (二) 開始 | (八一) |
| (三) 遂行 | (八二) |
| 五、戰時犯罪 | (八四) |
| A、定義 | (八五) |
| B、戰爭法規若しくは慣習の侵犯としての戰時犯罪 | (八五) |
| 六、人道に對する罪 | (八七) |
| A、定義 | (八七) |
| B、人道に對する罪に關する裁判所の一般聲明 | (八九) |

| | |
|---|-------|
| C、人道に對する罪の範疇 | (八九) |
| D、人道に對する罪は平和に對する罪若しくは戰時犯罪と關係せらるべきであるという要求 | (九〇) |
| E、國內法に對する第六條(C)の優越性 | (九一) |
| F、人道に對する罪を犯し得る人 | (九一) |
| G、人道に對する罪と現行國際法 | (九二) |
| 七、指導者、組織者、煽動者及び共犯者の責任 | (九四) |
| 八、犯罪性ある組織 | (九五) |
| A、條例の規定 | (九五) |
| B、檢察側の論點 | (九五) |
| C、辯護側の反駁 | (九六) |
| D、裁判所の判定 | (九七) |
| 九、裁判管轄權 | (九九) |
| 補遺 | (一〇〇) |
| 主要日本戰爭犯罪人に關する裁判 | (一〇〇) |
| 附錄 | |
| 第一、一九四三年十月三十日のドイツの殘虐行爲に關するモスクワ宣言 | (一〇七) |
| 第二、國際軍事裁判所の設置に關する協定 | (一〇八) |

序

國際連合總會は、一九四七年十一月二十一日の第二回會期中に際して、ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決の中に認められた國際法の諸原則の方式化を國際法委員會に委任するという決議（第一七七決議第二項）を採擇した。同決議は次の如くである。

ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決中に認められた諸原則の方式化

總會は、

ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決中に認められた國際法の諸原則の方式化を、第一七四決議第二項に従つて總會の次回會期に於て委員が選出さるべき國際法委員會に委任することを決議し、且つ

(a) ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決中に認められた國際法の諸原則を方式化し、

(b) 上述(a)項の中に述べられた諸原則に對し與えらるべき地位を明瞭に指示して、人類の平和及び安全に對する犯罪の法典草案を準備する様に、

該委員會を指導する。

同日採擇された尙一つの決議（第一七五決議第二項）によつて、總會は事務局長に對して國際法委員會の活動の開始のために必要な準備事務をなす様に指令した。この決議の原文は次の如くである。

國際法委員會の職務に關する事務局による準備

總會は、

條例第九十八條に従つて事務局長は國際連合諸機關により委任された職務をすべて遂行することを考慮し、即ち、

總會の第一回及び第二回會期の間に國際連合事務局は國際法及びその法典化の漸進的發達に關する諸問題の研究に盡力することを考慮し、事務局長に對し、國家の權利義務に關する宣言草案の如き特に總會第二回會期によつて言及された諸問題に關して、國際法委員會の活動の開始のために必要な準備事務をなす様に指令する。

本覺書は上記引用の決議に則つて作成されたものである。

第一部 ニュールンベルグ條例及び裁判の概観

一、モスクワ宣言(一九四三年)

ヨーロッパ樞軸國の主要戦争犯罪人を處罰しようとする連合國の決意は、一九四三年のモスクワ宣言の中に先ず表明された。一九四三年十月三十日附の「ドイツ人の殘虐行爲に關する宣言」によつて、連合王國、合衆國及びソヴィエツト連邦の諸政府は、合同して次の如き宣言をなしたのである。即ち、「ドイツ軍によつて蹂躪された諸國に於て、殘虐行爲、殺戮、處刑について責任を有するか、又は自らこれに参加したドイツ將兵、及びナチス黨員は、これらの解放された諸國及びそこに樹立さるべき自由な政府の法律に従つて裁判され處罰されるがために、その憎むべき行爲の行われた諸國に送致されるべきである。」と。更にそれは、「本宣言は、その犯罪が特定の地理的に限定されることなく且つ(Localization)連合國諸政府の合同決議によつて處罰されるべき主要犯罪人の場合に影響を及ぼすものではない。」としてゐる。

(1) 全文は附録一參照

二 ロンドン協定(一九四五年)

モスクワ宣言に従つて、合衆國、フランス、連合王國及びソヴィエツト社會主義共和國連邦の諸政府は、一九四五年八月八日ロンドン

に於て協定に調印した。⁽²⁾この協定は、ドイツ管理委員會と協議の後、その犯罪が特定の地理的所在(Location)をもたない戦争犯罪人の審理のために國際軍事裁判所が設置されるべきことを規定している(第一條)。國際軍事裁判所の構成、裁判管轄權、機能は、協定附屬の條例の中に述べられている(第二條)。各署名國は、國際軍事裁判所によつて審理せらるべきその拘禁した主要戦争犯罪人を公訴及び審理の調査に役立たせるために必要な措置をとる(第三條)。連合諸國の何れの政府もこれに加盟すべきであると規定した協定第五條に従つて、次の諸政府、即ちギリシア、デンマーク、ユーゴスラビア、オランダ、チェッコスロヴァキア、ポーランド、ベルギー、エチオピア、オーストラリア、ホンジュラス、ノルウェー、パナマ、ルクセンブルグ、ハイチ、ニュージーランド、インド、バネズエラ、ウルグワイ及びパラグワイは、其後相次いで本協定に對して參加の意を表明した。

(2) 全文は附録二參照。同協定を成立せしめるに至つた交渉に關する報告は、report of Robert H. Jackson, United States representative to the International Conference on Military Trials, London, 1945, Department of State Publication 3080, Washington, 1949. 參照

三 國際軍事裁判所條例

ロンドン協定に附屬し且つその中樞部分を成している所の、通常ニュールンベルグ條例として知られている國際軍事裁判所條例は、

次の如く規定している。即ち、裁判所は各一名の補充裁判官を附せられた四名の裁判官を以て構成せられるべく、各一名の裁判官及び補充裁判官は署名國の各々によつて任命される（第二條）。裁判所及びその裁判官若しくはその補充裁判官は何れも、檢察官によつても、或は亦被告乃至はその辯護人によつても忌避されることはない（第三條）。裁判所は多數決によつて採決すべく、若し投票が可否同數に分れた場合には、裁判長の投票が之を決する。然しながら、有罪決定及び宣告は裁判所の少くとも三名の賛成投票によつてのみ下さるべきである（第四條C）。

本裁判所の管轄權は條例第六條に定められている。本條の規定する所は次の如くである。該裁判所は、ヨーロッパ樞軸國のために個人たると組織の成員たるとを問わず次の如き諸犯罪の何れを犯した者も審理し處罰する權限をもつ。

「(a) 平和に對する罪 即ち、侵略戰爭又は國際條約、協定若しくは保障の侵犯による戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行、又は上記の何れかを達成するための共同計畫若しくは共同謀議への參割。」
「(b) 戰時犯罪 即ち、戰爭法規若しくは慣習の侵犯。かかる侵犯は、占領地所屬若しくは占領地内の一般人民の謀殺、虐待、若しくは奴隸勞働その他のための強制移送、俘虜及び海上人員の謀殺、虐待、人質の殺害、公私財産の掠奪、都市町村の恣いままの破壊、若しくは軍事的必要によつても認められない荒廢化を包含するがこれに限定されることはない。」

「(c) 人道に對する罪 即ち、犯行のなされた國家の、國內法を侵犯したか否かに拘らず、本裁判所の管轄内にある何れかの犯罪の遂行に當り、又はこれに關連して戰前及び戰時中一般人民に對してなされた謀殺、掃蕩、奴隸化、強制移送及びその他の非人道的行爲若しくは政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害。」
同條は更に次のように規定する。即ち「上記諸犯罪の何れかを犯そうとする共同計畫若しくは共同謀議の方式化、若しくは執行に關與した指導者、組織者、煽動者及び共犯者は、かかる計畫を執行するに當つて、何人によつて遂行されたかを問わず、そのすべての行爲につき責任を負う。」

條例は更に、被告の公的地位は、國家の元首たると政府各部の責任ある官職たるとを問わず、その責任を免除し或は刑を減輕するものとして考慮されない旨を規定している（第七條）。更に又、政府若しくは上官の命令に従つて被告が行動したという事實は、その責任を免除するものではないが、若し裁判所が正義の要求する所であると決定した場合には減刑に就て考慮され得る。

第九條は、裁判所は集團若しくは組織が犯罪性ある組織であると宣言し得ると規定したのである。被告が発見されない場合に於ても、裁判所はその不在中と雖も被告に對し必要な措置をとる權限が與えられたのである（第十二條）。

審査及び訴追は、各署名國が各一名任命した主任檢察官の委員會に委任されているが、該委員會は多數決により裁判所によつて審理さるべき主要戰爭犯罪人の最終的指名を決定し、起訴狀を裁判所に提出する（第十四條）。

裁判所は、被告に對し有罪決定に基き正當であると決定されるべき死刑若しくは其他の刑罰を科する權限を與えられている(第二十七條)。且つ有罪の場合に、宣告刑はドイツ管理委員會の命令によつて執行されるが、同委員會は宣告刑を減輕し又さもなければこれを變更することが出来るが然しそれに加重することは許されない(第二十九條)。

(3) 全文は附録二参照

四 起 訴

一九四五年十月十八日、條例第十四條に従つて、起訴狀が次の二十四被告に對し裁判所に提出された。

ヘルマン・ゲーリング、 ルードルフ・ヘス、ヨアーヒム・フオン・リッベントロップ、 ウィルヘルム・カイテル、 エルンスト・カールテンブルンナー、 アルフレッド・ローゼンベルク、 ハンス・フランク、 ウィルヘルム・フリック、 ユーリウス・シュトライヒアー、 ワルター・フンク、 ヒヤルマー・シャハト、 カール・デーニツ、 エーリッヒ・レーダー、 バルドウル・フオン・シーラッハ、 フリッツ・ザウケル、 アルフレッド・ヨードル、 マルティン・ボルマン、 フランツ・フオン・パーペン、 アルトウル・ザイス・インクワルト、 アルベルト・シュペーア、 コンスタンティン・フォン・ノイラート、 ハンス・フリッツェ、 ロベルト・ライ、 及びグスターヴ・クルupp・フオン・ボーレン・ウント・ハルバッハの二十四名。

之に加うるに、次にあげられるものは、犯罪性ありと宣言せらるべき團體又は組織(後に解散)として指名せられた。

ドイツ國內閣、ナチ黨の指導班、所謂親衛隊(通稱SS)、親衛憲兵隊(通稱SD)、秘密國家警察(通稱ゲンエタポ)、突撃隊(所謂SA)、及びドイツ軍參謀本部及び最高司令部。

起訴狀は次の四訴因から成り立つてゐる。

訴因第一 共同の計畫又は共同謀議

訴因第二 平和に對する罪

訴因第三 戰時犯罪

訴因第四 人道に對する罪

(4) ニュールンベルグ裁判所事務局發行議事録 “Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal” 及び一九四六年ロンドン王室事務局發行 “The Trial of German Major War Criminals” 第一部自二頁至四六頁参照

五 審 理

ニュールンベルグに於て行われた裁判は、一九四五年十一月二十日に始まり、一九四六年八月三十一日に終り、その間、裁判所は四百三回の公判を開き、個人被告に對する訴追のための三十三人の證言を聴取し、被告中の十九證人に加えて六十一證人が辯護のため證據を與えたのである。百四十三名の證人が訊問に對する書面による答辯の形で辯護のための證據を與えたのである。

告發された組織に關しては、裁判所は證言を聴取するために辨務官を任命し、百一名の證人は辯護のため辨務官の前で證言を聴取せられたが、一方の證人からの千八百九の口述書が提出された。更に多數の口述書の内容を要約した六つの報告書が又提出された。十五萬五千人により署名された三萬八千の口述書は政治指導者のために提出され、十三萬六千二百十三の口述書が親衛隊のために、一萬の口述書が突撃隊のために、七千の口述書が親衛憲兵隊のために、三千の口述書が參謀本部及び最高司令部のために、二千の口述書が秘密警察のために提出された。裁判所自體は諸組織のために二十二證人の證言を聴取した。

被告中の一人たるロベルト・ライは一九四五年十月廿五日自殺を遂げた。グスターヴ・クルップ・フォン・ポレーン・ウントフハルバッハはその心身の狀態から審理されることが出來ず、従つて彼に對する告發は以後の審理のため保留された。一九四五年十一月十七日、裁判所は條例十二條の規定に基き、被告ボルマンを不在に拘らず審理することを決定した。

被告のすべては無罪を主張した。彼等は或る場合被告の要請に基き、裁判所によつて任命された辯護人によつて代理されたが、多くの場合被告自らによつて選ばれた辯護人によつて代理された。

(5) 審理手續については、前掲書の“Proceedings”参照

六 判決と宣告

一九四六年九月三十日及び十月一日、國際軍事裁判所は、判決を

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

下した。⁽⁶⁾次の四組織即ちナチ黨指導者班、親衛隊、親衛憲兵隊、及び秘密警察に屬するグループは、その性格に於て有罪と宣告された。裁判所は、突撃隊、ドイツ政府及び參謀本部及び最高司令部に關しては、判定を下すのを拒んだ。

個人被告に關しては、裁判所の判決は次の如くであつた。

ヘルマン・ゲーリング 四訴因全部について有罪 吊首刑宣告
ルードルフ・ヘス 共同謀議及び平和に對する罪の訴因について有罪 終身刑宣告

ヨアーヒム・フォン・リッペントロップ 四訴因全部について有罪 吊首刑宣告

ウィルヘルム・カイテル 四訴因全部について有罪 吊首刑宣告

エルンスト・カルテンブルンナー 戰時犯罪及び人道に對する罪の訴因について有罪 吊首刑宣告

アルフレッド・ローゼンベルク 四訴因全部について有罪 吊首刑宣告

ハンス・フランク 戰時犯罪及び人道に對する罪の訴因について有罪 吊首刑宣告

ウィルヘルム・フリック 平和に對する罪、戰時犯罪及び人道に對する罪に對して有罪、吊首刑宣告

ユーリウス・シュトライヒアー 人道に對する罪の訴因について有罪 吊首刑宣告

ワルター・フンク 平和に對する罪、戰時犯罪、人道に對する罪の科で有罪 終身刑宣告

ヒャルマー・シャハト 無罪放免

カール・デーニツ 平和に對する罪及び戰時犯罪の訴因について
有罪 十年刑宣告

エーリッヒ・レーダー 共同謀議、平和に對する罪及び戰時犯罪
の訴因について有罪 終身刑宣告

バルドウル・フォン・シーラッハ 人道に對する罪の訴因につい
て有罪 二十年刑宣告

フリッツ・ザウケル 戰時犯罪及び人道に對する罪の訴因につい
て有罪 吊首刑宣告

アルフレッド・ヨードル 四訴因全部について有罪 吊首刑宣告
マルティン・ボルマン 戰時犯罪及び人道に對する罪について有
罪 吊首刑宣告

フランツ・フォン・パーペン 無罪放免
アルトール・ザイス・インクワルト 平和に對する罪、戰時犯罪

及び人道に對する罪の訴因について有罪 吊首刑宣告
アルベルト・シュペーア 戰時犯罪及び人道に對する罪の訴因に

ついて有罪 二十年刑宣告
コンスタンティン・フォン・ノイラート 四訴因全部について有

罪 十五年刑宣告
ハンス・フリッツェ 無罪放免

已に有罪であることが判定されたナチに對して寛大に容赦するこ
とは連合國管理委員會によつて拒まれ、宣告は實行に移された。ヘ
ルマン・ゲーリングは刑の執行前に自殺を遂げた。

(6) 前掲同書、及び一九四七年ワシントン米國政府印刷局“Nazi

Conspiracy and Aggression: Opinion and Judgment” 參
照

第二部 ニューロンベルグ條例及び

判決の諸原則を方式化せん
とする計畫に關する國際連
合に於ける審議

一 國際連合總會の第一會期第二部

(一九四六年自十月二十三日至十二月十六日)

ニューロンベルグに於て判決が下されてから三週間後に總會はニューヨークに於てその第一會期の第二部(會)を召集した。一九四六年十月二十三日の開會に當つて、ニューロンベルグ裁判所條例の重要性は確認せられたのである。即ち、合衆國大統領は、その會の席上總會に演説して、ニューロンベルグ條例に言及し、それが「法及び正義の原則に基いて」すべての國の人民の間に「成功の希望を以て合意が求められるべき道筋」であると指摘したのである。大統領は、「第二に、國際連合の二十三ヶ國は、侵略戰爭を計畫し、開始し、遂行することは、人道に對する罪であつて、それに對しては國家のみならず個人も亦國際裁判の法廷の前に裁かるべきであるという原則に對して、ニューロンベルグ條例によつて自ら義務を負うものであることに留意せられ度い」と述べたのである。

十月二十四日總會に提出されたその補足報告に於て、國際連合事務局長は、ニューロンベルグの諸原則は國際法の恒久的部分とせらるべきであるという提案を提出した。且つ事務局長はニューロンベルグ裁判は國際法及びその法典化の漸進的發展の分野に於て新た

な先導の道を開いたことを指摘して、更に宣言して曰く、

「平和のために、且つ亦將來の戰爭に對して人類を護らんがために、ニューロンベルグ裁判の中に含まれており、且つそれに従つてドイツ戰爭犯罪人が判決を下された諸原則を可及的速かに國際法の本體の恒久的部分とすることは、決定的重要性をもつことになるであらう。

爾後、新しい戰爭の挑發者はその罪に對して法と刑罰とが存在することを知らなければならぬ。ここにこそ、國際法の新たな生命を賦與された體系を展開する仕事に向つて前進し且つその仕事を開始するという高遠な理想をもつのである。」

ニューロンベルグ裁判所の米國委員たるフランシス・ビッドル氏は、その一九四六年十一月九日附合衆國大統領宛報告に於て、「國際連合は全體として人類の平和と安全に對する犯罪の一般法典化に關連してニューロンベルグ條例の諸原則を再確認した」と報告した。トルーマン大統領はその返答に於て、「侵略戰爭を行ふすべての者を處理する國際刑法典の制定は、全世界の最良の法的精神によつて研究され重視されるに値する」と述べ、更に大統領は國際連合はビッドル判事の勸告を實行に移すべきであるという希望を表明したのである。

⁽¹⁰⁾一九四六年十一月十五日、合衆國代表團は次の如き提案を發議した。

ニールンベルグ裁判所條例により認められた國際法の諸原則の法典化に關する決議案

總會は

憲章第十三條第一項^(a)によつて課せられた義務、即ち國際法及びその法典化の漸進的發達を促進する目的のために研究を開始し勸告をなす義務を認め、且つ

主要戰爭犯罪人の訴追及び處罰のための一九四五年八月八日のニールンベルグ裁判所條例の法規に留意して、

一、ニールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決により認められた國際法の諸原則を再確認する。

二、ニールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決の諸原則の方式化を、人類の平和及び安全に對する犯罪の一般的法典化と關連し或は國際刑法典に於て第一の重要事項として取扱うべく……總會の決意によつて創設された國際法法典化に關する總會委員會を指導する。

合衆國の提案は、「國際法の漸進的發展を奨励せんとする目的を以て研究を開始し勸告をなす」べき義務を總會によつて果さしめることに關連する、總會議事日程の一項目と共に、第六(法規)委員會に提出された。次いで第六委員會はこの提案を、國際法の法典化問題を擔當する小委員會に提出した⁽¹¹⁾。

小委員會はこの問題を、第十二、第十三、第十四會議中にとり上げた。該提案の名稱に關して、ソヴェット社會主義共和國連邦の代表は「法典化」の語を「再確認」の語を以て代えるべきことを提

議した。連合王國代表は、「確認」(“confirmation” or “affirmation”) がより適當なりと考へた。その結果、「法典化」の代りに「確認」(“affirmation”) の語を使用することに意見の一致を見た。

ソヴェット代表が合衆國案の第二項に反對し、その削除箇所を動かしたので、合衆國代表はその文章を、「ニールンベルグ裁判所條例の諸原則の方式化のための計畫を第一の重要事項として取扱う」という意味にとらせるために、「のための計畫 (“plans for”) の語を挿入することを提案した⁽¹²⁾。

中國代表の提議に従つて、決議草案はその前文に於て、一九四五年八月八日ロンドンに於て署名されたヨーロッパ樞軸國の主要戰爭犯罪人の告發及び處罰のための國際軍事裁判所の設置に對する協定及びその附屬の條例に言及したのみならず、一九四六年一月十九日東京に於て布告された極東に於ける主要戰爭犯罪人の審理のための國際軍事裁判所條例に於ても、同様な原則が採擇されたという事實について注意した。小委員會は、ニールンベルグ原則に關するその見解がこの事實によつて強化されたと感じたのであつた。

第六委員會の報告書の中で小委員會は更に次の事實、即ち、國際法及びその法典化の漸進的發展について總會が任命するように提議した該委員會は、ニールンベルグ裁判所條例の諸原則及び該裁判所の判決の方式化の計畫に對して「優位を與へるべきである」ことを強調したのである。

小委員會によつて提示された報告書並びに決議草案は、大體そのまま第六委員會によつて承認された。キューバ代表は、「國際法を

發展せしめることなく、ただそれは國際法の原則のみを確認するものであるが故に」、その提案を承諾することは出来ない」と聲明した。ソヴィエツト代表はニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決に於て認められた原則の方式化のための計畫を要請するパラグラフに對して、小委員會でさきに發言した反對を固執主張した。ソヴィエツト代表は、これらの諸原則を確認するのみで足りると考えたのである。

第六委員會の決議草案を含む報告書は、一九四六年十二月十一日の第五十五回本會議の總會で審議され、全會一致で可決された。⁽¹⁵⁾ 該決議(第九五決議第一項)は次の通りである。

「ニュールンベルグ裁判所條例により認められた國際法の原則の確認、第六委員會報告

報告者 K・H・ベイリー教授(濠)

一、總會は一九四六年十月三十一日の第四十六回本會議に於て、「國際法の漸進的發展を促進する目的のため研究を開始し勸告をなす」義務を總會に果さしめる問題を第六委員會に提出した。第六委員會は該事項を小委員會に附託したが、この小委員會は亦ニュールンベルグ裁判所條例(資料) A/C 6(59) により認められた國際法の原則に關連して合衆國代表により提案された決議案をも又その當面課題としたのである。

二、小委員會の多數は、國際連合憲章第十三條第一項(ウ)の下に於ける總會の義務を果させることについて適當な手段を考慮するために委員會が任命せらるべきことに意見の一致を見たのみならず、該

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

委員會は人類の平和及び安全に對する犯罪の一般法典或は國際刑法典との關連に於て、ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決に關する諸原則の方式化のための計畫に優位を與うべきであることに意見が一致したのである。小委員會は、この見解が極東に於ける主要戰爭犯罪人の審理に關しても同様な原則が採用されたという事實によつて強化されたと思考した。

三、報告者 E・R・ホブキンス氏(カナダ)によつて提出された小委員會の報告書(資料) A/C 6(116) は、第六委員會によつて採擇されたが、同委員會はそれに基づき次の決議案の承認を總會に勸告している。

「ニュールンベルグ裁判所條例によつて認められた國際法の原則の確認、總會は、

國際法及びその法典化の漸進的發展を促進する目的のために研究を開始し勸告をなさんとする憲章第十三條第一項(ウ)により總會に課された義務を認め、且つ

一九四五年八月八日ロンドンに於て署名されたヨーロッパ樞軸國の主要戰爭犯罪人の訴追及び處罰のため國際軍事裁判所の設置のための協定並びにその附屬條例に留意し、且つ又一九四六年一月十九日東京に於て布告された極東に於ける主要戰爭犯罪人の審理のための國際軍事裁判所條例に於ても同様な原則が採用された事實に留意する。

それ故に、

ニールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の裁判所の判決によつて認められた國際法の諸原則を確認する。

人類の平和及び安全に對する犯罪の一般的法典化又は國際刑法典との關連に於て、ニールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決取中に認められた原則の方式化のための計畫を第一の重要事項として扱わんとする一九四六年十二月十一日の總會の決議によつて設置された國際法典化委員會を指導する。

同本會議に於て、總會は更に一の他の決議(第九四決議第一項)を採擇したが、それにより國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會が創設されたのである。議長の推薦に従つて、次の諸國は委員會で働くために任命された。

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中國、コロンビア、エジプト、フランス、インド、オランダ、パナマ、ポーランド、スウェーデン、ソヴィエツト社會主義共和國連邦、連合王國、アメリカ合衆國、ベネズエラ、ユーゴスラヴィヤ。

- (1) 34th plenary meeting, Verbatim Record of the General Assembly, p. 684
- (2) 35 plenary meeting, *ibid.* pp. 699-700.
- (3) U. S. Department of State Bulletin 15 (1946), pp. 954-957.

- (4) Document A/C. 6/69, 15 November 1946.
- (5) この小委員會は、次の諸國即ち、ベルギー、カナダ、中國、キューバ、チェコスロヴァキア、エジプト、ノルウェー、ソ

- 連、連合王國、合衆國の諸代表から成立つてゐる。ノルウェー代表が議長に選ばれ、カナダ代表が報告者に選ばれた。Summary record of 15th meeting of Committee 6.
- (2) 3, 4 and 5 December, document A/C. 6/Sub. 1/W. 35, 34 and 36.
 - (3) Summary record of the 12th meeting, document A/C. 10/Sub. 1/W. 35
 - (4) 全文は document A/C. 6/116 参照
 - (5) Document A/236, 10 December 1946
 - (6) Verbatim records of the General Assembly, p. 485

二 國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會

(自一九四七年五月十二日至六月十七日)

A、議事の概要

「人類の平和及び安全に對する犯罪の一般的法典化及び國際刑法典との關連に於て、ニールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決に於て認められた原則の方式化のための計畫」の問題は、上掲一九四六年十二月十一日の總會の決議に従つて、國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會の議事日程に上せられた。

議事日程の採擇に關係して第二回會議に於ける豫備討議の後、委員會はインド代表(ダリフ・シンヤ卿)の司會の下に、一九四七年六月四、五兩日の第十八、及び第十九回會議に於てその問題につい

て一般討論を行つた。

フランス代表（アンリー・ドネリウ・ド・ファールグ教授）は、刑事裁判権に關する國際裁判所の設立案を提出した。⁽¹⁷⁾ 同代表は又、ニュールンベルグ裁判所條例及び判決に現われた諸原則についての明瞭な定義を記述した覺書を提出した。⁽¹⁸⁾

ポーランド代表（アレクサンダー・ブラムソン博士）は、「侵略戰爭の宣傳は、「ニュールンベルグ」條例の第六條^(a)の規定に基き、平和に對する罪を構成する」ことを主張する提案を提出した。⁽¹⁹⁾

合衆國代表（P・C・ジュサップ教授）は、その立場から、委員會の任務は明文規定の考察にとりかかることよりも、ニュールンベルグ原則の方式化の方法又は計畫を研究することであると力説した他の覺書を提出した。⁽²⁰⁾ 同代表は更にこの事業を成就するために採らるべき或種の手段を提案した。

該委員會は、その第十九回會議に於て合衆國案を討論の基礎として採り上げることに決定した。その要點は次の如くである。

「四、・・・」

『(a) 専門家委員會がニュールンベルグ原則を包含する條約草案を準備するために設置さるべきである。この條約草案は、人類の平和及び安全に對する罪の完全な一般法典或は完全な國際刑法典の準備が完成するまで延引さるべきではない。ニュールンベルグ原則の方式化は先ず第一の重要事項とせらるべきである」と一九四六年十二月十一日の總會決議が規定している事實に鑑みて、この條約草案は委員會によつて準備さるべき最初のものたるべきである。

『(b) 上掲法典の準備は、ニュールンベルグ原則の方式化と時を同

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

じくして専門家委員會によつて始められる筈である。

『(c) ニュールンベルグ原則の方式化に着手するに當つて、専門家委員會は、これらの諸原則は(a)項所述の諸法典の中に結局包含される筈であることを留意すべきである。

『(d) 上掲二法典又はその何れかが完成するに於ては、専門家委員會はニュールンベルグ原則に關する條約の中に含まれている諸規定を包含する問題を考慮するであらう。

「五、國際刑事裁判所或は其他類似のもの設立によるニュールンベルグ原則の實施の問題は、専門家委員會による考慮研究のため持越さるべきである。しかしながら、フランス代表の提案の重要性に鑑みて、本委員會の報告は、この課題について特に言及さるべく、且つ専門家委員會の注意がそれに喚起せらるべく勸告する筈である。」

合衆國代表の提議によつて、該委員會は、アルゼンチン、フランス、オランダ、アメリカ合衆國、ソヴィエト社會主義共和國連邦の代表から成る起草小委員會を任命した。報告者（連合王國J・L・ブライアリー教授）は小委員會の會議に出席するように招聘された。議長の要請によつて、フランス代表が小委員會の召集役を引受けることになつた。

小委員會は、その報告書を、次の日即ち一九四七年六月六日、委員會に提出した。その内容は次の通りである。⁽²¹⁾

「A. 國際法委員會は左記事項を準備するために招聘さるべきである。

「一、ニュールンベルグ裁判所條例により承認され該裁判所の判決により容認されたものとしての國際法の諸原則に總ての國に對する拘束力を賦與せんがために、これ等の國際法の諸原則を集成する條約草案。

「二、第一項所述の原則に對し與えらるべき地位を明瞭に指示するような形での、人類の平和及び安全に對する罪の一般法典化の詳細計畫。

「B. 一九四六年十二月十一日の總會の決議は、人類の平和と安全に對する罪の一般法典化及び國際刑法典の兩者に及んでゐるが、しかし小委員會は、上述の仕事は、國際法委員會が同時に又は後に至つて國際の性格を帯びた犯行について諸國家による協同の抑壓を規制する法典を起草することを妨げないことを、報告者は報告書に於て強調すべきであるという意見である。」

第二十及び第二十一會議に於ける長い討論の後、該委員會は總會の次の會期に提出するための報告書を採擇した。報告書のテキストは次の通りである。⁽²⁸⁾
 ニュールンベルグ條例及び判決の原則を方式化せんとする計畫に關する委員會の報告

一、一九四六年十二月十一日の決議によつて、總會は、人類の平和及び安全に對する犯罪の一般的法典化及び國際刑法典との關連に於て、ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決に於て認められた原則の方式化のための計畫を先づ第一の重要事項として取扱うようにこの委員會を指令した。

二、該委員會はこの決議によつて附託された仕事の性質を考察した。特に該委員會は、總會がニュールンベルグ原則の「方式化のための計畫」を提案するように要請したことを指摘して、該委員會は周到な長期に亘る研究を明らかに必要とする仕事であるこれらの諸原則の具體的方式化には着手しないことを多數決を以て決議した。かくて該委員會は、ニュールンベルグ原則の明文規定を討議するよう要求さるべきではなくして、かかる討議は、その設置を總會に勧告することを決定してゐた國際法委員會に委託されるのを可とする結論したのである。委員會は國際法委員會が次のことを準備するために招請さるべきであることを全會一致を以て勧告した。

(a) ニュールンベルグ裁判所條例により承認され該裁判所の判決^(b)によつて認容された國際法の原則を集成する條約草案、及び

(b) 本節(a)項に述べられた原則に對して與えらるべき地位を明らかに指示するような形に於ける人類の平和及び安全に對する犯罪の一般的法典化の詳細な草案計畫。

委員會は更に、この仕事は、國際法委員會がやがて國際刑法典を起草することを妨げないという意見を記録せんと希望する。

三、委員會は又總會に對し次の事實に對して注意を喚起することゝ多數決を以て決議した。即ち、國際的多邊條約によつて己に承認濟として認められてゐるような他の國際犯罪の處罰と同じく、ニュールンベルグ條例及びその判決の諸原則の完成化は、かかる犯罪に對する裁判權を行使する國際司法裁判權^(c)の存在を要望せしめるであらうと。

エジプト、ポーランド、連合王國、ソヴィエツト社會主義共和國連邦、ユーゴスラヴィアの代表は、この報告書の中に記録されている決議とは異つた意見を表明せんとした。その意見によれば、國際司法裁判所を設立せんとする問題は、總會から該委員會に及ぶ委託條件の範圍外にあるといふのである。

- (17) Document A/AC. 10/21, 15 May 1947.
- (18) Document A/AC. 10/34, 27 May 1947.
- (19) Document A/AC. 10/38 Corr. 1, 2 June 1947.
- (20) Document A/AC. 10/36, 29 May 1947.
- (21) Document A/AC. 10/SR. 20, p. 2
- (22) Document A/AC. 10/52, 17 June 1947

脚註 1a 1b 及び 1c は報告書の一部を成すものである。

1a フランス代表はニュールンベルグ裁判所條例及び判決の原則に關する草案テキストに關する一九四七年五月二十七日付覺書を提出した。(A/AC. 10/34)

1b ポーランド代表はポーランド政府は、侵略戰爭の宣傳は國際法の下に於ける犯罪を構成し、且つニュールンベルグ條例の第六條 a 項に記載せられた如き戰爭に對する準備の分野の内に入つて來ると思考することを記録に留めて欲しいと望んだ。この犯罪は國際紛争の原因となり又増大し、且つ武力紛争に至らしめるおそれある準備の危険な形態である。それは道德的軍備撤廢の觀念に反對する心理的武裝の一形態である。一九三二年九月一日から實施されたポーランドの刑法典は、第一一三條中の

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

侵略戰爭の宣傳の禁止を包含している。

ポーランド政府は同様な規定が平和及び安全に對する犯罪の法典化の中に收めらるべきであることを期待し、且つ國際法委員會が本事項を第一の重要事項の一として適宜の行動をとらんことを要請した。

ユーゴスラヴィア及びソヴィエツト連邦の代表はこの聲明に同調してゐる。

1c フランス代表は刑事裁判權についての國際裁判所の設置のため提議草案に關する一九四七年五月十五日付覺書を提出した。

B 主要論點に關する討議の要約

國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會に於ける主要論點に關する討議の要約は次の如くである。

(一) 委員會の權限に關する問題、即ちニュールンベルグ原則の方式計畫の立案

その當初から、議事日程の採擇と關連して、國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會の仕事は、ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決の中に認められた原則の實體的條規の方式化に着手することであるか、或は、委員會はかかる原則の方式化に對する立案計畫にのみ限定すべきであるかについて問題が起つたのである。

フランス代表は、總會の決議はその問題が第一の重要性をもつも

のであることを明瞭に表明したと考へた。それは、ニユーロンベルグ原則に對しても具體的な形式を與へるべく當該委員會に要望したのである。同代表は、議事日程の他の項目が大量殺戮を取扱い、その問題の本質に關して意見を與へるべく明確な仕事を該委員會に與えてゐると論じた。従つて、己に國際法の一部分として認められたニユーロンベルグ原則に關して、該委員會は方法のみに自ら限定する必要はないのである。委員會の決議は、ニユーロンベルグ原則を再確認すべきのみならず、之に加ふるに具體的な形式を與へべきであると同代表は論結したのである。フランス代表の立場は、ポーランド代表によつて支持された。

この見解に反對して合衆國代表は、該委員會の任務は實體規定を考慮するよりも、むしろ問題となつてゐる原則の方式化のための方
法或は計畫のみを研究することのみであると力説した。一九四七年五月二十九日付該委員會宛覺書に於て、同代表は前會期總會の第六委員會の小委員會一部の議事録に言及して、當該委員會は計畫立案のみに自ら限定すべきであつて實際に方式化に着手すべきではないことが意圖されてゐることを示したのである。

合衆國代表のこの見解はブラジル、(ジルベルト・アマド氏)、ユーゴスラヴィア(ミラン・バルトス教授)及びソヴィエツト連邦(ウラジミール・コレツキー教授)の諸代表を含む委員會の多數のメンバーによつて支持され、委員會の投票によつて賛成十四票、反對一票、棄權一票の結果を得た。

これと關連して、フランス代表が一九四七年五月二十七日の覺書に於て、ニユーロンベルグ裁判所條例及び判決に表われた諸原則の

明確な定義を提示したと述べねばならない。該委員會はニユーロンベルグ原則を方式化せんとする計畫のみを取扱うことを決定したので、フランスの覺書に表われてゐる原則の實體化には入らな
いことを決定した。その原則は次の如く要約される。

- (a) 國際刑事問題に於ける國內法に對する國際法の優位。
- (b) 個人は、國際犯罪人及びその共犯者に對し科刑し得る國際刑法の支配を受ける。
- (c) 上官により發せられた命令は刑法に反する行爲を犯すことを正當化しない。
- (d) 如何なる侵略戰爭、即ち武力の行使が國際連合憲章によつて認められないような場合に起された戰爭は、國際法の下に於ける犯罪として考へらるべきである。
- (e) 戰爭法、即ちそれについていかなる修正をもうけ入れる所のヘーグ條約及びその附屬規定は、交戰者に對しその因由の正否に拘らず適用さるべきである。

(二) ニユーロンベルグ原則を具體化する條約草案

上述合衆國代表の提案は、小項 (a) に於て、「専門家委員會はニユーロンベルグ原則を含む條約草案を準備するよう指令さるべきである」と提議してゐる。

この提案は該委員會の一般承認を受けたのである。ソヴィエツト及びユーゴスラヴィア代表は先ず第一にそれに賛成を表明した者である。

起草小委員會の報告書は、國際法委員會が「ニユーロンベルグ裁判

所條例によつて承認され、該裁判所の判決によつて認容された國際法の原則を集成する條約草案を、一般拘束力をこれらの原則に對し與えんがために「準備すべく招請さるべきことを提案した。」

該委員會が起草小委員會の報告書を檢討するに當つて、ユーゴースラヴィア代表は、條約は署名國のみに拘束力をもつという根據から、「一般拘束力」の語を削除して「署名國に對する拘束力」なる語におき代えるよう提議した。

フランス代表はユーゴースラヴィア代表の見解に賛成して、「せんがため」云々（"in order to, etc."）の語から始まる同文最後の部分を一切削除するように提案した。この提案はソヴィエツト代表によつて支持され、該委員會によつて承認された。該委員會によつて最終的に採擇されたパラグラフは次の如くなる。即ち、「(一) ニュールンベルグ裁判所條例によつて承認され又該裁判所の判決によつて認容されたものとして國際法の原則を具體化する所の條約草案」。

(a) 人類の平和及び安全に對する犯罪の一般法典乃至國際刑法典

一九四六年十二月十一日の總會の決議は、「人類の平和及び安全に對する罪或は又國際刑法典の一般法典化との關連に於て、ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決中に認められた諸原則の方式化のための計畫を第一の重要事項として取扱う」よう該委員會に指令した。

討議の基礎として用いられた上述の合衆國提案は、(a)項に於て、ニュールンベルグ原則を含む所の國際法委員會によつて準備さるべき

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

き條約草案は、「人類の平和及び安全に對する犯罪の完全な一般法典又は完全な國際刑法典の準備が完成されるまで延引さるべきではない」と提唱している。

かくして、ここに三種の法典又は法典化の概念が生れたのである。即ち、その一は、ニュールンベルグ原則に關するもの、第二は人類の平和及び安全に對する罪に關係するもの、第三は完全な國際刑法典を提唱するものである。それ故、該委員會はいずれの一つか言及すべきか、又は二つの最後にあげた法典又は法典化の兩方に言及すべきかについて問題が起つたのである。

ポーランド代表は、總會の決議は、人類の平和及び安全に對する罪の一般法典化の形式が選ばれるべきか、或は國際刑法典の形式が選ばれるべきかは、自由に任せてあると力説した。この委員會は方法のみを取扱ふものであるから、この選擇をなすことは該委員會の任務ではなく、それは國際法委員會に任ざるべき問題である。

ソヴィエツト連邦代表は、國際刑法典を完成するという老大な仕事は時日を要すると考へた。それ故、國際法委員會はこの段階に於て世界の人民が最も關心をもつている人類の平和及び安全に對する罪の問題に限定すべきである。それ故に、同代表は、國際法委員會は人類の平和及び人道に對する罪の法典化草案を準備するために招集さるべきであつて、その法典化の中にニュールンベルグ原則が一度多邊の條約の中に規定されたならばその地位は見出されるであろうと考へたのである。

長い討議の後に、「その計畫が、本節(a)項に述べられた原則、即ちニュールンベルグ原則に對して與へらるべき地位を明かに示すよ

うな仕方では人類の平和及び安全に對する罪の一般法典化の詳細な草案計畫を準備するために國際法委員會が招請さるべきであるとして決定された。

國際刑法典の問題に關して、起草小委員會の報告書は次の如く提議した。即ち、ニユーロンベルグ原則を集成した條約草案及び人類の平和及び安全に對する犯罪の一般法典化の詳細な計畫の準備は、「國際法委員會が、時を同じくして或は後日國際的性格を帯びた犯罪の諸國家による協同鎮壓を規定する法典を起草することを妨げない」というのである。

ユーゴスラヴィア代表は、問題のパラグラフに對しては反對であることを表明した。合衆國代表は、國際法委員會が「國際的性格をもつ犯罪に關する國際法の原則を集成するような法典をやがて起草することは妨げないが、然し A2 に豫測されている法典化、即ち人類の平和及び安全に對する罪の法典化には介入しない」と規定する修正案を提出した。

この修正案はアルゼンチン代表(エンリッケ・フェレル・ウィエラ博士)によつて支持された。それは又、小委員會の最後の部分で、「國際的性格を帯びる犯罪の國家の協同鎮壓を規定するが如き法典」なる語の中に意味されているかに見える「國際刑法典」に對し如何なる定義をも與えることに反對するソヴィエツト連邦代表によつても亦好意を以て迎えられるのである。

ユーゴスラヴィア代表は、すべて定義というものは國際法委員會の活動の分野を限定して且ついうまでもなくこれは障礙となるものであるという理由からこの見解に賛成した。

ソヴィエツト代表は、「上述の仕事は國際法委員會が國際刑法典を全體として、或は人類の平和及び安全に對する犯罪を取扱わない諸章をやがて起草することを妨げない」と規定している合衆國修正案に對し更に修正を提議した。

フランス代表は、全員によつて賛成された次のテキストを提案した。即ち、

「B、本委員會は次の如き意見である。即ち、報告者はその報告書に於て、上述の仕事は、國際法委員會がやがて國際刑法典を起草することを妨げないということを示すべきである。」

(四) 刑事裁判權に關する國際裁判所の問題

國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會の審議に於てその早々、即ち第二回會議に於て、フランス代表は國際刑事裁判所の設立を提唱した。ニユーロンベルグ裁判所判事として、ドマドリユウ・ド・フアーズル教授は該裁判所は戰勝國の代表からのみ成立ち、國際社會を代表してはいないという理由で、ニユーロンベルグ判決に對して批判することに對して余は極めて感ずる所である」と述べたのである。國際連盟規約及び常設國際司法裁判所規程は、何等刑事裁判權について規定してはいない。國際連合憲章も國際司法裁判所規程もこの缺陷を滿たしてはいない。それ故に、ニユーロンベルグに於てはこれがための特別(B. Hag) 法廷を設ける必要があつた。この裁判所の構成上の缺陷は、眞に國際刑事裁判所を設立する必要があることを證明した。

刑事裁判權に關する國際裁判所の設立に對するフランス代表の提

案は、一九四七年五月十五日の委員會に對し提出された覺書の中に精細に述べられている。それは管轄權に關する二つの明確な領域を想定している。

(一) 國際司法裁判所内に設立さるべき刑事部に與えられた管轄權。この部は國際司法裁判所の他の成員と同様の條件の下に選出された十五名の裁判官から成立つべきである。それは次の事項を管掌する。

(a) 相異なる國家の裁判所間に起り勝ちな、法律的並に立法的權限に關する紛争及び既決の事件 (*res judicata*) に關する管轄權に關係する問題

(b) 一國又はその支配者に對し齎らされた平和に對する罪(そのあらゆる形態の侵略の罪)に對する告發

(c) 一國又はその支配者に對し齎らさるべき人道に對する罪。

(二) 國際司法裁判所に與えられた管轄權。この裁判所の構成は、テロリズムの國際的鎮壓に關する一九三七年十一月十六日のジュネーヴ協定に基くべきである。それは次の事項を管掌する。

(a) すべて平時に於て侵犯され得る國際的侵害、それは國際法に反する犯罪として知られるものを含む

(b) 戰時犯罪、即ち戰爭法の侵犯でもある所の慣習法の侵犯

(c) 一國の支配者によつて犯された人道に對する罪と關係あるすべてのコモンローの犯罪

フランスの提案は更に規定する。即ち、「國際裁判所に與えらるべき管轄權は選擇的たり得べきである。何となれば、違反者を抑留する國家は、事件により、それ自身の裁判所に於て審理する選擇的

自由、即ち違反者を引渡すか(若しその管轄權が從屬的であるならば)又は反對に、違反者を國際裁判所に引渡すかの自由をもつてゐるからである」というのである。

刑事裁判權に關する國際裁判所の問題についての該委員會の討議は第十九回會議に於て開始された。その覺書⁽²⁰⁾第五條に含まれる合衆國の提案は、上述の如く討議の基礎として採り上げられた。このパラグラフは次の如くである。

「五。國際刑事裁判所或は國際司法裁判所内の刑事部の設立によつて、ニュールンベルグ原則を充足せんとすることに關しては、若し本委員會がニュールンベルグ原則に關する實體規定の討議に着手しないとするならば、尙更 (*a fortiori*) 未だ承認されていない實體規定を實施せんがために如何なる手段が採らるべきかに關しての討議には着手すべきではないと指摘されるであらう。これらの理由から、ニュールンベルグ原則を國際刑事裁判所其他の設立によつて實施せんとする問題は、専門家委員會の考慮及び研究のために取殘さるべきであると信ぜられるのである。しかしながら、フランス代表の提案の重要性に鑑み、本委員會の報告書はこの問題について特別に言及し又専門家委員會の注意が之に向けらるべきことを勧告する者である。」

ポーランド代表は、平和に對する罪は戦後にのみ取扱われるものであるが故に、合衆國の提案に賛成し得ないと述べた。平時に於ては、平和が危うくされたとき安全保障理事會が措置をとるのである。それ故に平時に於ては、將來の戰爭の後のみ機能を果すべき國際裁判所を創設する必要はないというのである。

ユーゴスラヴィア代表は、國際刑事裁判所のための提案に對して、それが國際連合憲章に反するという理由で反對した。國際司法裁判所内に於ける刑事部の創設は、國家のみが裁判所に於ける訴訟當事者たり得ると規定する國際司法裁判所規程第三十四條に違反するといふのである。従つて、刑事部創設の可能性を研究すべきであるといふ國際法委員會に對する勸告は、それが憲章を變改するものであることを該委員會に對し示唆することにあるのである。同様に、國際刑事裁判所を國際連合の一機關として設立することは、憲章第七條の規定の下では不可能であろう。獨立國際刑事裁判所の創設に關していへば、これは各國政府の措置行動の問題であつて、國際連合の問題ではない。加之、問題は委員會の委託事項の範圍を超えるものであると強調されたのである。

ユーゴスラヴィア代表のかかる論議に對して、フランス代表は次の如く強調したのである。即ち、國際法委員會は、それは國際司法裁判所規程の變更を必要とすることが認められるけれども、國際司法裁判所に對し刑事裁判權を與えることに關して、總會に勸告する權限を完全にもつてゐるといふのである。國家のみが裁判所に於ける訴訟當事者たり得るといふ國際司法裁判所規程に關しては、これは民事訴訟事件については眞實であるが、しかしその規則は刑事訴訟事件に對しては變更せらるべきであらう。獨立國際刑事裁判所が設立されるべきや否やに關しては、該委員會が二つの可能性の間に選擇することを未だ同代表は意圖したことはなかつた。同代表は更にニールンベルグ原則と國際刑事裁判權との間には密接な關係があると論じた。總會の決議は憲章とニールンベルグ裁判所の判決と

の兩者に言及したのである。

オランダ代表(ド・ボイス博士)は、該委員會が國際刑事裁判所又はその機構の創設について決定する權能はもつていないことに同意するが、しかし該委員會はかかる裁判所の創設の望ましいことを論議する權能は與えられてゐると考へると述べた。

起草小委員會の報告書は、上掲の如く、國際刑事裁判權については觸れていない。該委員會の第二十一會議に於て、オランダ代表は次の如き提案を提出した。

「委員會は次の事實に對して總會の注意を喚起するよう報告者に要請する。即ち、ニールンベルグ裁判所條例及びその判決の諸原則の履行には、國際立法によつて已に確然と認められる他の國際犯罪の處罰と同じく、かかる犯罪に對し裁判權を及ぼす所の國際司法權の存在が望ましいであらうといふ事。」

オランダ提案は、ソヴィエツト社會主義共和國連邦、連合王國、ユーゴスラヴィア、及びポーランド代表の側に於ける反對に遭つた。これらの代表により提唱された議論は、先ず第一に、その問題は該委員會の委託事項の範圍を超えるものであるといふにあつた。更に又、ロンドン協定及びニールンベルグ條例が明白に示しているように、戰爭犯罪人を裁判することは種々の國家の國家的管轄權の問題であると強調されたのである。その犯罪が何等特殊な地理的かつ關係をもたないような犯罪人のみがニールンベルグ裁判所に上所で裁かるべきである。該委員會はニールンベルグ原則の本質を論ずることはしないように決定した。オランダ提案は、たとえ採用されてもこの決定には反對であつたであらう。オランダ提案は、

ニールンベルグ原則の實効化は國際刑事裁判所の存在を要望せしめるであらうと述べたのである。しかしながら、例えば國際犯罪人の判決の執行に關する法規のような、充全化を要望せしめる多くの諸點が存するのである。

合衆國代表は、該委員會か已にニールンベルグ原則に關連するある種の討議を避ける方針に已に決定しておつたのであるから、かかる事項に關する刑事手續を述べることとは矛盾しているということに同意した。それ故に同代表は、該委員會の報告書に於てはフランスの提案のみが記載せらるべく、且つニールンベルグ原則の本質は討議し得ないという該委員會の決議と結びつけるべきであると提議した。その結果、フランス代表の文書を討議することは差し控えた。

オランダ提案は、他方において該委員會の多數から支持されたのである。それは、該委員會は國際法の發達に關係をもち、且つ國際刑事裁判權の樹立といふことはかかる發達の一部であると論じたのである。それは發達の方法しかも極めて重要な方法にすら關係をもつのである。該委員會はニールンベルグ原則の方式化計畫を研究すべきためにのみ存するといふ事實は、國際刑事裁判所の存在が望ましいという見解を表明することを妨げるものではないのである。ニールンベルグ裁判所は少くとも言わずとも最初の國際刑事裁判所である。國際刑事裁判所の問題はニールンベルグ原則と極めて密接に關連しているので、これに觸れるのは當然であると思われたのである。オランダ代表は、その提案は已になされた提議に對し總會の注意を喚起することのみを意圖しているのであつて、それは決して

て國際法委員會に對し何等勸告をも含むものではないことを特に強調したのである。同代表は更にかかる問題に對し總會の注意を喚起することは疑もなく許さるべきことであると主張した。ロンドン協定に従えば、國家刑事裁判所の裁判權は戰爭犯罪人の上に及ぶという議論に關しては、國際刑事裁判所は一九四五年そのために國際裁判所が必要であると考えられた犯罪を取扱うため要求されたものであると指摘されたのである。

ニールンベルグ原則は戰時に犯された犯罪のみに關するものであるという所見については、該委員會は平時においても又犯され得る大量殺戮の問題を控えている以上、委任事項は該委員會をこれらの犯罪のみに限定するものではないと論ぜられたのである。ニールンベルグ原則とは別問題に、該委員會は國際犯罪に對する國際刑法典という課題に直面したのである。若しこの法典が國家裁判所によつてのみ適用されるものであるとするならば、その結果は該條規汎な變容擴張解釋が行われることになるであらうし、又法的決定の廣統一性を保障し得る最高裁判所 (cour de cassation) もないであらう。それ故國際刑事裁判所は必要である、何となれば國際刑法典をもつといふ事實そのものが必然的に裁判管轄權の紛争を解決し、既決の事件 (res judicata) の法則の遵奉を確實にし、且つ終局的には國際刑法典の解釋適用における統一性を保障することになるからである。

長い争論の後、ソヴィエツト代表は次のような提案を提議した。即ち

「フランス代表は國際刑事裁判所賛成案を提出したことを報告書

中に記載する事。該委員會は、この問題が總會により該委員會に興えられた委任事項の権限を越えるもの (ultra vires) であることを認めたと故に、この理由から本問題に關するその見解を表明しない」というのである。

この動議は票決に附せられたが、賛成五票反對十二票で否決された。

議長はそれに次いで、オランダ代表によつて提出された提案を票決に附した。それは賛成十票、反對五票、棄權二票で採決された。

その問題はかくして、該委員會の報告書中に第三節を包容することによつて決着した。その第三節は次の通りである。

「三、該委員會は又多數決を以て次のような事實に對し總會の注意を喚起することを決議した。即ち、ニユーロンベルグ裁判所及びその判決の諸原則の充全化は、國際的多邊條約によつて確然と承認され得る他の國際犯罪の處罰と同じく、かかる犯罪に對し管轄權を及ぼす所の國際司法權の存在を望ましめるであらう。」

エジプト、ポーランド、連合王國、ソヴィエツト社會主義共和國連邦及びユーゴスラヴィアの諸代表は、彼等はこの決議と意見を異にすることをこの報告書に記載することを希望した。彼等の意見では、國際裁判所の設置問題は、總會から委員會に附託した箇條外である。」

(四) 戰爭宣傳に關するポーランド代表の提案

ポーランド代表は、國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會に對し同委員會が推薦すべき次の如き議案を提出した。

「ニユーロンベルグ裁判所條例及びその判決により承認された諸原則の方式化は、以下の點を指摘した同條例の第二章を包含するものとする。(1) 侵略戰爭に關する宣傳は條例第六條a項による平和に對する罪を構成する。(2) 第六條c項の "before or" という句は削除さるべきである。」

しかし同委員會第十九回會議において、ポーランド代表は小委員會の仕事を選びよくするため第一の點を除き先きの提案を撤回すると宣言したのである。同代表はその直後に、次の如き聲明を發した。

「ポーランド政府は、侵略戰爭に關する宣傳は國際法の下では一の犯罪を構成し、且つニユーロンベルグ條例第六條a項に表示せられる如き戰爭のための準備の範疇に入るものと考える。この犯罪は、ともすれば國際間の軋轢の原因となり、又それを促進し遂には軍事的紛争にまで導きやすい準備の危険な形態である。それは事實上の武装解除の觀念に反する心理的武装の一形式である。一九三二年九月一日來實施のポーランド刑法典は、その第一一三條に侵略戰爭の宣傳の禁止を含んでいる。

「ポーランド政府は、何か類似の條項が平和と安全に對する犯罪の法典化にあたり、組み入れられることを期待し、且つ國際法委員會も最も重要な問題の一として本問題に適切な處置をとられることを要求する。」

この聲明は同委員會の第二十一回會議において討議された。ポーランド代表は、委員會が同代表の聲明の趣旨に賛成投票すべきであるということ并希望したのではなく、ただ單にそれがポーランド政

府の見解を表明するものとして報告に記載されるべきであるということとを欲するに過ぎないと強調した。ユーゴスラヴィア及びソヴィエト連邦の代表は共に全くポーランド聲明に同調するものであると聲明した。この聲明はそのまま委員會の報告に記録された。

(23) 上掲 section 2A 参照

Document A/AC. 10/34

(24) Document A/AC. 10/36, 29 May 1947, p. 4.

(25) Document A/AC. 10/SR. 19, p. 28.

(26) Document A/AC. 10/SR. 20, p. 2.

(27) Document A/AC. 10/21, 15 May 1947.

(28) Document A/AC. 10/36.

(29) Document A/AC. 10/28/Corr. 1, 2 June 1947.

三 總會の第二會期

(自一九四七年九月十六日至十一月二十九日)

ニュールンベルグ裁判所條例及び同裁判所判決の諸原則の方式化のための諸計畫に關する國際法の法典化及びその漸進的發達に關する委員會の報告は總會の第二會期に提出され、且つ第六委員會に附託された。一九四七年九月二十九日の第三十九回委員會における一般討議の後、第六委員會は國際法の發達及びその法典化の問題に關する第二小委員會へこの報告を附託した。³¹⁾

この第六委員會の小委員會は第十五回及び第十七回會議で國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會からの該報告を研究し

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

³²⁾ た總會が一九四六年十二月十一日の決議において、人類の平和及び安全に對する犯罪的の一般的法典化或はある種の國際刑法典に關連してニュールンベルグ裁判所條例及び同裁判所の判決において認められた諸原則を方式化する事業に非常な重要性を附與したということに認められたが、若干の代表者は戰爭犯罪人の審理が未だなお進行中であるからこの仕事は延期されるべきであるとの所信を披瀝した。フランス代表はこの點につき代表としての立場を留保した。國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會により既に提議されていたので、この仕事は、第六委員會の報告により、次期總會で選舉されるメンバーから成る國際法委員會に委託することに決した。小委員會は第六委員會が、總會は國際法委員會に次のことを準備するよう指示する決議案を採擇することを總會に對し勸告するよう提案した。即ち、「(a)ニュールンベルグ裁判所條例及び同裁判所の判決において認められた國際法の諸原則を包括する條約草案及び、(b)上記(a)に述べた諸原則に與えらるべき地位を明瞭に指示する、人類の平和及び安全に對する罪に關する法案。」

第二小委員會の報告は、一九四七年十一月二十日の第六委員會第五十九回會議において研究された。ソヴィエト社會主義共和國連邦の代表は、國際法委員會に對し、「(b)(a)に述べた諸原則に與えらるべき地位を明瞭に指示する、人類の平和及び安全に對する罪に關する或る法典の一般計畫案。」の準備を命ずるために小委員會の決議案の(b)項に對する一修正案を提出した。この修正案は連合王國代表によつて反對された。即ち同代表は、ソヴィエト修正案は國際法委員會を構成するような一群の著名な法律學者には全くふさわしく

ない、或る法典の輪廓若くは計畫のみを要求するものであるということを描したのである。法典そのものを用意すべきであるか、さもなければ全然何もなすべきでない。この修正案は採決に附され、二十一票對八票で否決された。

小委員會決議案の(a)項について合衆國代表は、「……を具體化する條約草案」(“a draft convention incorporating”)という語句は削除されるべきである、その理由としてかかる語句は「該委員會を餘りにも多く制約する」と主張した。同代表はむしろ「方式化」(formulation)という語がよいと述べた。この修正意見は二十二票對七票で可決された。

ニールンベルグ條例の諸原則の法典化に著手することはこれら原則の遂行の過程が現になお進行している間は危険なことであるから、この決議案は採擇されるべきではないとキューバ代表は主張した。この提案は後日に殘さるべきである。法案はニールンベルグ條例若しくは同裁判所の判決とは無關係に戰時犯罪について準備さるべきである。これらの所見に應えて連合王國代表は、戰爭犯罪人の審理が未だ進行している限りこの事業は延期さるべきことを小委員會が既に提案したという點を描した。

議長はこの小委員會の報告を修正意見として採決に附した。これは二十一票對八票で採擇された。

ニールンベルグ裁判所條例及び同裁判所の判決書において承認された諸原則の方式化に關する決議案を含む第六委員會の報告は、總會に提出され、一九四七年十一月二十一日の第百二十三回本會議における總會によつて審議された。ソヴィエツト連邦代表はこの決

議案の票決を差控えると言明した。その理由はニールンベルグ裁判所條例で認められた諸原則の方式化に就いて執らるべき方法に關し、ソヴィエツト代表團と第六委員會の大多數の構成員との間には意見の相異があるというにあつた。同代表は、ソヴィエツト連邦代表團は前述の諸原則が規定せられる協定を起草し且つ人類の平和と安全に對する罪の處罰に關する法案を準備することは本質的なことであると考えると附言し、而して第六委員會によつて採擇された決議案はかかる協定について何等の準備することもなかつた故に、ソヴィエツト代表團は票決を差控えるであらうというのである。この決議案は票決に附され、四十二票對一票棄權八票で採擇された。

採擇された報告及び決議 (117 (II)) の内容⁽³⁸⁾

ニールンベルグ裁判所條例及び同裁判所の判決において承認された諸原則の方式化のための計畫。國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會の報告。

第六委員會の報告

報告者—Mr. G. Kaackembek (ベルギー)

一九四七年九月二十三日の第九十一會議において總會は、國際法及びその法典化の漸進的發達に關する委員會によつて提出されたニールンベルグ裁判所條例及び同裁判所の判決(Document A/332)において承認された諸原則の方式化のための諸計畫に關する報告書を第六委員會に附託した。

一九四七年九月二十九日の第三十九會議で第六委員會は一般的討

議の後、該報告書をその第二小委員會に附託した。而して同小委員會は龍蔣氏（中國）司會の下に一九四七年十月三十日の同小委員會第十五回會議において該報告書を研究した。

一九四六年十二月十一日の決議（95（C））において總會は、人類の平和及び安全に對する罪の一般的法典化若しくは國際刑法典に關連してニュールンベルグ裁判所條例及び同判決において承認された諸原則を方式化せんとする仕事に對し非常な重要性を附與したのであるが、若干の代表は、この仕事は戰爭犯罪人の審理に更に進捗を見るまで延期さるべきであるとの所信を表明した。フランス代表はこの點に關し代表としての立場を留保した。

本件を或る臨時の機關に附託すべしとの提案を九票の多數によつてさき否決したので、小委員會は、國際法の漸進的發達及びその法典化に關する委員會により提案されていたように、該問題を國際法委員會に附託することに決定した。この國際法委員會の構成員は第六委員會の勸告にもとずき次期の定期總會において選舉される。かくて同委員會は總會は、次の決議案を採擇すべきであると提案した。即ち、

「ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決において承認された諸原則の方式化。」

總會は、

ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決において承認された國際法の諸原則の方式化を國際法委員會に附託し、且同委員會の構成員は決議（174（II））に従ひ次期總會において選舉するべきであることを決議する。尙、

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

委員會に次のことを命ずる、

(a) ニュールンベルグ裁判所條例及び該裁判所の判決において承認された國際法の諸原則を方式化すること。及び

(b) 上記小節(a)項の中に擧げられた諸原則に與えらるべき地位を明瞭に指示する、人類の平和及び安全に對する罪に關する法案を準備すること。

(31) 此の小委員會は以下の諸國からの代表により構成される。即ち、オーストラリア、ブラジル、支那、コロンビア、ドミニコ共和国、フランス、ギリシヤ、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ソヴェエツト社會主義共和國連邦、連合王國、アメリカ合衆國、及びユーゴスラヴィア等。中國代表が議長に、オランダ代表が報告者に夫々選ばれた。

(32) 第十五、十七回會議の速記録 Documents A/C. 6/S.C. 5/SR, 15, 17.

(33) Document A/C. 6/180/Rev. 1, 18 November 1947.

(34) 第五十九會議速記録 document A/C. 6/SR. 59.

(35) Document A/C. 6/202.

(36) Document A/505.

(37) Verbatim records of the General Assembly, Vol. II, p. 1282.

(38) Document A/505. Resolution 177 (II), Document A/519, pp. 111—112.

第三部 ニユーロンベルグ裁判所による條例の適用

一 條例の法的性質

ロンドン協定とその附屬條例とは、明確にされた一群の事件に関する一特別裁判所(或は結局若干の特別裁判所)の審理に備えるのである。この協定は、その犯罪がいかなる特殊な地理的所在を有しないところの戰爭犯罪人の裁判のために一定の國際軍事裁判所を設立すべきであるとし、又同裁判所の構成、管轄、機能等は附屬條例中に明示されているものにかざる旨を規定している。條例中の更に詳細な條項に従えば、裁判所は起訴により指名された歐洲樞軸諸國の主要戰爭犯罪人を審理し、處罰すべきものである。條例はまた適用すべき實體法(substantive law)を定め、かつ有罪の決定に際し死刑もしくは裁判所が正當であると決定すべきその他の刑罰を被告に科しうる権限を裁判所に付與している。更にまた條例は、當事者は裁判所に對しいかなる異議の申立ても出來ず、又いかなる被告の有罪無罪に關する裁判所の判決も最終的なものでなければならぬと規定している。本協定及び條例はかくて或る特定の事件若しくは一群の事件に對し一特別裁判所(an ad hoc tribunal)により適用せられる一の判例法(law in casu)として現われぬ。

この立場は裁判所によつて認められた。即ち裁判所はその判決で次の如く述べている。「本裁判所の管轄權は協定及び條例中に規定されており、又本裁判所の管轄に歸屬し且つ個人的責任の間わるべ

き諸犯罪は第六條中に明示されている。條例に定められた法(the law of the Charter)は決定的なものであり、裁判所を拘束するものである。⁽³⁸⁾」別の箇所では條例第六條に關して以下のよう述べている。「これらの條項は本件に對し適用さるべき法規範として裁判所を拘束しつつある。⁽³⁹⁾」又侵略戰爭の犯罪的性格を討議した際に裁判所は次の如く宣言した。「條例は、侵略戰爭の計畫若しくは遂行、或は國際條約を侵犯せる戰爭を以つて犯罪となすのであるから、ロンドン協定實施以前の侵略戰爭が犯罪であつたか否か、或はどの程度の犯罪であつたか等を嚴密に考慮する必要はないのである。⁽⁴¹⁾」

しかしながら他面裁判所は、この條例が現存の國際法と兩立し得るものと考えられるや否やという點に關し廣範の議論を展開するために訴追と辯護を許した。訴訟手續の劈頭辯護人により提起された次の如き動議を裁判所が却下したことは事實である。それは條例中一定の條項が國際法に適合するやにつき疑義ありとし、且つまた審理の法的根據に關する見解は國際的に認められた國際法の専門家達により保證せられたものであることを要求するというのである。けれどもこの動議は、單にそれが裁判所の管轄權に對して抗辯を構成するものであるとの理由で否認されたのである。但し動議がこれと別の論議を含んでいた場合には、裁判所は何れ後の段階で聽取する用意があると言明した。⁽⁴²⁾しかも條例と現行國際法とが兩立するか否かは單にこれらの當事者によつてのみ討議されたのではない。裁判所自身條例中若干の條項の解釋適用に際してはこの問題を注意深く検討したのである。

この検討の結果は次に引用する裁判所の一般的論述によつて概括し得よう。「條例の作成は、ドイツ帝國を無條件降伏せしめた諸國家による最高立法權の行使であり、しかも占領地域に對するこれら諸國の疑もなき立法的權限は從來文明の世界によつて認められて來たところである。この條例は戰勝國側の一の專斷的な權力行使ではなく、裁判所の見解ではそれは裁判所を創設した當時に存した國際法の表現であり、然る限りそれ自體國際法に對する一の貢獻である。」

「署名國は本裁判所を創設し、裁判を行ふための法規を定め、且つ審理の適切な處理に關する諸規則を作成した。このよつにして各國は、その何れの國でも單獨でなせばなし得たことを共同的に遂行したのである。というのはどの國も法を執行するために特別的裁判所を設立するというような權限を有することは疑いもない筈であるから。裁判所の構成について被告達が要求しうるすべてのことは、諸事實及び法規に關する公正な審理を受けるといふことである。」⁽⁴³⁾

裁判所に從えば、そこで條例は國際法上二重の根據を有している。第一に、それは國際法の下における權能の行使によつて署名國により創られたものであり、第二に、條例はその内容に關しては國際法から逸脱するものではなく、それは單に既存の國際法を表現するに過ぎないものである。

裁判所はかように條例の範圍を可なり擴大すると同時に法廷自身の判定の範圍を擴張した。これは單に判例法 (lex in casu) 即ち既に裁判された判決例の法としてばかりでなく、また一般國際法の權威ある一表現として條例の效力を肯定したものである。従つて裁判所は結局、裁判所の條例に關する解釋及び適用を單に判例法 (lex

in casu) としつのみならず同時に一般國際法の解釋及び適用と解したのである。

(39) "Nazi Conspiracy and Aggression, Opinion and judgment," United States Government Printing Office, Washington, 1947 (爾後 Judgment とし引用) p. 48.

(40) Judgment, p. 4.

(41) Judgment, pp. 48-49.

(42) "Nazi Conspiracy and Aggression," supplement B, United States Government Printing Office, Washington, 1948, pp. 1 and foll.

(43) Judgment, p. 48.

二 國際法の下における個人の刑事責任・國家の行爲・上官の命令

條例中最も重要な條項は、第二節に、また特に第六條の中に規定されている。本條は、歐洲樞軸諸國のために行動し、同條に明示されている次の如き諸犯罪、即ち平和に對する罪、戰時犯罪及び人道に對する罪の何れかを犯した者を審理し、處罰する權限を裁判所に附與している。これらの條項の適用は裁判所をして「國際法の下における個人の刑事責任」を含めた基本原則に關する重要な論述をなさしめる結果となつた。條例の下に罰せらるべき特定の諸犯罪に關する規定の裁判所による解釋及び適用を分析せんとするに先き立つて、此の一般問題並にこれに關連する他の一般的疑問について裁判所の立場を説明することが適當と思われる。

A、辯護側の互駁

辯護側は法廷における抗辯で最初に、國家のみが國際法の主體であるから、個人には現行國際法の下では刑事責任があり得ないと主張した。フランクの辯護人は次の如く述べている。「それは法の存するところ、個人ではなく主權國のみが國際法の主體たり得るといふ原則に立脚するのである。」又ザイス・インクアールの辯護人は、A・ウォン・フェアドロスの、通説によれば、個人ではなくして、國家が「國際法上の犯罪」の主體たり得るといふ趣旨の主張を引用した⁽⁴⁵⁾。辯護側は更に、或る犯罪とされた行爲は國家の行爲に他ならず、従つて國家のみにその責は歸せらるべく、國家の機關としてその行爲を犯した個人の責に歸せらるべきではないといふ點を明らかにしようとする。リップントロップの辯護人の主張したことは、「政治家は自國民の利益を圖ることを委任されている。若し彼等がその政治を誤つた場合、その行爲の結果は彼等がそのために行動した國家が擔うべきであつて、彼等自身は歴史の審判によつて裁かれるのである。しかし法的意味においては彼等は、その國家が責を負つた行爲即ち國際法違反と見做された行爲につき單に自國に對してのみ責任がある。件の行爲によつて被害を蒙つた外國は個人的行動の責任を論ずことは出来ない。」⁽⁴⁶⁾といふのである。けれども辯護側はまた、戰爭に關する慣行は若干の戰時犯罪について「國家主權を尊重する國際法によつて立てられた個人と諸外國との間の隔壁」を從來も例外的には除去して來たといふ點を認めた⁽⁴⁷⁾。辯護側による國家の行爲に關する抗辯は、特に平和に對する罪として犯罪と

せられた行爲に關するといふ點に根據があつた。若しドイツ帝國が國際法を侵犯して他國を攻撃すれば同國は國際法の下に罪を犯すものであり、従つて當該法規の諸規定にしたがい責を負ふとの主張があつた⁽⁴⁸⁾。併しそれはドイツ帝國のみであつて、よしんば國家の元首であろうとも個人ではない。近々四世紀の間にこの國家は個人を超越した權威を獲得するに至つた。それは兎も角、國家は諸々の個人を通じて行動しなければならなかつた。けれども國家の機關としての個人によつて遂行された諸行爲は、事實、國家の行爲であつてその個人の私的行爲ではなかつたのである。

戰爭及び平和に關する彼等の決定に對して個人を罰することは國家の觀念を破壊するものであらう。それは現に效力を有する國際法の根本的諸原則を放棄することによつてのみなし得よう。「普遍的世界法によつて國際法により禁止されている戰爭の計畫、準備、開始及び遂行に参加した者は或る國際的司法裁判所に出廷せしめ得るに至れば、國家存立の根本的諸問題に關する決定は超國家的統制に屬するものとなるであらう。勿論、かような國家をなお主權國と呼ぶことはできよう、しかし、それは最早主權的ではないであらう。」⁽⁴⁹⁾

(44) "Nazi Conspiracy and Aggression," supplement B, p. 379.

(45) *Ibid.*, p. 350.

(46) *Ibid.*, p. 186.

(47) *Ibid.*, 186 (cf. p. 174).

(48) Dr. Jahreis for all the defence counsels. *Ibid.*, pp. 24 and foll.

B 檢察側の論告

檢察側では、本問題は主としてイギリス檢察官ハートリー・ショークロス卿によつて論及された。被告個人に關する最終論告⁽⁵⁰⁾において彼は、國家のみが國際法の下では責任を負い、個人は責任を追及せらるべきではないとの辯論を攻撃した。個人ではなくして、國家のみが國際法の主體であるということは今日まで争われて來たところであると彼は述べた。ショークロスはかかる國際法の原則の存在を一切否定したのである。彼は國際法によつて直接個人に義務を課している例として海賊行爲 (piracy)、封鎖侵破 (breach of blockade)、スパイ行爲及び戰時犯罪 (war crimes) 等の問題を挙げた。條例中に取扱われている諸犯罪について彼は次の如く言明した。「國家の權利及び義務とはすなわち人の權利及び義務であるということ、而もそれが個人を拘束しないとすればそれは何者をも拘束するものでないということを肯定することは他のいかなる領域におけるより最も必要である。」ショークロスはその後、國家行爲説に基く辯護のための議論を批判した。彼の述べたところは次のようである。「そこでこの議論は別の面にかかわれる。件の行爲が國家の行爲であるとすれば、その國家の手段として當該行爲を遂行する者は個人的責任がなく、しかも要求の如く彼等は國家主權の蔭に責を免るべき正當な權利が與えられる。勿論、この議論が戰時犯罪に對して何等かでも適用されるということは示唆されていないし、またわれわれはこの人々は何れも無數の戰時犯罪につき有罪である

ニューロンベルグ裁判所條例及び判決

と提言するのであるから如上の問題を空論として片づけてしまふことは充分可能である。併しそのような方法はこの訴訟手續が國際法の今後の發達の上に有する價値を恐らく減少せしめるであらう。さて一の國家は他の主權國家或はその元首若しくは代表者に優越する何等の權威を有しないということを數々の裁判所が嘗つて肯定した一連の判決があるということは眞實である。これらの判決は國際禮讓 (the comity of nations) 及び平穩圓滑な國際交通に關する教訓 (precepts) に基いていたのである。即ち主權の承認がそれ自體國際關係を促進するような場合を除けば、それは眞に外國主權のいかなる不可侵性にも由るのではない。諸々の機關を構成す人々、國家の背後に在る人々は、國家が彼等の指圖に従つて國際法の諸規定が據つて立つところのかの禮讓そのものを放棄することを明らかにする以上、彼等が創造し、支配する當の抽象的實體に依存する資格が與えられるという主張に對しては、これらの判決は實際何らの權威をも添えるものではない。」

(50) 下記の通りは、「The Trial of German Major War Criminals. Speeches of the Chief Prosecutors..... at the close of the case against the individual defendants. His Majesty's Stationary Office, London 1946 (以下、「Concluding speeches concerning individual defendants」として引用)」、pp. 57 and foll. 参照。

C 裁判所の判定

裁判所は國際法の下における個人の刑事責任を肯定することに何

等躊躇しなかつた。裁判所は判決で次のように述べた。「國際法は主權國家の行爲に關するものであつて、個人に對する何らの處罰をも規定するものではない。更にまた件の行爲は國家のそれであつて、その行爲を遂行する者は個人的に責任がなく國家主權の原則により保護されるという論述があつた。然るに裁判所の見解では、この二つの申立はいずれも却下されるべきである。」⁽⁵¹⁾ 裁判所はすすんで、國際法が國家に對すると同様に個人に對してもまた諸々の義務や責任を課するものであるということは多年に互り認められて來たことであると述べた。ついで、個人が國際法の侵犯につき處罰され得ることを肯定し、「國際法違反の罪は人間により犯されるのであつて、抽象的實在によるものではない、又かかる罪を犯す個人を處罰することによつてのみ國際法の諸規定は勵行され得る。」と續けた。

個人は國家の行動に對しては責任がないとの論點に關し裁判所は次の如く述べている。「或る事情の下においては國家の代表者達を保護するところの國際法の原則は、國際法により犯罪として刑を宣告される行爲に對しては適用され得ない。如上の行爲の行爲者自身は、適當な訴訟手續で刑罰を免れるためにその公職上の地位の蔭に身を隠すことは不可能である。」⁽⁵²⁾ 國家の行爲に關する先の理論を却下するに際し、裁判所はこの原理的な聲明に加えて條例第七條の明瞭な規定に根據を求めた。即ちその條文は次の如くである。「被告の公的地位は、國家の元首たる又政府各部の責任ある官職たるを問はず、その責任を免除し刑を減輕するものとして考慮されない。」⁽⁵³⁾ 實際に裁判所は國家の行爲に關する抗辯を却下することで満足しなかつた。即ち更に續けて以下の如く述べたのである。「他方に條

例の眞髓は、個人はその個人の國家により課せられる國內的服從の義務 (the national obligations of obedience) を超越するところの國際的義務 (international duties) を有するといふ點である。戰時法規を侵犯する者は、たとえ國家の權能に從つて行動したとしても若しその國家が行動に權限を與える (authorizing act) に際して國際法の下における自らの權限を逸脱して行ふならば、無答責たり得るものではない (cannot obtain immunity)。⁽⁵⁴⁾ 裁判所はかくして全く一般的に國內法の下における權利及び義務に對し國際的義務の優位を肯定したのである。國際法を侵犯する個人は、その行爲が國家によつて權限が與えられたという理由のためにも、或いはたとえそれが國內法の下で義務であつたとしても、なお自己の責任を回避し得ないのである。

しかしながらこの原則が、國際法の違反者が國家の授權にもとずいて行動したり、或はまた特に國民的義務に迫られて行動したという事實を勘考する一切の可能性を排除するものとは思われない。かような事情は事實犯罪者の責任を機械的に排除するものではなく、特殊な場合において犯罪の主觀的要件例えばその犯罪者が自由な行爲主體として行動したか否かという疑問を考慮する時に必要であるように思う。これが裁判所の見解であつたといふことは、裁判所條例第八條に關する解釋から明らかであつて、同條は以下の如く規定している。「被告が自國政府若しくは或る上官の命令に從つて行動したという事實は、彼をその責任から免れしむべきものではないが刑の減輕につき考慮され得る……。」⁽⁵⁵⁾ 裁判所の言明に従えば、この箇條を適用する場合の眞の標準は「命令の存在ではなくして、良心

的な選擇 (moral choice) が事實可能であつたか否かということである。」

(51) Judgment, p. 52.

(52) Judgment, p. 53.

(53) Judgment, p. 53.

(54) Judgment, p. 53-54.

三 國際犯罪一般

個人は國際法違反の罪のために處罰さるべき責任があるということとを定めるに當つて、裁判所は國際犯罪についていかなる精確な定義も與えなかつた。又單に若干の犯罪もしくは一群の犯罪の處罰のための條項のみを含む本條例中にもかかる定義は見られない。

しかし、條例第六條に列記されている犯罪はロンドン協定の實施以前既に國際法の下における犯罪であつたということを證明して、裁判所はその見解において若干の行爲を國際法違反の罪にするということにつき或る表示を與えたのである。

訴訟手續期間中この問題は、第六條は一の事後法 (ex post facto law) を構成し、且つ「法なき所いかなる犯罪も成立せず、法によらば如何なる刑罰も科せらるることなし」(nullum crimen sine lege, nulla poena sine lege) の原則に牴觸するものであると主張した辯護側の抗辯と密接に關連してゐた。これは侵略戦争に訴えることが國際犯罪であるとする規定については特に眞實であると述べられた。「事後處罰 (ex post facto punishment) はあらゆる

文明諸國の法律と相容れないということ、いかなる主權國家も申立の犯罪的行爲がなされた當時未だ侵略戦争をもつて一の犯罪であるとした試はなかつたということ、いかなる規程もかつて侵略戦争を定義したことはないということ、いかなる刑罰もその犯罪に對して固定的なものであつたことはないということ、そしていかなる裁判所も犯罪者を審理し處罰するために創設されたことはかつてないと申立てられた。」と裁判所は述べている。

しかし裁判所は次の如く續けた。「法なきところに犯罪なし (nullum crimen sine lege) という格言は主權の制限ではなく、一般司法の原則である。」かくて裁判所の見解では、それは本件の諸事實には適用されなかつた。條約や保障を無視して近隣諸國に無警告で攻撃を加えたものを處罰することが不當であると主張するのは明らかに眞實に反する、というわけはかかる事情において攻撃者は自ら惡を爲しつつあることを知らねばならぬので、彼を罰することが不正であるわけはなく、もし彼の惡が處罰されるに至らずして許されることすれば、それこそ將に不當であるから」

けれども裁判所は、ドイツの侵略に對して責任ある個人を罰することの正當性をここに肯定することで満足はしなかつた。裁判所は進んで今次大戦勃發當時既に侵略戦争に訴えることが國際犯罪であつたということを説明した。裁判所はその證明として先ず第一に、一九二九年のドイツ・イタリー及び日本を含む六十三カ國により締結されたケロッグ・ブリアン條約によつた。裁判所はその最初の二カ條を引用しているがそれは、當事國は彼等が國際紛争の解決のため戦争に訴えることを非とし、且つ當事國は相互に國策の手段とし

ての戦争を放棄することを嚴肅に宣言し、又更に當該諸國家間に起り得べきあらゆる種類の紛争の解決も平和的手段による以外決して他に求めらるべきでないということに同意したものである。裁判所はその後以下の如く、該條約の法的效力を詳細に説明した。「本條約に調印し、これに無條件に加盟した國々は將來に互つて國策の手段として戦争に訴えることを非とし、且つ特にこれを放棄したのである。條約調印後いかなる國と雖も、國策の手段としての戦争に訴えるものは本條約に違反するものである。裁判所の見解によれば國策の手段としての戦争の嚴肅なる放棄は必然的にかかる戦争が國際法上不法であるという前提を含むものである。こうした不可避的なきも恐るべき結果を伴う戦争を計畫し、遂行する者はそうすることによつて一の犯罪を犯しているのである。國策の手段として企てられた、國際紛争解決のための戦争は、確かに侵略戦争を含むものであり、従つてそのような戦争は本條約によつて法的保護を剝奪されるのである。」⁽⁵⁸⁾ケロッグ・ブリアン條約に關する上記の解釋を支持するの

訴えることは單に不法であるばかりでなくまた犯罪であるというバリー規約に裁判所が下した解釋を強化した。世界の良心によつて要求される侵略戦争の禁止は本裁判所がたつた今言及した一連の規約及び條約等の中に表われている。」⁽⁵⁹⁾

ケロッグ・ブリアン條約が明瞭に侵略戦争を犯罪視せず、或はかかる戦争を遂行する人々の審理と處罰に備えていないとの議論は、ハーグの交戦法規 (the Hague war regulation) により創造された法的地位に論及することによつて觸れられた。即ち裁判所は次のように述べている。「けれども本規約はかかる戦争が犯罪であり或いはそのような戦争を起す人々を審理すべき裁判所を設立するという點を明瞭に規定してないということが論議されている。その點ではハーグ條約中に含まれている戦時諸法規 (the laws of war) についても同様に眞實である。一九〇七年のハーグ條約は、戦争の遂行につき若干の方法によることを禁止した。即ちそれは、捕虜の非人道的取扱ひ、有毒兵器の使用、休戦旗の不當な使用及びこれに類似の諸事項等を含むものである。かかる禁止の多くは、該條約調印のずつと前から既に勵行されていたのであるが、一九〇七年以來それらは戦時法規違反として明らかに犯罪であり、戦争法規に反する犯罪として處罰されるべきものとなつた。然るにハーグ條約は何處にもこのような實行 (practices) を犯罪的なものとして指摘してないし、又いかなる處刑も定められていないし、或いは違反者達を審理し、處罰すべき法廷については何等述べられていない。しかし多年に亙り幾多の軍事裁判所はこの條約によつて定められた陸戦法規侵犯の罪を犯した個人を審理し、處罰してきたのである。裁判所の

第六回汎米會議で採擇された一九二八年二月一八日附全會一致の決議案等を擧げて述べた。裁判所は、侵略戦争を國際犯罪として烙印する國際社會の意志の強力な證據としてこれらの文書に根據を求めた。即ちこう述べている。「嚴肅になされた意見に關するすべてこれらの表明及び引用し得たその他の意見等は、裁判所が侵略戦争に

見解によれば、侵略戦争を遂行する者はひとしく不法をなしつつあるのであり、且つハーグ條約の諸規定の一に對する侵犯よりも遙かに重大な事を行つてゐるわけである。本條約の言葉を解釋する場合に、國際法は國際的立法機關の產物ではないということ、またたとえバリー規約の如き國際協定は法の一般原則を扱ふべきであつて、訴訟手續の處理事項 (Administrative matters of procedure) を扱ふべきではないということが銘記されるべきである。戰時法規は單に條約においてのみならず、漸時に世界的承認を得るに至つた諸國家の様々な慣習並に實行の中にも、又法律家によつて適用され、軍事裁判所により實行された正義の一般原則からも見出されるはずである。この法は靜止的なものではなく、不斷の適合によつて變轉する社會の種々の要求に従うのである。事實多くの場合、條約は既存の法の諸原理の一層正確な關係を表明し、定義するに過ぎぬのである。⁶⁰

裁判所が國際犯罪を國際的に不法な行爲換言すれば國際法の侵犯と同一視しないということは先の引用文から明かである。裁判所は、ケロッグ・ブリアン條約の解釋として、この規約の故に侵略戦争に訴えることは「單に不法であるばかりでなく、また犯罪的である」と述べた。裁判所はかように「不法性と犯罪性との間を區別してゐる。即ち犯罪的行爲は確かに不法な行爲であるが、すべての不法な行爲が犯罪性を有するわけではない。國際犯罪は何といつても單なる國際法の侵害以上のものである。國際法の下で不法なるものと犯罪的なるものとの間を區別することの必要は容易に理解し得る。この區別なくしては、國際法のあらゆる侵犯は、犯罪的行爲と見做されよう。即ちそのため當該行爲をなした個人は處罰され得る。以上

に見た如く、裁判所は國際犯罪に關する限り、國家の行爲は、その行爲者たる個人に歸せらるべきではないとの抗辯を容認することを拒否した。従つて、若し國際犯罪と國際的非法行爲とを同一視するならば、個人は國家によつて爲された國際法のあらゆる侵犯に對する處罰に服することになる。國家の國際的責任は、國家の名において行爲する個人の刑事責任をかくて自動的に包含するものである。

裁判所の見解によれば、國際法の侵犯を國際犯罪として性質決定するものは何であるかに就ては、固よりそれが國際犯罪に關する明確な定義を含むものではないが、上に引用した諸節より若干の推論をなすことが可能である。併しながら裁判所のこの推論は、不法行爲の犯罪性を立證する爲に必須なるものよりもむしろ不必要な事柄に關してより明確な結論を認めたものといわねばならない。或る條約が禁止する行爲は、それがよしんば明白に犯罪として示されていないとしても、なお犯罪たり得ると裁判所が主張したことは一九〇七年のハーグ條約の法的效力に關する一節からして明かである。

裁判所の見解では、この條約がかような行爲を犯す個人の審理と處罰に對して備へあることもまた不必要である。裁判所は、かつて幾多の軍事裁判所がハーグ條約に定められた陸戰法規の侵犯に對し實際に個人を審理し、處罰したという事實に非常な重要性を認めた。けれども裁判所は侵略戦争の遂行はロンドン協定以前既に一の國際犯罪であつたと考えたのであるから、侵略戦争に對して刑罰を以つて報いた裁判のいかなる前例もかつて存在したという立證は出來ないとしても、裁判所が國際犯罪の必須の一基準たるべきものとしてかかる慣例を主張したのではないことは明らかなやうである。上の諸

事實即ち若干の行爲を犯罪のなものととして明瞭な烙印を押すこと、かかる行爲の犯罪人處罰のための特別規定或はそれを犯す人々に實際に現實の處罰をすること等はいずれも、裁判所の見解によれば、當該諸行爲の犯罪的性質の十分な證據であるといふことは疑う餘地がない。併したとえかかる基準のすべてを缺くとしても國際的に不法な行爲は、裁判所に従えば國際犯罪と見做されうる。裁判所は、ケロッグ・ブリアン條約によつて國策の手段としての戰爭の嚴肅なる放棄は、かかる戰爭を國際法上不法たらしめると同時に又犯罪たらしめるものであると主張し、且つ大多數の文明國及國民は侵略戰爭に訴へることは國際犯罪であるとの意思をもつてゐる強い證據であると考へる國際文書を指摘して、この規約に對する裁判所の解釋を強化した。國際社會内部におけるかような意思の存在は明らかに裁判所の眼から見れば禁止された行爲を國際法の下で犯罪たらしめる決定的な要因であつた。

- (55) Judgment, p. 49.
- (56) Judgment, p. 49.
- (57) Judgment, p. 49.
- (58) Judgment, p. 50.
- (59) Judgment, p. 52.
- (60) Judgment, pp. 50-51.

四 平和に對する罪

A、平和に對する罪の範疇

條例第六條において平和に對する罪とは以下の如く定義される。「次の諸行爲若しくはその何れか一つの行爲は、裁判所の管轄に屬する犯罪で、それに對しては個人的責任が存する。

(a) 平和に對する罪、即ち、侵略戰爭又は國際條約、協定若しくは保障の侵犯による戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行、又は上記いづれかを達成する爲の共同計畫若しくは共同謀議への參調……」條例はかように平和に對する罪の二つの範疇を區別してゐる。即ち、

(1) 侵略戰爭又は國際條約、協定若しくは保障を侵犯する戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行。

(2) 「上記何れか」の達成の爲の共同計畫若しくは共同謀議への參調。

起訴狀はこの區別に従つた。即ち、起訴狀の訴因第一は、「條例に定義されている如く、平和に對する罪、戰時犯罪或いは人道に對する罪を犯すべき、又はそれらの遂行を含む、共同計畫若しくは共同謀議の方式化又は執行に」關與したことで被告等を公訴した。訴因第二は、「侵略戰爭であつて同時に又國際間の條約、協定若しくは保障を侵犯する戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行に」關與したことで被告等を公訴した。「條例は侵略戰爭に關する諸行爲を爲すべき場合を除き、いかなる共同謀議も單獨の犯罪として定義してない」といふ理由に基き、裁判所は被告等が戰時犯罪及び人道に對する罪を犯すべく共同謀議をなしたとする訴因第一にもとづく公訴を無視した。訴因第一にもとづく諸々の公訴について裁判所は結局、「侵略戰爭を準備し、開始し、遂行すべき共同計畫」のみを考慮に入れ

たわけであらう。

平和に對する罪の二つの範疇は、それらが共に侵略戦争或は國際間の條約、協定若しくは保障を侵犯する戦争に關連しているという點で同じ特徴を有する。

(1) "Trial of War Criminals." Department of State Publication 2420. United States Government Printing Office, Washington, 1945, p. 25.

(2) Ibid., p. 37.

(3) Judgment, p. 56.

(4) Ibid.

B 侵略戦争

條例は「侵略戦争」という言葉の定義をしていない。そして裁判所もまた何ら定義を與えることの必要を認めなかつた。裁判所は、「若干の被告が十カ國に對して侵略戦争を計畫し、遂行したこと、従つてこの一連の犯罪につき有罪であること」、又それ故に「本件をこれ以上仔細に論議することは不必要である」と述べた。⁽⁶⁶⁾ 侵略戦争の存在に關する裁判所の決定は、「戦前及び戦時中の諸事件の綿密な史的調査にもとづいたものであり、又それらの事實に對する裁判所の評價の結果であつた。

裁判所は、オーストリア及びチェコスロバキアの占領を侵略戦争とは見做さなかつた。即ち裁判所は次の如く述べている。「起訴状の中で言及されている最初の侵略的行爲はオーストリア及びチェコスロバキアの奪取である。そして同狀により公訴された最初の

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

侵略戦争とは一九三九年九月一日に開始されたポーランドに對する戦争である。⁽⁶⁶⁾ 裁判所は更に、「他の諸國に對する侵略戦争を遂行すべき計畫を促進する爲に豫ねてより仕組まれた侵略の第一歩」としてオーストリアへの侵入に言及した。オーストリアの奪取に關して積極的に連坐していたカルテンブルンナー (Kaltenbrunner) の罪の量定にあたり裁判所は次のように述べた。即ち「獨逸合邦 (The Anschluss) は、一の侵略的行爲ではあつたけれども侵略戦争としては公訴されていない。又訴因第一の下におけるカルテンブルンナーに對する證據は、裁判所の見解によれば、彼が如上の戦争遂行の爲のいかなる計畫にも直接參劃したことを示すものではない。」⁽⁶⁷⁾と。

シャハト (Schacht) の場合の辨論において裁判所は、彼がオーストリア及びズデーテン地方の占領に關與したことを述べ、なお因みに「その何れも侵略戦争として公訴されない」と附言したのである。「フォン・パーペン (von Papen) については次の如く法廷は述べている。「公使としてオーストリアに對するフォン・パーペンの主な目的がシユシュニツク政權 (The Schuschnigg regime) を秘かに顛覆し、且つ獨逸合邦を實現する目的でオーストリア・ナチスを強化するにあつたということが證據によつて明かである。この計畫を仕遂げるために彼は陰謀と脅迫を行つた。しかしながら條例は、たとえいかに醜惡であろうとも政治的意義に反する非行を以つて犯罪であるとはしない。條例の下ではフォン・パーペンは、單に彼が侵略戦争の計畫に關與したか否かによつてのみ有罪を主張し得るのである。更に後の侵略的行爲を目指す第一歩であつたオーストリア占領計畫に彼が關係したということ、ましてや、必要とあ

れば侵略戦争に訴えてオーストリアを占領せんとする諸計畫に彼が參加したという證據は何もない。⁽⁷⁰⁾」

ポーランド、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ルクセンベルグ、ユーゴスラヴィア、ギリシャ、ソヴィエト連邦及び合衆國等に對しドイツのつけた好戰的な手段は、例えば「侵入」(invasion)、『侵略』(aggression)、『侵略戦争』(aggressive war)、『或は合衆國に關する限り單に「戦争」(war)』というように、その敘述に種々の表現が用いられているが、裁判所によればすべて侵略戦争 (aggressive wars) と見做された。

裁判所はかように、記訴狀においてなされたオーストリア及びチエッコスロヴァキアに對する侵略的行爲とポーランドに對する攻撃に始まつた一連の侵略的諸戦争との間の區別に從つたのである。裁判所はその結果「侵略戦争」(aggressive war) という語句を限定的に解釋した。軍隊によるあらゆる攻撃若しくは侵入がすべて侵略戦争と考えられなかつたことは明かである。侵略的行爲若しくは行動 (aggressive acts or actions) を一方に、侵略戦争 (aggressive wars) を他方に並べておつたこと (juxtaposition) は、裁判所により解釋されたように、攻撃者のみが武力に訴えて犠牲者は全然若しくは取るに足らぬ程しか武力的抵抗をしないという侵略戦争の概念に入らない場合を含んでいと思われる。侵略戦争の存在は、侵略者による武力的攻撃が被攻撃國の側の武力的抵抗若しくは宣戰布告に會ひ、かくて專問の意味において戦争になつたことを前提とするものである。

裁判所がオーストリア及びチエッコスロヴァキアの占領を侵略戦争

争と見做さないと決定したのは、被占領諸國の政府が或る種の正式な承認を與えたといわれるかもしれないということ、またこの占領は既成の事實として他の諸國により事實上容認されたという考え方に影響せられたからだということが出來よう。

ともかく、オーストリア及びチエッコスロヴァキアに對する侵略的行動とその他の諸國に對する侵略戦争との間を區別したことは、裁判所によつて「侵略戦争」という概念に對し實質的な限界が與えられたということを意味する。

ノルウェーの侵害の論議に關連して、裁判所は自衛の抗辨に關する重要な論述をなし、侵略戦争の公訴にはいった。數ヶ國によりケロッグ・ブリアン條約に對してなされた留保に從つて、自衛のため豫防的行動が必要であつたか否かはドイツ自身が決定的效果をもつて定め得るということを辯護側は強調していた。しかしながら裁判所は、「自己防衛の要請にもとずいてとられた行動が事實上侵略的であるのか、或は防禦的であるかどうかは、若し國際法が現になお勵行されているとすれば、最終的には調査と判決とに俟たねばならない」と主張した。⁽⁷¹⁾

- (5) Judgment, p. 46.
- (6) Judgment, p. 16.
- (67) Judgment, p. 21.
- (68) Judgment, p. 119.
- (69) Judgment, p. 153.
- (70) Judgment, p. 153.
- (71) Judgment, p. 38.

C 國際條約、協定若しくは保障の侵犯による戦争

裁判所は戦争に關するこの範疇について詳細には述べなかつた。裁判所は被告のある者が侵略戦争を計畫し、遂行したということを既に決定していた、そして裁判所はどこまで「如上の侵略戦争が同時にまた國際間の條約、協定若しくは保障の侵犯による戦争であるか」という範疇を最早これ以上に熟慮すること」の必要を認めなかつた。けれども裁判所は當時既に侵犯せられていた最も重要な條約即ち、國際紛争の平和的處理及び敵對行為開始に關するハーグ條約、ヴェルサイユ條約、相互保障、仲裁及び不可侵等に關する幾多の條約及び最後にケロッグ・ブリアン規約などに言及した。

裁判所の態度は容易に理解しうるものである。即ちポーランドに對する攻撃を以て始まつたドイツの戦争は、すべて侵略戦争として犯罪的であるとされてきた。従つて實際の見地からすれば、それと同時に國際間の條約の侵犯による戦争であるか否かを仔細に検討することは無駄のように思われた。しかし一般國際法の立場からは、裁判所が犯罪的な戦争の二つの型の間の關係を検討することは有益であつた。この關係において現われる第一の疑問は次のようである。國際間の條約、協定若しくは保障の侵犯による戦争は常に侵略戦争であるか。若し然りとすれば、かかる戦争を犯罪的戦争の一の別個な型として指定することは不必要に思われる。他方、若しもその答が「否」とすれば第二の疑問が起つてくる。即ち、いかなる理由によつて、侵略戦争ではないが國際間の條約、協定若しくは保障の侵犯による戦争に訴えることが一般國際法に従つて單に違法であるばかり

ニ ユールンベルグ裁判所條例及び判決

でなくまた犯罪性ありと見做され得るのであるうか。裁判所の判決は専ら侵略戦争に關していたので、これらの疑問には觸れなかつた。

(72) Judgment, p. 46.

D 共同計畫若しくは共同謀議

平和に對する罪の二つの範疇、即ちその一方は上述せる戦争の二つの型の何れか一方を計畫、準備、開始若しくは遂行することであり、他方は「上記何れか」の達成の爲の共同計畫若しくは共同謀議に参加することであるが、この間の區別を示す特徴に關して一般論議は判決書中殆ど見出されない。この點につき裁判所の行つた論述の多くは共同計畫若しくは共同謀議に關する。それ故更に、起訴狀の第一訴因の下に公訴されたこの犯罪から先ず第一に取り上げることが便宜であらう。

(一) 檢察側の論點

この點に關する訴追の論點は裁判所により次の如く概括された。即ち「起訴狀で公訴された『共同計畫若しくは共同謀議』は、一九一九年のナチス黨の編成以後一九四五年の戦争終結まで二十五年間に亘る。この黨は、共同謀議の諸目的——即ちヴェルサイユ條約の廢止、必要とあれば武力乃至侵略戦争の手段に訴えても前大戦においてドイツが失つた領土及びヨーロッパにおける『生活圈』の要求——を遂行する爲の『被告相互間の團結の具』といわれている。ナチスによる『政權の獲得』、テロ行使、勞働組合の撲滅、キリスト教及び教

七五

(七五一)

會に對する攻撃、ユダヤ人の迫害、青年層の組織化等々……すべてこれらは當該共同計畫を遂行する爲慎重にとられた措置であるといわなければならぬ。この點はまたそう強調されているように秘密裡の再軍備、軍備縮小會議及び國際連盟からのドイツの脱退、全國的徴兵及びライオンランドの掌握等に現われた。最後に、起訴狀に従えば、侵略的行動は一九三六年から三八年の間オーストリア及びチエッコスロヴァキアに對して計畫、遂行され、且つポーランドに對する戰爭の計畫及び遂行がそれに續き、更にその他の十ヶ國に對して續行された。

檢察側は、ナチ黨若しくは政府の政策への重要な意義を有する參加はすべて實際にはそれ自體犯罪性ある共同謀諸への參加の證據だと述べている。⁽⁷⁴⁾

(四) 辯護側の反駁

辯護側は共同謀議の公訴に對し、數點につき異議を申立てた。共同謀議の概念は、英米法體系に限られるものであり、檢察官は、使用しているようにドイツ法には全く未知のものであると主張した。現在の審理にこの概念を採り入れることは、「被告及びその國民の法的思想傾向と全く相容れないもの」であるから不當である。その上辯護側は違法な戰爭を行う爲の共同謀議は一の國際犯罪であるということを否認した。「既に一九三九年以前において、單に或る違法な戰爭の開始のみならず更に又そのような戰爭を開始するための『共同謀議』さえも個人的に處罰されるべき行爲であるとの主張がなされた」と正直に述べ得ようか。」と質問された。共同謀議に對し處

罰することは結果として、罪刑法定主義 (nullum crimen sine lege) の原則の侵害とならう。辯護側はまた「共同謀議をなす」(to conspire) という表現そのものは共謀者が知りながら而も故意に参加するという意味を含むものであると主張した。若し誰かが自己の意思を他人に強いたとしても、そこには何等共同謀議は存しない。故に、「その頭に獨裁者を戴く共同謀議というものはそれ自體矛盾である」と申立てた。

(五) 裁判所の判定

裁判所は共同謀議の概念を適用したが、それには制限的解釋を附與した。即ち判決書は以下の如く述べている。「共同謀議は條例中に定義されていない。しかし裁判所の見解によれば、共同謀議はその犯罪目的の中で明瞭にその輪郭が描かれねばならない。共同謀議は決定及び行動の時から餘り隔つてはならない。計畫が犯罪的であるためには、例ば一九二〇年に聲明されたナチ黨の二十五項目 (the 25 points of the Nazi Party) に表われた如き單に一黨の計畫に關する聲明や或いは又後年の『我が鬭争』の中に述べられている政治上の誓言のみに依るべきではない。裁判所は戰爭遂行の爲の具體的な計畫が存在したか否かを調査し、且つその具體的計畫における參加者を決定しなければならない。」

裁判所は、共同謀議を構成するには戰爭遂行のための或る具體的計畫の存在が必要であると主張したのであるが、單一の共同謀議が立證されることを要求しなかつた。「裁判所の見解によれば、この證

據は被告中若干の者による戦争の準備、遂行の爲の共同計畫を立證する。單一の共同謀議が起訴狀に示された時間の範圍で又は範圍を超えて決定的に立證されたか否かを考慮することは重要でない。その目的として侵略戦争を伴う繼續的な計畫は、疑いもなく、既に立證されている。」

獨裁者を擁する共同謀議は一の矛盾であるとの辨護側の論點は裁判所によつて否認された。「完全な獨裁權が行われるところにはかかる共同計畫は存在し得ぬとの論議は根據薄弱である。實行に當り大勢の人が参加する一の計畫は、たとえそれが彼等の中の唯一一人の者によつて案出されたとしても、依然一の計畫である。而もその計畫を實行する者はすべて、彼等がそれを案出した者の指圖の下に行動したということを明らかにすることによつて責任を回避しうるものではない。ヒットラーは獨りで侵略戦争をすることは出来なかつた。彼は多くの政治家、軍指導者、外交官或は實業家達の協力を有たねばならなかつた。これらの人々が彼の目的を知つて協力した時に、彼等はヒットラーが發案した計畫に自らも参加したのである。彼等は若し自らのしていたことが何であるかを知るならば、ヒットラーが彼等を利用したという理由で無罪であると考へらるべきではない。彼等が一人の獨裁者によつて各々仕事が割當てられたということは、彼等の行爲に對する責任から彼等を解放するものではない。主導者と追隨者との關係は、組織的國內犯罪たる comparable to ranny 暴虐行爲においてそうである以上に、ここで責任を阻却するものではない。」

これらの宣告は、當該計畫が一の共同謀議を構成するには、先ず

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

第一に、共同の具體的な計畫でなければならぬこと、第二には、その目的として戦争——即ち多分侵略戦争か或いは國際間の條約、協定若しくは保障の侵犯による戦争の何れか——の遂行をその目的として有つていなければならぬという意味を明らかに含んでいる。

(a) 共同且つ具體的計畫

共同計畫の立案なしに、いかなる共同計畫若しくは共同謀議も存し得ないということは明白である。若干の人々がともかくも計畫の立案に参加しなければならぬ。しかし他方、その共同計畫に對する各自の寄與は同じものである必要もなければ又同等に重要なものである必要もない。参加者の或る者は指導的役割を演ずることが出来る、而も裁判所の見解によれば共同計畫たることを妨げることなく一人の者が單獨で當該計畫の開始及び展開を完全に支配することさえ出来る。以上に見る如く、裁判所は、完全な專制支配のある處には共同計畫は存在し得ないという辨護側の抗辯を却下したのである。若し他の人々が承知の上でその獨裁者に協力するならば、そこにはなお共同計畫が存するといえる。その目的を承知でこれらの人々が當該獨裁者に夫々協力を與える時は、彼等は獨裁者によつて發案された計畫に進んで參劔する者である。この共同行爲者達は各々異つた活動分野をもつことができ、裁判所はこの點について政治家、軍指導者、外交官及び實業家等を擧げている。

しかし、この計畫の立案は共同的でなければならぬばかりでなく、同時に具體的でもなければならぬ、且つ戦争遂行の爲の一或は二以上の具體的計畫が樹立せられていなければならぬ。ナチ黨若

しくはナチ政府の諸行動への参加は、それ自體一の犯罪的な共同謀議への参加を構成するものと裁判所は考えなかつた。こうした共同謀議の一當事者たるには、計畫者は各自その目的を知悉し、侵略戦争を行へべき具體的な計畫の樹立に重要な寄與をなしたものでなければならぬ。被告の個人的責任を扱つた判決書の諸點より見ると、裁判所はこの原則を極めて嚴格に適用している。訴因第一により共同謀議で公訴された被告中若干の者については、證據が戦争遂行の爲の具體的計畫への彼等の政意にもとづく参加を立證し得なかつたために無罪と判定された。フランク(Frank)はドイツ國政府の一員であり且つナチ黨の指導者(Reichsleiter)であつたけれども、訴因第一により有罪とせらるべき侵略戦争遂行のための共同計畫に十分な關係があつたものとは見做されなかつた。フリック(Frick)は、ヒットラーが自己の侵略的意圖の概略を述べた重要な會議の何れにも参加してなかつたので、當該共同謀議の一員とは見做されなかつた⁽⁷⁹⁾。シュトライヒャー(Schreier)に就ては、彼がヒットラー側近の助言者達に屬していたとか、或は戦争へ驅り立てた諸政策の方式化に緊密な關係があつたとか、或は又その政策について知つていたという事實を示すべき證據は何もなかつた。彼と共同謀議との關係は、従つて裁判所の見解によれば立證されなかつたのである⁽⁸⁰⁾。フンクはその經濟的分野における活動がゲーリングの支配下にあつたので、侵略戦争の爲のナチスの計畫立案に當つた主要人物中の一人として見做されなかつた。彼は、訴因第一の共同謀議の公訴ではなく第二訴因にもつき有罪と決定された。シャハト(Shacht)に就ては、彼がドイツの再軍備計畫の中心人物であり、且

つナチス・ドイツの軍事國家としての急速な興隆に對し廣汎な責任があることは明瞭であると裁判所は述べた。しかし、再軍備は條例の下ではそれ自體犯罪であるとは見做されないのであるから、シャハトが侵略戦争を遂行すべきナチスの諸計畫の一部分として當該再軍備を遂行したということが立證されねばならなかつた。その點について裁判所は、シャハトがヒットラーの内輪の一員ではないこと、而もシャハトがナチの侵略的計畫を實際に承知していたということは、合理的な疑問なく——立證されなかつたと判定した。デーニッツ(Doenitz)は侵略戦争遂行の爲の共同謀議に内密の關係があるとは見做されなかつた。というのは彼はその當時嚴格に職務上の任務を遂行する一前線將校であり、而も侵略戦争のための諸計畫が發表された當時その重要な會議に列席していなかつたし、又決議の結果について何も知されなかつたからである。好戰的活躍をした「ヒットラー・ユージェント」の統率者たる地位にも拘らず、フォン・シラッハ(Von Schirach)は侵略戦争を手段とするヒットラーの領土的膨脹政策の展開に關係したとは見做されなかつた。フォン・パーベンがオーストリアの占據がなお後の侵略的行動を目指す第一歩となつた諸計畫に参加したという點を證據は明らかにしなかつたので、裁判所は共同謀議につき彼を有罪とはしなかつた。裁判所の見解によると、シュベリアの諸行動は彼が軍備産業の指揮者になつた時は既にあらゆる戦争は始まつていたのであるから、共同謀議とはならなかつた。侵略戦争を惹き起した計畫に關する會議に出席したり、或いはこれらの會議で採擇された諸決定に關する報告を受け得る程の地位や勢力を彼がもつていなかつたという事實に鑑みて、フリックの宣

傳活動は共同謀議の定義に該當するものとは見做されなかつた。⁽⁸⁷⁾ボルマン (Bormann) に就いて裁判所は、彼はかつてこの計畫の樹立に關する諸會議に列席していなかつたので、證據又は彼が戰前保持していた地位からして彼が侵略に關するヒットラーの諸計畫を承知していたと推斷することは不可能であると述べた。従つてボルマンは訴因第一による有罪の決定はなされなかつた。^(87a)

こうしてヒットラーの側近に屬し、且つ彼は具體的な侵略的諸計畫を知悉して彼と密接に行動を共にした被告のみが訴因第一により有罪と決定された。即ちそれは、「戰爭の爲の軍事的外交的準備の計畫者であり又主導者」であつたゲーリング、ヒットラーがその侵略的意圖を闡明した一九三七年十一月五日の決定的な會議の參加者であるフォン・ノイラート (von Neurath) 及びレーダー (Raeder) の兩者、ヘス (Hess)、リッペントロップ (Rebentrop)、ローゼンベルグ (Rosenberg)、カイテル (Keitel) 及びヨードル (Jodl) である。

(b) 共同謀議の對象

裁判所は共同謀議を以て、「戰爭即ち明らかに犯罪的な戰爭及び第一義的に侵略的な戰爭を「遂行すべき具體的計畫」であると定義した。上に見る如く、裁判所は更に「侵略戰爭」を嚴密に解釋し、而して例えばオーストリア及びチェコスロヴァキアの占領の如き「侵略的行爲」という觀念をそれから除外したのである。「侵略的行爲」に關する共同的具體的計畫はかように犯罪性ある共同謀議を構成しない。「独逸合邦」(Anschluss) の計畫に参加したカルテン

ブルンナー及びフォン・パーベンは、従つて訴因第一による有罪の決定はなされなかつた。

裁判所は更に進んで、共同謀議の對象は一層大規模な侵略戰爭であるべきだとさえ要求していたように思う。單に特定の侵略戰爭のみの準備への参加は公訴された共同謀議への参加を構成するものとは見做されなかつた。裁判所はフランクに就いて、彼は「若干の侵略戰爭、殊に、ポーランド及びソヴェット連邦に對する侵略戰爭の爲の經濟的準備に参加」したと述べた。けれども訴因第一ではなく、起訴狀の訴因第二の下で彼の有罪決定を行つた。ドイツにおける犯罪性ある共同謀議の存在が確信されたと言明するに當つて、裁判所は「侵略戰爭を對象とする繼續的計畫」が疑いもなく樹立されていたと述べた。結局、裁判所が共同謀議の明かな目的を構成すると見做したものは、政策の一般的手段としての侵略戰爭の行使であつて特定の侵略戰爭ではなかつたようである。

(73) Judgment, p. 54.

(74) "Nazi Conspiracy and aggression", supplement B, pp. 53 ff, 117 and foll. 參照。

(75) Judgment, pp. 54—55.

(76) Judgment, p. 55.

(77) Judgment, pp. 55—56.

(78) Judgment, p. 124.

(79) Judgment, p. 127.

(80) Judgment, p. 129.

(81) Judgment, p. 132.

- (82) Judgment, pp. 135—137.
 (83) Judgment, pp. 137, 141.
 (84) Judgment, pp. 145, 146.
 (85) Judgment, p. 153.
 (86) Judgment, p. 156.
 (87) Judgment, p. 163.
 (87a) Judgment, p. 164.
 (88) Judgment, p. 109.
 (89) Judgment, p. 132.

E 犯罪性ある戦争の計畫、準備、開始若しくは遂行

裁判所は、「起訴狀の訴因第二は多くの他國に對する侵略戦争の計畫、準備、開始若しくは遂行によつて平和に對する特別の罪を犯したことを以て被告を公訴する」と述べ、平和に對する罪のこの範疇に言及したのである。⁽⁸⁶⁾ かように共同謀議の罪と比較して、これらの犯罪の顯著な特徴はそれが特定の侵略戦争或は特定國に對する侵略戦争に結びつくという點であるが、これに反して共同計畫若しくは共同謀議は前述の如く一般的手段として侵略戦争をその目的とするものである。この特質は個々の被告の罪に關する裁判所の若干の論述において明らかにせられている。フォン・シーラッハに就いて裁判所は、彼が「侵略戦争を手段とする領土的膨脹の爲のヒットラーの計畫の展開に加入したということ、或は又數々の侵略戦争の何れかの計畫乃至準備に参加した」ということは明らかでない⁽⁸⁷⁾と述べた。ザウケルに關しては次の如く述べている。即ち「裁判所が訴因第一

若しくは第二により彼の有罪決定を認めるためには、ザウケルが侵略戦争を遂行すべき共同計畫に充分關係があつたとか、或は又彼が諸々の戦争の計畫若しくは遂行に充分加擔していたという證據には裁判所は現に満足していない」と。シャハトに就いて裁判所は、彼は「訴因第二で公訴されたいかなる特定の侵略戦争の計畫にも連坐してはなかつたと述べた⁽⁸⁸⁾。上述のこの點につきまたあてはまる場合としては、裁判所がフランクは「或る侵略戦争」のための準備に彼が参加したという理由で訴因第二により有罪であるが、訴因第一では無罪であると主張したことである。

注目すべき點は、「侵略戦争」(「侵略的行爲」を除く)の概念に對し裁判所によつて與えられた限定的な解釋は、また特定の侵略戦争と關連する平和に對する罪のこの範疇に對しても適用することである。

或る犯罪的戦争が惹き起される段階は、その計畫から現實の戦争遂行に至るまですべて犯罪であると言明される。こうした事情においてはその様々の段階に關する抽象的定義を試み、且つ定めることは何等重要であるとは思われない。裁判所自身、計畫と準備との間には明らかに截然たる區別をつけなかつた。それ故に、相異つた種類のいかなる行動を裁判所はこの平和に對する罪の範疇の中で犯罪性ありとしたかを調べる方が一層實際的であると思われる。

(一) 計畫及び準備

軍事的計畫及び準備はそれが有力な地位にある人々によつて企てられたものである以上犯罪性あるものと考えられた。ゲーリング、

カイテル、リーダー及びヨードルの如き軍指導者はこの犯罪につき有罪の決定がなされたのである。他方、裁判所は「デーニツ」に關して、彼はドイツ潜水艦隊を創り訓練したのであるが、證據は彼が侵略的戰爭を準備したということを示すに及ばない」と述べた。「彼は嚴格に戰術上の任務を實行する一前將校であつた。彼は侵略戰爭に對する諸計畫が發表された當時の重要な諸會議に出していなかつたし、又そうした結論に到達したということについて通告されたという何等の證據もないのである。」故に裁判所は、犯罪性ある軍事計畫たるための不可要件として當該計畫の侵略目的を知ることが要求したらしい。しかし、侵略目的を知ることとは、明らかに單に被告が事實上通告されたことを示すことによつて直接證明され得るばかりでなく、又彼が保持していた地位からも推斷され得よう。

判決書の中で、ゲーリングは戰爭に對する外交的準備の主導者と呼ばれ、且つ對ポーランドの戰爭を誘導した外交的術策における彼の役割が特に想起された。對ポーランドの及びその他の侵略戰爭に先行する外交的諸活動におけるフォン・リッペンントロップの役割は平和に對する罪の名の下に言及された。ローゼンベルクはナチ黨の外務省 (the Office of Foreign Affairs of the Nazi Party) の長官として對ノルウェー攻撃の準備及び計畫に重要な役割を演じたということが同じ題下に論じられた。これは外交及び外交政策の分野における犯罪性ある計畫乃至準備の例である。本裁判所は主要戰爭犯罪人とのみ關係したのであるから、上記の被告達よりも低い地位の人々がこの種の犯罪性ある計畫を犯し得るか否かについて、裁判所の意見を確めることは不可能である。しかし裁判所の見ると

ころでは、軍事的計畫に關して必要とされた現實的若しくは推測的認識という不可要件はこの場合にもまた適用しようということを憶測し得よう。

フンクは若干の侵略戰爭、殊にポーランド及びソヴィエツト連邦に對する侵略戰爭の經濟的計畫及び準備につき有罪と決定された。けれどもシャハトは、彼の經濟的乃至財政的領域にわたる活動力の故に裁判所により、「ドイツ再軍備計畫における一中心人物」と見做されたにも拘らず、無罪とされた。裁判所は次の如く述べている。「……再軍備それ自體は條例では犯罪的なものではない。條例第六條の下に平和に對する罪であるのには、シャハトがこの再軍備を侵略戰爭遂行のためのナチの諸計畫の一部分として遂行したということが明らかにせられねばならない。」しかし提出された證據から見て、裁判所の見解によれば彼が實際にナチの侵略的計畫を知つたということが推斷され得なかつた。この結論は、ドイツ財政に關する圓熟せる知識を有つたシャハトが「ヒットラーの熱狂的な再軍備計畫の眞意を理解し、且つ又探擇された經濟政策がその目的として戰爭とのみ兩立するということを了解するのに格別好適の地位にあつた」にも拘らず歸結されたのである。本件に見る如く、かく裁判所は被告の占めた公的地位より推論することに極めて慎重であつた。

(二) 開始

裁判所は次の如く述べている。「侵略戰爭を開始することは、單に一つの國際犯罪たるに止まらない、即ちそれは累積的罪惡の全體をそれ自身の中に包含するという點においてのみ他の戰時犯罪から

區別される極悪な國際犯罪である。⁽¹⁰⁰⁾しかしながら被告の誰一人として侵略戦争を開始したとすることで明らかに有罪の決定をされたものはない。裁判所が使用した「開始」(initiation)という語句に最も近い表現は、ゲーリングは侵略戦争に對してヒットラーにつぐ推進力であつた⁽¹⁰¹⁾ということである。多分、ヒットラーの命令が幾多の侵略戦争を開始せしめたので、ヒットラーが開始者と見做されたのであろう。地方、デーニツはかかる戦争を開始したことに對しては特に責任を免れた。何となればその當時嚴格に軍事上の任務を遂行する一前戰將校であつたからである。

(三) 遂行

デーニツは特に侵略戦争を遂行したことで有罪を宣告せられた。裁判所は次の如く述べている。「一九四二年一月に最高司令官に任命されるまで、彼が『最高指揮官』(Oberbefehlshaber)ではなかつたとうことは眞實である。しかしこの聲明は、デーニツの地位の重要性を過少評價している。彼は單なる軍若しくは師團の司令官ではなかつた。Uボート艦隊はドイツ艦隊の主要部分であり、デーニツはその指導者であつた……。ドイツの戦争努力に對する彼の重要性がそのように觀られたということは、レーダーがデーニツを後繼者として推薦したこと及び一九四三年一月三十日ヒットラーが彼を海軍總司令官に任命したことによつて雄辯に證明されている。ヒットラーは又、潜水艦隊がドイツの海戦の主要部分であるということを知つてゐた。一九四三年一月以後デーニツは殆ど絶え間なくヒットラーから助言を求められた……。一九四五年四月即ち戰況非なるを

自認した頃に至るまでデーニツは司令長官として戰鬥を續行するよう海軍を激勵したのである。一九四五年五月一日に彼は國家の元首となり、且つ一九四五年五月九日の休戦に至るまでこの資格で東部における戦争を續行するよう國防軍(Wehrmacht)に命令した……。本裁判所の見解では、證據はデーニツが侵略戦争の遂行に積極的であつたことを明白に示している。⁽¹⁰²⁾」

上に引用した一節は、軍事的意味において裁判所は何を侵略戦争の遂行と見做したかについて充分な考えを與えている。明らかにドイツ陸軍中でデーニツに比肩すべき地位を保持していたゲーリング、カイトル、レーダー及びヨードル等の人々もまた侵略戦争の遂行について有罪と見做された。ゲーリングはポーランド攻撃の際及びそれに續く侵略戦争を通じて「空軍」(Luftwaffe)を指揮したこと、又カイトルは種々の軍事的侵略の爲の命令に署名し且つ日程を作成したということが判決において「平和に對する罪」の名の下に述べられた。ヨードルは數々の作戰に關する用兵及び指揮に對し廣汎に責任があると述べられた。レーダーに關して裁判所は、彼が單に計畫に参加したばかりでなく、侵略戦争の遂行にも参加したばかりでなく、侵略戦争の遂行にも参加したということは證據より明らかであると言明した。

しかしながら、軍事的意味において侵略戦争を遂行するということとを裁判所は狹義に解しなかつた、というわけは同時一般市民もこの同じ犯罪について表面上有罪とされたからである。ザイス・イソクアルトは訴因第二の下で有罪と決定されたのであるが、それは

明白に裁判所が以下の如く述べた活動を理由とするものであつた。即ち「一九三九年九月にザイス・インクアルトは南ポーランドの民政長官に任命された。一九三九年十月十二日にザイス・インクワルトはフランス政權下のポーランド一般政府の總督代理 (Deputy

Governor General of the General Government) となつた。一

九四〇年五月一八日、ザイス・インクワルトは占領下のオランダに對するドイツ國長官に任命された。これらの地位にあつて彼は、既にして侵略戰爭により占領され、そして、その地域の統治がドイツにより遂行された侵略戰爭の中で最も重要だつたところの領域統治に對する責任を負つたのである」。

ローゼンベルグの平和に對する諸犯罪の中で「彼は東部の被占領諸地域における占領政策の方式化並に實施に對する主要責任」を擔つたといふことが述べられた。フリックは訴因第二にもとずき有罪と決定された。従つて一つの理由は明らかに占領諸地域に關する彼の活動であつた。彼はこれら占領諸地域を帝國の一部として併合せしめるための諸法規に署名し、全占領地域における施政の爲に多くのドイツ國文官を派遣し、且つ又テ

ルボーフェンをノールウエーに對する、又ザイス・インクワルトをオランダに對する帝國の長官に任命する法律に署名したのである。それ故裁判所は少くとも侵略戰爭によつて占領した諸地域における高級官吏達の或る行政上の活動を以て侵略戰爭の遂行と見做したものとされる。

けれども他方、裁判所はザウケルを奴隸労働に付すべく數百萬の人々の占領諸地域からドイツへの強制移送を含む計畫の當事責任者

であるに拘らず、訴因第二により有罪とさるべき「侵略戰爭の計畫若しくは遂行に完全に連坐した」とは考えなかつた。裁判所は、ドイツの戰爭努力のために占領諸地域をこのように搾取することを侵略戰爭の遂行としてではなく、條例第六條(b)項の下における戰時犯罪と見做した。

ドイツの戰爭努力を支持する帝國內における行政的諸活動に關して裁判所はフリックにつき次の如く述べた。「オーストリア占領の六ヶ月後、一九三八年九月四日の帝國々防法の條項に基きフリックはドイツ帝國の統治の爲の行政長官となつた。彼は一度びヒットラーの防衛體勢に關する聲明ある場合は軍事的並に經濟的なものを除き戰時行政に對する責任を負わされた。即ち帝國の司法、教育、宗教關係の各省及び地域的諸計畫 (spatial planning) の關係官廳はすべて彼に従屬せしめられた。フリックは擔當した任務の遂行に當り、戰時の規準に則した行政組織を案出した。彼自身の言に従えば、これはドイツが戰爭政策を採用することに決定した後で實際行われたといふことである」。「平和に對する罪」の名の下に裁判所によつて行われたこの聲明は、帝國行政機構の最高指針を以て侵略戰爭の遂行への参加と見做す裁判所側の意向を示しているようである。

ドイツ戰爭經濟に關連する活動について裁判所は、ゲーリングが「理論においてもまた實際においても……帝國の經濟的独裁者」であるといふことに注意を拂つた。けれども軍備産業の首領としてのシェーアについては裁判所は次の如く述べた。「ドイツの兵器生産の責任者たる彼の活動は他の生産的企業が戰爭の遂行に援助すると同様の方法で戰爭努力を援助した。しかし裁判所はかかる活動が訴

因第二の下で公訴さるべき侵略戦争の遂行を……含むということをも判定する用意はなかつた。⁽¹¹⁰⁾故に裁判所は綜合戰時經濟の中央指令を明らかに産業的生産としてではなく戦争の遂行として見做していいたのであろう。

侵略戦争の遂行は様々の分野即ち軍事的、行政的及び經濟的分野における諸活動を包含し得るけれども、裁判所の見解では、最高地位に在る人々のみがこの犯罪を犯し得たものと考えられる。かように裁判所は犯罪性ある戦争の遂行に當つて行われたあらゆる戰闘行爲を國際犯罪であるという如き極端な理論を採らなかつた。平和に對する罪であるためには、その行爲が戦争の遂行として見做されるようなものでなければならぬ。裁判所は幾分主要戦争犯罪人にのみ關係したため、「遂行」の概念範圍を完全に明らかにしなかつたといわれるかもしれない。しかし犯罪性ある戦争の遂行を構成する戰闘行爲のみが平和に對する犯罪であるという原則については何の疑いもないようである。たとえ、侵略戦争の過程において若しくはそれに關連して行われた行爲がかかる戦争を遂行することと同然ではないとしても、その言葉の嚴密な意味における戰時犯罪として或は人道に對する罪として性質つけられさえすれば、その行爲は一の國際犯罪である。

- (90) Judgment, p. 16.
- (91) Judgment, p. 145.
- (92) Judgment, p. 147.
- (93) Judgment, p. 136.
- (94) Judgment, p. 132.

(96) Judgment, p. 157.

(97) 裁判所が Bormann について述べた以下の事と比較して見よ。「證據は、侵略戦争を準備し、開始し、遂行すべきヒットラーの諸計畫をボルマンが知つていたということを明らかにしない。ヒットラーが侵略のための諸計畫を遂次に打ち明けた重要な會議の何れにも彼は出席しなかつた。また彼の保持した地位からは決定的に知る由もなかつた。」Judgment, p. 164.

(98) Judgment, p. 135.

(99) Judgment, p. 136.

(100) Judgment, p. 136.

(101) Judgment, p. 16.

(102) Judgment, p. 109.

(103) Judgment, pp. 137—138.

フランクは訴因第二に表われていなかつた。従つて裁判所はポーランドにおける彼の行動が侵略戦争の遂行として見做されるや否やについて述べなかつたのである。

(104) Judgment, p. 154.

(105) Judgment, p. 122.

(106) Judgment, p. 127.

(107) Judgment, pp. 147—148.

(108) Judgment, p. 127.

(109) Judgment, p. 108.

(110) Judgment, p. 156.

五 戰 時 犯 罪

A 定 義

條例第六條は戰時犯罪を下記のごとく定義する。

「次の諸行爲、若しくはその何れか一つの行爲は裁判所の管轄權に屬する犯罪で、それに對しては個人的責任が成立する、……」

〔b〕、戰時犯罪——即ち戰時法規若しくは慣習の侵犯、かかる侵犯は占領地所屬若しくは占領地内一般人民の謀殺、虐待、奴隸勞働若しくは其他の目的のための強制移送、俘虜若しくは海上人員の謀殺、虐待、人質の殺害、公私財産の掠奪、都市町村の恣の破壊、若しくは軍事的必要により認められない荒廢化を包含する、がこれに限定されることではない。』

條例は「本事件における法」であるとの意見に照應して、裁判所はこの戰時犯罪の定義に拘束されることを明白に表明した。起訴狀においては戰時犯罪の共謀に關して被告を告發したが、上述の如く、裁判所は條例はかかる共謀を別個の犯罪として定義していないという理由でこの告發を考慮しないことに決した。

然し乍ら裁判所は第六條(b)による戰時犯罪の定義に拘束されるという陳述に満足しなかつた。それは更に明白な言葉で、この定義は既存の國際法に合致していると言明した。裁判所はしかし戰時犯罪に關しては、すでに指摘されたように、條例第六條(b)に明らかになされた諸犯罪はすでに國際法上戰時犯罪として認められたものである。

これらの犯罪は一九〇七年ハーグ協約第四六條・第五〇條・第五二條並びに第五六條、及び一九二九年のジュネーヴ協約第二條・第三條

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

・第四條・第四六條並びに第五一條に適用されたのである。これらの協定の侵犯はこれに違反した個人が處罰される犯罪を構成するところでは、既に餘りによく認められているところであり議論の餘地がない。』と述べたのである。⁽¹¹⁾

しかし、裁判所は先ず第六條(b)に例示された特定の戰時犯罪に留意していたと思われるが、その敘述は非常に廣汎で、戰爭の法規及び慣習の侵犯としての戰時犯罪の一般的定義をも包括している。かくて裁判所は戰爭法規及び慣習の侵犯は單に違法行爲でなく國際的犯罪であるという條例の規定を既存の國際法の原則として承認したもののようである。

(11) Judgment, p. 88.

B 戰爭法規若しくは慣習の侵犯としての

戰時犯罪

戰爭法規或は慣習の侵犯は國際的犯罪であるという原則はその意味するところ極めて廣範圍に及ぶものである。先ず第一に、これらの法則を個人的な資格で侵犯した者は處罰し得ることを意味する。しかし、更に、國家の行爲を行う個人はその行爲が戰爭法規或は慣習に關して國家に課せられた義務の侵犯を構成する時は、國際法上刑事責任があることを意味する。國際的犯罪に關して裁判所は、個人は國際法上國家の行爲に關して責任なしという抗辯を許容しなかつたことは既に明かにした所である。

戰爭法規或は慣習の侵犯に對する國家の國際的責任は、かくて、

行爲する個人の國際法上の刑事責任によつて補足された。辯護側が、このことについて陸戦に關するハーグ協定では二つの戦争犯罪を、即ち謀殺・虐待の如く個人として犯され得るものと、不法なる人力の利用の如き交戦國によつてのみ犯され得るものとを區別してゐると主張したことは、興味あることである。裁判所は明らかにこの主張を無視した、なぜなら、被告中數名がドイツの奴隸勞働政策への参加に對し責任ありと決定したからである。

戰爭法規或は慣習の侵犯としての戰時犯罪の定義に關する他の一般的な面は、如何なる行爲が戰時犯罪であるかの決定を、これ等の法及び慣習の發展に依存させたことである。それ故に特定の戰時犯罪の列擧或は例示は、すくなくとも原則的には、將來のためにむしろ制限的な價值しか有しないものと思われる。そのようなカテゴリーは現狀には充分な表現であるかもしれないが、戰爭法規及び慣習の新展開によつて常に陳腐なものになされうる。一般的な定義は個々の時々これらにこれらの法及び慣習の實際の内容をたしかめることを必要とするが故に無視される原則となる。戰時法規の動的な性格は裁判所によつて認められた。この法は固定的でなくて不斷の適應によつて變轉する世界の要求に従ふ。」と裁判所は言つた。

國際法に關する著作中においては或文及び不文の戰時法規に關して侵略戰爭を法の保護外に置くという結論については多くの論争がある。違法な戰爭に對するかかる法の存在は論理的にも法的にも説明し難いと言ぜられた。違法なる戰爭行爲がいかにして侵略者は權利及び義務を與える諸法規によつて規律され得るかということが問われたのである。

こうした思想の線は檢察官によつて提示された論述のあるものの中に反映されている、檢察官の一人が述べて曰く、「戰爭に訴えることは如何なるものと雖も……本質的に犯罪である手段に訴えることである。戰爭は不可避免的に殺人・暴行・自由の剝奪・財産の破壊の過程である。勿論眞に防禦的な戰爭は合法的であり、適法な行爲を犯罪性から阻却する。しかし戰爭自體が違法である時は、本質的に犯罪的である行爲は、それを行つた者が戰爭に従事していたということを示すことによつて辯護されない。侵略戰爭は違法であるとする條約の最少限度の法的結果は實に、それを煽動し、實行したものから從來法が與えたあらゆる辯護を剝奪し、又戰爭製造人を犯罪に關する法の、通常認められている原則による判決に従わせることである。」と。又他の檢察官は、「國際法の侵犯においてなされた戰爭は、已に事實上戰爭としての法的性格を有しない。それは實にギャング行爲であり、組織的な犯罪の實行である。」と述べたのである。

侵略戰爭を法の保護外に置く結果に關するこの極端な説は、明らかに條約が基礎とし、裁判所が従つた説ではない。條約は侵略戰爭の遂行は平和に對する罪と宣明するが、裁判所によつて解釋されたように「遂行」は上述の如く侵略戰爭へのあらゆる參割を意味しない。侵略戰爭の遂行という概念に含まれない侵略的交戦行爲はもし、それ等が戰時犯罪とみなされうるなら矢張り國際的犯罪である。しかし、戰時犯罪は戰爭法規或は慣習の侵犯と定義されている。これはこれらの法規及び慣習が侵略戰爭にも亦適用されることを意味する。この定義は裁判所によつて現行國際法の表現として承認せられた。

しかし、たとえ戦争法規及び慣習が侵略戦争に適用されるにしても、必ずしも侵略者と犠牲者がこれらの法規にもとづく同様な権利義務を持ち或は常に持つであろうことを意味しないということをつけ加えなければならぬ。それは現在及び将来の戦争法規及び慣習の内容に依存する問題である。この點に關してはまた、條例中の戦時犯罪の定義は將來の發展のために扉を開いている。

戦争法規及び慣習の法源について、裁判所は先ず陸戦に關する一九〇七年のハーグ條約及び、一九二九年のジュネーヴ條約に言及した。裁判所が依據したもう一つの他の國際協約は潜水艦戰に關する一九三六年の海軍議定書であつた、尤も現狀では被告がこの議定書の侵犯によつて戦時犯罪について有罪であることは見出せなかつた。辯護側では、ハーグ條約は本件に適用されない、何となれば第二條に含まれた「總加入」條項によつて要求されていない、必ずしも交戦國の總べてがその當事者でないからであると論じた。この論點を裁判所は次のように取扱つた、即ち、本裁判所の見解によるとこの問題を決定する必要はない。此の條約に表明された陸戦に關する法規は疑いもなく採用された當時における既存の國際法上の進歩を代表するものであつた。しかしこの協約は、その當時存在すると認められた『一般的戦争法規及び慣習を修正』せんとする試であつたことを明白に述べたが、しかし、一九三九年までにこの協約に規定されたこれらの規則はすべての文明國によつて承認され、條例第六條(b)に言及されている戦争法規及び慣習を宣言しているものと見なされた。⁽¹¹⁶⁾

かくて裁判所の見解によれば條約作成は戦争法規及び慣習の發展

における單に一つの要素であるにすぎない。他の要因は別の關係からなされた次の説明の中に述べられている。即ち、「戦争法規は條約中のみ見出されるのではなく、漸次世界的承認を獲得した各國の慣習或は實行中にも、裁判官によつて適用され軍事裁判所によつて實行された正義の一般原則からも見出される……。實に多くの場合に、條約は既存の法原則をより正確に言及するために、表現し定義するにすぎない。」⁽¹¹⁷⁾

上述したところに鑑み、ここでは判決にもとづいて、戦時犯罪のカタログを設定する試みはなされないであろう。要するに裁判所は第六條(b)の列擧に従つたといふであらう。

(112) "Nazi Conspiracy and Aggression," supplement B, p. 710.

Judgment, p. 61.

(114)(113) Justice Jackson in "The Trial of German Major War Criminals," "Opening Speeches of Chief Prosecutors."

His Majesty's Stationery Office, London 1946 (hereafter

cites: "Opening Speeches," p. 39.

(115) De Menthon in "Opening Speeches," p. 104.

Judgment, p. 83.

(116)(117) Judgment p. 61.

六 人道に對する罪

A 定 義

條例第六條に示されている國際的犯罪の第三群は次の如く定義を

れる。

「次の諸行爲若しくはその何れか一つは裁判所の管轄權に屬する犯罪であつて、これに對しては個人的責任が存する。……」

「(c) 人道に對する罪——即ち犯行のなされた國家の國內法を侵犯したか、否かに拘わらず、本裁判所の管轄内にある、何れかの犯罪の遂行に當り、又は、これに關連して戰前及び戰時中一般人民に對してなされた謀殺・掃滅・奴隸化・強制移送、及び、その他の非人道的行爲、若しくは政治的・人種的・宗教的理由に基く迫害。」

元來條例の英語の正文には「戰爭」「the war」とう句と「若しくは迫害」「or persecutions」とう句の間には、現在同箇所にコンマのある代りにセミコロンのあつた。しかしながら一九四五年十月六日ベルリンに於て調印された議定書においては、一九四五年八月八日のロンドン協定を締結した。四國政府は、一方第六條(c)項のロシア語の正文と、他方同項についての英語及びフランス語の正文との間に差異があることが發見されたと述べたのである。

その差異といふのは、⁽¹⁸⁾ 即ち英語及びフランス語の正文においては第六條(c)項は「戰爭」「the war」と「若しくは迫害」「or persecutions」との間のセミコロンのよつて二つの部分に分かたれているが、他方ロシア語の正文にはその相當場所にコンマがある。議定書は、協定及び條例の意味及び目的は、英語及びフランス語の正文中のセミコロンの變更さるべく、フランス語の正文にいくらかの附加的な變更がされる必要があると闡明した。ベルリン議定書によつてなされた訂正は結果として、「裁判所の管轄權に屬する何れかの犯罪の遂行、若しくはこれに關連す

る」という句は今や第六條(c)のこれに先行する全原文にかかることになる。意味の變化は二つのフランス語の正文の比較によつて特に明らかになるであろう。元のフランス語の正文は次のようである。

「(c) 人道に對する罪——即ち戰前及び戰時中一般市民に對してなされた謀殺・掃滅・奴隸化・強制移送及び、その他の非人道的行爲、または裁判所の管轄内にある犯罪政治的・人種的・宗教的理由に基く迫害、但し當該犯行がその行われた國家の國內法を侵犯したか否かに關しなく。」

「(c) Les crimes contre l'humanité ; c'est-à-dire l'assassinat, l'extermination, la réduction en esclavage, la déportation, et tout autre acte inhumain commis contre toutes populations civiles, avant ou pendant la guerre; ou bien les persécutions pour des motifs politiques, raciaux ou religieux, commis à la suite de tout crime rentrant dans la compétence du Tribunal international, ou s'y rattachant, que ces persécutions aient constitué ou non une violation du droit interne du pays ou elles ont été perpétrées。」

ベルリン議定書によつてなされた變更の後に正文は次のように述べらる。

「(c) 人道に對する罪——即ち犯行のなされた國の國內法を侵犯したか否かに拘わらず、これらの行爲又は迫害がすべて本裁判所の管轄内にある犯罪の遂行に當り、若しくはこれに關連してなされたとき、戰前及び戰時中一般人民に對してなされた謀殺・掃滅・奴隸

化・強制移送及びその他の非人道的行爲、若くは政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害。」

(117) Les crimes contre l'humanité: cest-à-dire l'assassinat, l'extermination, la réduction en esclavage, la déportation, et tout autre acte inhumain commis contre toutes populations civiles, avant ou pendant la guerre, ou bien les persécutions pour des motifs politiques, raciaux ou religieux, lorsque ces actes ou persécutions, qu'ils aient constitué ou non une violation du droit interne du pays ou ils ont été perpétrés, ont été commis a la suite de tout crime rentrant dans la compétence du Tribunal, ou en liaison avec ce crime.)

裁判所はみづから條例に定められた人道に對する罪の定義に拘束されると明白に宣言した。起訴狀中の共同謀議の告訴は戦時犯罪に關して許されなかつたと同様に人道に對する罪に關しても却下された。

(118) "Trial of the Major War Criminals," published at Nürnberg, 1947, vol. I, p. 17.

B 人道に對する罪に關する裁判所の一般聲明

裁判所は人道に對する罪の概念についてその一般の見解を次の如く述べた。

「人道に對する罪に關しては、ドイツにおいて戦前政敵が殺害され、又政敵の多數が非常な恐怖と残酷な狀況において集團キャンプ

ニューロンベルグ裁判所條例及び判決

に抑留されたことは疑う餘地がない。確かに恐怖政策が大規模に實行され、多くの場合において組織的・系統的であつた。一九三九年の戦争以前ドイツにおいて政府に敵對すると認められた市民を迫害・謀殺する政策は極めて残酷に實行された。同時代におけるユダヤ人の迫害は全く疑の餘地もなく認められている。人道に對する罪を構成するためには、戦争開始前によりどころとされた行爲は、裁判所の裁判権内の犯罪を遂行し或はそれに關係のあつたものでなければならぬ。裁判所はこれらの犯罪の多くのものは嫌悪すべく、又恐るべきものであるが、そのような犯罪の遂行或はそれに關係してなされたという充分な證明がなかつたという意見である。それ故に、裁判所は一九三九年以前に行われた行爲は條例の意味に於ては人道に對する罪であるとして一般宣言をすることは出来ないが、一九三九年の戦争開始以後は戦時犯罪は大規模に犯され、それは同時に人道に對する罪でもあつた。そして、起訴狀において告訴され戦争開始以後犯された非人道的行爲が戦時犯罪を構成しない限りに於て、それらは皆侵略戦争を遂行し或はそれに關係して犯されたものであるから、人道に對するを罪構成した。」⁽¹¹⁹⁾

(119) Judgement, p. 84.

C 人道に對する罪の範圍

第六條(9)は人道に對する罪の二つの型に言及している。第一の範疇は一般人民に對してなされた、謀殺・掃滅・奴隸化・強制移送その他の非人道的行爲を含むと定義されている。「及びその他の非人

八九

(七六五)

道の行爲」という句は諸活動を明示しているリストでは言いつくされていないことを示している。例えば平均的な榮養の剝奪は「非人道的行爲」であると見なされるかどうか問題にされ得た。非難さるべき活動は如何なる (any) 一般人民に對しても向けられたものと述べられた。多分これは全人民が影響を受けることを意味しない。しかしながら犠牲者の大部分がふくまれていることを意味しているものと思われる。この「如何なる」any という語は加害者自身の同胞及び他の國籍の住民に對し、例えば、交戦國の占領下にある國の住民の双方に對しても犯されるということを示している。後の場合には、人道に對する罪は同時に明らかに戦時犯罪であり得る。裁判所がそのような部分的重複を自覺していたことは先に引用された聲明から明らかである。

「政治的・人種的・宗教的理由による」という句は單に迫害を指しているのではなくて、又人道に對する罪の第一型をも指していると主張され得るだろう。イギリスの主任檢察官は「政治的・人種的・經濟的理由よりする謀殺・掃滅・奴隸化・迫害」⁽¹²⁰⁾ について述べているから、恐らくその意見を主張したと思われる。しかしこの解釋は英語の文章によつては認め難いし、前掲のフランス語の正文によつてはなお一層認め難い。しかもフォン・シーラッハの犯罪に關する陳述において裁判所は人道に對する罪を「謀殺・掃滅・奴隸化・強制移送及びその他の非人道的行爲」及び「政治的・人種的・宗教的理由よりする迫害としてゐるのである」⁽¹²¹⁾。

かくして、「政治的・人種的・宗教的理由に基く」という條件は人道に對する罪の第二型——迫害——に對してのみ適用される。第六條

(9) この部分の作成に當つて條例の起草者の心中に在つたものは明らかに、特にユダヤ人の迫害である。人道に對する罪の範疇は明らかに大量殺戮 genocide の犯罪と密接に關係する。しかしこれらの關係の詳細の議論は本紙の範圍外のことである。

(120) "Concluding speeches concerning individual defendants", p. 68.
(121) Judgement, p. 145.

D 人道に對する罪が平和に對する罪又は戦争犯罪を關連せらるべきであるという要求

ベルリン議定書によつて效力を與えられた第六條(9)の英語及びフランス語の正文の變化に照らしてみれば、この人道に對する罪の二つの型は、それ等が、「裁判所の管轄權に屬する何れかの犯罪を遂行し若しくはこれに關連して」犯されねばならないという要件によつて成立することは全く明らかである。これは又、既に引用された一般陳述から分るように裁判所によつて受け容れられた解釋である。その結果條例及び判決書に明らかにされたように、人道に對する罪は平和に對する罪及び戦時犯罪に附帶する罪の一範疇である。この概念は侵略戦争の計畫或は遂行に關連して、戦争法規及び慣習によつて適用されない非人道的行爲をも包含するものと考えられる。この行爲は第六條(9)に「戦前及び戦時中」において犯されたものであろうが、然し明らかに平和に對する罪若しくは戦時犯罪との關係は、戦前に行われた場合には立證がより困難であ

ろう。裁判所はその一般的陳述において、起訴狀に公訴され戦争開始後に犯されたすべての非人道的行爲は、戦時犯罪であるか或は侵略戦争を遂行し、又はこれに關連して犯されたものであるから従つて人道に對する罪でもありと聲明した。しかし裁判所は戦前犯された行爲についてそれに該當する宣言をすることは拒絶した。しかしながら、これは戦争開始以前に犯された如何なる非人道的行爲も人道に對する罪とは考えられないということを意味しない。フォン・シーラッハはすくなくとも部分的には戦前に犯した人道に對する罪に關して有罪とされている。裁判所は言う「フォン・シーラッハはウィーンにおける戦時犯罪の侵犯によつてでなく、單に人道に對する罪を犯したことによつて訴追されている。既に明らかなくオーストリアは侵略の共同計畫によつて占領された。それ故、その占領は條例第六條(122)に用いられた用語によると『裁判所の管轄權に屬する犯罪』である。その結果この占領に關係ある『殺人・掃滅・奴隸化・強制移送及びその他の非人道的行爲』及び『政治的・人種的・宗教的理由に基く迫害』はこの條項に該當する人道に對する罪を構成するものである。」⁽¹²³⁾ シュトライヒャーの場合において、裁判所は戦前及び戦争中の二つの場合における彼の反ユダヤ人活動に言及した、然し結局戦争中の行爲にのみ有罪の基礎をおいた。裁判所は言う「東部においてユダヤ人が最も恐ろしい状態の下に殺害されていた時のシュトライヒャーの謀殺及び絶滅の煽動は條例に明らかにされた戦時犯罪に關連して政治的・人種的理由に基く迫害を明らかに構成し人道に對する罪を構成する。」と。然しながら裁判所は又平時のドイツにおけるシュトライヒャーのユダヤ人迫害を考慮することを除外

しなかつた。

のみならず、フォン・シーラッハとシュトライヒャーとの場合の示すのは人道に對する罪を構成するためには非人道的行爲は平和に對する罪或は戦時犯罪に關係させられねばならないが、その必須條件は平和に對する罪或は戦時犯罪が他の者によつて犯された時でさえ成立し得るとのことである。フォン・シーラッハとシュトライヒャーの兩者とも起訴狀訴因第一及び訴因第四にもとづいて起訴されたが、何れも訴因第一については有罪とされていない。従つて彼等は人道に對する罪のみ有罪とされ、裁判所の管轄に屬する他の犯罪の何れにも有罪とされない。彼等の行爲と平和に對する罪、若しくは戦時犯罪との實質的な關係は充分であると考えられていたのである。

(122)(123)
Judgement, p. 145.
Judgement, p. 131.

E 國內法 Internal Law に對する第六條(122)の優越性

條例第六條(122)の最後のセンテンスは、非難さるべき行爲はその行われた國の國內法 domestic law を侵犯したか否かに關せず人道に對する罪であると規定する。多くの場合、人道に對する罪は又國內法 municipal law 上も犯罪であるが、これは第六條(122)の効果が及ばない場合でさえもそうである。さもなければ、人道に對する罪に關して有罪とされる者もその行爲が行われた領域において施行された國內法 (domestic law) の下に於て合法であつたと有効に抗

辦することは出来ない。條例が單に「その行われた國家の國內法 domestic law」のみを示したことは、人道に對する罪の概念に含まれる行爲を行つた者がその行爲を犯した領域の法以外の國內法 domestic law のかげにかくれるということを意味しない。條例の作成者が明らかに領域の法と名づけた理由は、その意見によるとこの法が國內法 internal law の水準においては該訴訟事件に權威を有するからである。

F 人道に對する罪を犯しうる人

人道に對する罪は、フォン・シーラッハ及びシュトライヒャーの場合によつて例示されているように國家機關として行爲する人によつても又私的權能による個人によつても同様に犯されうる。フォン・シーラッハは「管區司令官」(Gauverwalter) 及びウィーンにおけるドイツ總督 Reichs Governor としての活動の故を以てかかる犯罪について有罪とされた。一方シュトライヒャーの犯罪はユダヤ人の謀殺及び絶滅の煽動と週刊新聞の發行者として犯したことである。

G 人道に對する罪と現行國際法

裁判所は戰時犯罪の侵略戰爭の計畫及び遂行と同様に現行國際法上國際的犯罪であると確認したが、人道に對する罪に關しては何等それに該當する聲明をなさなかつた。他方既に述べたように、裁判所は、條例は「その創設された時において存在した國際法の表明」であると言言した。この聲明は又人道に對する罪の規定に效果を及ぼすものと思われる。

しかしながら裁判所が第六條(9)を單に制限的に特に戰前において犯された非人道行爲に關して適用したということは事實である。人道に對する罪を制限せんとする同様の傾向は、條例の作成者の側において、非難されるべき行爲が「裁判所の管轄權に屬する犯罪を遂行するか、或はこれに關係して」犯されたということを要件として成立するとうとき明らかとなる。この態度と既存の國際法に對する關係の理由はイギリス首席檢察官によつて訴訟審理中になされた以下に述べる陳述より明らかにされている。

「従つてそれが人道に對する罪であり戰時犯罪ではないかぎりユダヤ人に對する犯罪は、平和に對する罪と結合しているから起訴するものである。勿論それは極めて重要な條件ではあるが、この裁判管轄權の行使に疑問を持つてゐる人によつては必ずしも評價されないだろう。然しその條件に従つて我々は全ての國の刑法が普通犯罪として烙印する事件を取扱うことは正當であると考へる。即ち政治的・人種的・經濟的理由による謀殺・掃滅・奴隸化・迫害である。交戰國の國民になされ、又それ故に交戰國の占領地域内のドイツ國民に對してもなされたこれらの事柄は通例の戰時犯罪であつて、その訴追は何等目新しいものを形成するものではない。他人に對してなされた場合、文明化した訴訟手續を離れてドイツ法が國家によつて、又は國家のために行爲する人によつてなされるものに權威を與えたことだけを除外すれば國內法に反する犯罪であるだろう、……この裁判所の條例に加盟している諸國は、たとえその行爲がドイツ國の法に従つてなされても國際社會に影響をこうむらせる意圖を以て——即ち起訴された他の犯罪と關係して——なされた時には單に

國內法上の事件でなく國際法に對する罪であるといふことは文明の利益のために當然であり必要であると感したのである。私は將來のためにここに含まれた政治的・法理論の原則の意味を輕視しない。

普通、國際法はそれ自身の國民を如何に扱ふかの決定をするのは國家に關することであると認めている。それは國內法の管轄權の事からである。そうして……國際連盟規約及び國際連合憲章はその一般の地位を承認した。而も國際法はかつて、國家の萬能に限界があり、凡ゆる法の終局的な單位たる個人は、國家が人類の良心を損ふような方法でその權利を蹂躪した時に人類の保護のために權限が與えられていないわけではないことを認めているのである。國際法の始祖グロチウスはかかる原則に關しある意見を持つていた……同様な考はジョン・ウエストレークによつても表明された……。ここに同様の見解がかつてトルコにおけるキリスト教徒を殘酷な迫害に對して保護するために干渉をしたヨーロッパ諸國によつて採られた。は戰爭による人道的な干渉の權利は國際法上目新しいものではない事柄といふことである——しからは司法的な方法による干渉が不法であり得るだろうか？

この論述に照らしてみると第六條に定義され裁判所によつて適用された人道に對する罪の概念は二つの考への妥協の結果であることが分るのである。一つは國民の取扱は國內法上の事柄であるという傳統的な國際法の原則である。これに對抗する考へは人間に對する非人道的待遇はその國家によつて默許され、獎勵され、更には實行された場合でさえ不正行爲であり、而もこの不正行爲は必要な場合には國際の水準に於て罰せらるべきであるとする見解である。後者

の見解はその活動が國內法の違反であると否とに拘らず戰前及び戰爭中の政治的・人種的・宗教的理由による一般人民に對する非人道的行爲或は迫害として人道に對する罪をあげた第六條(9)の部分に明らかになされている。若しかかる人道に對する罪の定義が制限なしに受容されれば、それはたしかに遠大な革命的な性質の革新を意味したであらう。それは平時及び戰時における人間の取扱に對する最小限度の基準を定立し、この規準を侵犯するものは、私的個人たるも國家の機關たるを問はず國際刑事制裁を以て威嚇されることにならう。

しかしながら全人類に對し基本的權利の最小限度を保障せんとする努力は「國民を如何に取扱うかを決定するのは國家である」という傳統的な保守的な原則によつて妨げられたのである。この原則の效力は、非人道的行爲や迫害が犯罪を構成するためには「裁判所の管轄權に屬する何れかの犯罪を遂行し或はこれに關連」して行われなければならないとする規定によつて制限された時に感ぜられた。それについては既に見たように、非難される行爲が平和に對する罪或は戰時犯罪、即ち明らかに他國の權利に影響する犯罪に關係あることを要求されている。それ故にこの要求の狙いは人道に對する罪の概念に當る行爲は、常にすくなくとも間接にかかる權利に影響することを確かにすることである。従つてこれらの行爲は國際的關心事であるといわねば、國民の取扱は通常は國內法上の管轄事項であるという原則を無視することなしに國家の排他的な管轄權の中からこれらの行爲を抜き出すことについて合法性が與えられているの

である。

Judgement, p. 48.

(125)(124) Concluding speeches concerning individual defendants, pp. 68-64.

七 指導者・組織者・煽動者・及び共犯者の責任

條例第六條の最後の項は次の如く規定する。

「上記諸犯罪の何れかを犯そうとする共同計畫、若くは、共同謀議の方式化、若しくは執行に關與した指導者、組織者、煽動者及び共犯者は、かかる計畫を執行するに當つて、何人によつて遂行されたかを問わず、その全ての行爲につき責任を負う。」

裁判所は次のようにこの規定に註釋した。

「裁判所の意見によるとこの語は既に記録されたことに新らしい別の犯罪を加えるものではない。この語は共同の計畫に加わつたもの責任を確立することを企てるものである。」

上述の如く裁判所は侵略戰爭を準備し遂行したある被告による共同の計畫及び共同謀議の存在が立證されたと主張した。一方條例は侵略戰爭の準備及び遂行という犯罪を除いては、如何なる共同謀議も獨立した犯罪でないと定義しているという見地から、戦時犯罪及び人道に對する罪を犯した共同謀議の訴追を考慮することを拒否した。

先ず第六條の結びの項は侵略戰爭を準備し遂行する共同の計畫或は共同謀議の關係者達に對して、彼等に對してのみ適用されるとい

う結果になると思われる。そのような共同謀議に有罪とされた被告は「かかる計畫の遂行に當つて如何なる人物により行われたかを問はずすべての行爲に對しても」責任ありとされる。それ故に彼等は又かかる人物によつて犯された戦時犯罪及び人道に對する罪に責任がある。然しながらヘスは侵略戰爭の準備並びに遂行のための共同謀議には有罪とされたが、如何なる戦時犯罪或は人道に對する罪については有罪とされなかつた。

その結論は、裁判所は第六條の結びの項の「共同の計畫及び共同謀議」という語と、第六條(a)項の同じ語を異なつたように解釋しているということであると思われる。恐らく裁判所は最後の項は、別の獨立の犯罪としての共同謀議について有罪とされる人にかかつている責任の範圍を定める規定でなく、第六條に定められている犯罪のうちの何れかについての煽動者及び共犯者の責任を定立する規定であるとするのである。それ故「上記の諸犯罪の何れかを犯そうとする共同計畫、執行若しくは共同謀議の方式化若しくは遂行」に参加することは裁判所の解釋する如く、専門的な意味における共同謀議 conspiracy を意味するものでなくて單に第六條に上げられた犯罪の何れかの計畫或は執行との關係のために單なる共犯 complicity である。

裁判所によつてとられたこの立場における見解は各被告の罪の評價においてなされた若干の論述によつて明らかにされるように思われる。ゲーリングについて裁判所が「戦時犯罪及び人道に對する罪」という見出しの下に言っていることは、記録は奴隸勞働の使用に關する彼の共犯の容認ということに満ちている、即ち彼はドイツ

におけるポーランド労働者の待遇に關する指令に署名し、又彼は征服地の掠奪に關しては積極的なオースリティーであつたといふことである。彼は亦就中ユーゴスラヴィア及びギリシヤに對する侵略の計畫と遂行に關して積極的であつたといわれた。⁽¹²⁷⁾ヘスは「戰爭準備の積極的な支持者」で「ドイツのオーストリア、チェッコスロバキア、ポーランドに對する侵略に關して事情に通じた意識的な關係者」⁽¹²⁸⁾であつた。ローゼンベルクは「ドイツ化・搾取・強制労働・ユダヤ人及びナチ支配への反對分子の絶滅の政策の樹立を援け、それを實行する行政組織を樹立した。」⁽¹²⁹⁾

第六條の犯罪について有罪とされた他の被告についても同様の論述がなされた。實は彼等の罪の大部分は共犯にもとづいてゐた。主要戦争犯罪人自身は實質的に手を下す意味では俘虜又は市民を謀殺或は虐待し、人質を殺害し、都市を破壊し荒廢に歸せしめなかつたが、指導者・組織者・煽動者・共犯者としてこれ等の犯罪に責任ありとされた。彼等に此の責任を課することは裁判所によつて解釋されたように、明らかに第六條の結びの項の目的であつたのである。

⁽¹²⁹⁾⁽¹²⁸⁾⁽¹²⁷⁾
Judgement, p. 109.
Judgement, p. 111.
Judgement, p. 123.

八 犯罪性ある組織

A 條例の規定

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決

條例第九條及び第十條は次のように規定する。

「第九條

如何なる集團若しくは組織の各構成員に對する裁判においても、裁判所は（當該個人が有罪とされた行爲に關連して）その個人が構成員であつた集團若しくは組織を犯罪性ある組織と宣言することが出来る。

起訴狀の受理後、裁判所は適當と考へる時、檢察側において裁判所に對してそのような宣言をなすことを要求する旨の告示をなさなければならぬ。當該組織の如何なる構成員も、裁判所によつてその組織の犯罪性に關する問題につき聴取されるべき許可を裁判所に對し申請する權利を附與される。裁判所は當該申請を許可し、若しくは却下する權限を有する。若し、申請が許可されるならば、裁判所は申請者が代表され聴取されるべき方法を指示すべきである。

「第十條

或る集團若しくは組織が裁判所によつて犯罪性あるものと宣言された場合に、何れの署名國官憲も個人をその構成員であることを理由として國內裁判所、軍事裁判所若しくは占領軍裁判所において審理する權利を有する。かかる場合において、その集團若しくは組織の犯罪性は證明されたものと見なされ、これが問題とされることはなす。

B 檢察側の論點

起訴狀において、裁判所は次の組織或は集團は條例の意味するところにより犯罪性ありと宣言することを求められた、即ちDie Rei-

chsregierung、ドイツ國內閣、Die Korps der politischen Leiter Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei、ナチス黨指導者班 Die Schulzeratrain der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei (通常のAとして知られているナチス黨親衛隊)それには、Die Sicherheitsdienst (通常のDとして知られている親衛憲兵隊) Die Geheime Staatspolizei (秘密警察通常ゲシメタポとして知られている) Die Sturmabteilungen der Nationalsozialistischen Arbeiterpartei (通常のAとして知られている) ナチス黨突撃隊)が含まれるが、これと參謀本部並びにドイツ國軍の最高司令部である。

組織を起訴するという目的は合衆國辯護人によつて次の如く説明された。

「組織及び集團を犯罪性あるものとして告發する目的は軍政府及び軍事裁判所の引續いてより迅速な審理によつて多くの人に及ぶことであつた。完全な證據の再調査に手が及ばなくても、被告と證據によつて、起訴された罪に對し責任ある多くの人々に及ぶために必要であるすべし、このことを一つの審理と見たらすといふことは、最初から合衆國の大きな目的であつた。」⁽¹³⁰⁾

このように、第九條及び第十條の規定は主として實際的な考慮から生じて來たと思われる。すくなくともアメリカの主任檢察官によつて示されたごとく、引續く下級の戰爭犯罪人の審理をより短く、より迅速にする方法として考えられた。

組織を告發するための理由は、檢察官側の言うところによれば、

それは第六條に定めた犯罪の計畫及び遂行の結集手段であつたといふことであつた。⁽¹³¹⁾「これらの組織の存在なく積極的に鼓吹する精神がなかつたならば、如何にしてかくも多くの殘虐が行われたかを理解しえないであらう。これらの組織がなく又それを構成する者がなかつたならば、ナチスドイツによつて、組織的な戰時犯罪は實行されなかつたであらう。ドイツのためにこの犯罪の主要部分を遂行しただけでなく意圖したのは彼等である。」⁽¹³²⁾

しかしながら檢察側は、組織はその用語の通例の意味においては審理されなかつたことを指摘した。裁判所はそれ等を犯罪性ありと宣言する権限を與えられた。しかし實體としての組織に刑罰の宣告をなすことは出来なかつた。裁判所はそれに罰金を科し或はその構成員であるという理由で如何なる人も有罪と定める権限を與えられてい⁽¹³³⁾なかつた。

(130) "Trial of the Major War Criminals," published at Nuremberg 1947, Vol. I, p. 144.

(131) American Chief Prosecutor, "Opening Speeches," p. 43.

(132) French Chief Prosecutor, "Opening Speeches," p. 130.

(133) American Chief Prosecutor, "Trial of the Major War Criminals," published at Nuremberg 1947, Vol. VIII, pp. 358-359.

C 辯護側の反駁

辯護側においては、第九條・第十條の規定は就中犯罪なくして刑罰を與えるという理由から、論難された。「條例第九條は……國際法社會の全構成員の一般的法的確信と矛盾する。國際法上においても如何なる國內法においても、關係した個人がみずからの行動或は手落ちによつて自身が有罪であるかどうか夫々の個々の場合について調べることをなしに、組織の構成員を犯罪性ありと宣言する制定法は存しない。刑法の一般原則とは反對に……條例は第九條において或る組織及び團體 (Instruction) の全構成員の刑事責任及び共同負擔を定めた、そしてこれは個々の構成員が罪をうけるかどうかについては何等考慮を拂つていない。」又平和の破壊に對する被告の個人の責任に到るため超人格性としての國家を一掃した起訴狀が、今や組織或は集團という形で新しい超人格性をもち出していることを矛盾であるとして指摘したのである。

- (134) Defence Council for Hess, "Nazi Conspiracy and Aggression" supplement B. p. 124.
(135) Dr. Jellinek 前掲 p. 26.

D 裁判所の判定

裁判所は第九條及び第十條の規定を幾分本意ながら適用したようである。第十條によつて告發された組織に對する犯罪性の宣言は最後のものであり、その組織の一構成員に對する引續く刑事訴訟

ニューロンベルグ裁判所條例及び判決

手續に於ては反對されえないということが強調された。この宣言の効果を明らかにするために、裁判所はその後ドイツ國管理委員會法第十の一部を引用した、それは裁判所によつて犯罪性ありと宣言された犯罪集團或は組織の範疇 Category を構成する者は死刑、懲役或は罰金をもつて處罰さるべき犯罪者なりと認められると規定している。裁判所は更に「それ故に事實上裁判所が有罪であると宣言した組織の一員は後に構成員としての犯罪について有罪とされ、その罪のため死刑に處せられることがあるかもしれない。これは、これ等の個人を裁く國際裁判所又は軍事裁判所が裁判の適當な基準をとり行わないということを推斷させるものではない。これは廣範圍に及ぶ新しい訴訟である。適當に保障されることがなければその適用は非常な不正を生ずるだろう。」とつづけた。⁽¹³⁶⁾

第九條によつて、裁判所はそれが如何なる組織が犯罪性ありと宣言するかどうかについて決定權を與えられているということを強調した。しかし裁判所は次の如く附言して言う、「此の決定權は司法的なものであり恣意的な行爲を許さない、しかし確定された法原則に基づいて實行すべきである。これらの中で最も重要なことは罪科 criminal suit が個人的であること、さうして集團的な處罰は避けらるべきことである。若し或る組織或は集團の罪科 criminal suit が十分満たされているならば、この裁判所は『集團の犯罪性』という理論が新しいとか、或は又或る後に續く裁判所により不當に適用されるかもしれないとかいふ理由で犯罪性ありと宣告することを躊躇すべきでない。他方裁判所は出来るだけ無實の人が罰せられないような犯罪性の宣告をすべきである。」と。⁽¹³⁷⁾

犯罪性ある組織の特質は後に裁判所によつて次の如く説明された、「犯罪性ある組織というはその本質において兩者共に犯罪目的に對する共同であるという點で犯罪的共同謀議と類似している。共同目的のために結合され組織された集團が存在しなければならぬ。集團は條例によつて非難された犯罪の遂行に關連して形成され

或は行動されたものでなければならぬ。既に指摘せられたる如く組織及び集團に關する宣言はその構成員の犯罪性を決定するものなるが故に、その定義は組織の犯罪目的或は行爲について知る所のないもの、及び國家によつて徵集された者とを、條例第六條により犯罪性ありと宣言された行爲の遂行に個人的に組織の構成員として關係してゐるのでなければ、除外しなければならぬ。構成員というだけではこの宣言の範圍に入れることは不充分である。」と。

この判断の標準にもとづいて裁判所はナチス黨指導者班、ゲシュタポ、SD及びSSに影響を與える犯罪性の宣告をした。しかしながらこれらの場合の何れも全組織に犯罪性ありと宣告されたのではない。指導者班、ゲシュタポ及びSDについては、裁判所は、或る列擧された地位を占めた構成員、「それが條例第六條によつて犯罪性ありと宣告された諸行爲の遂行のために使用されている」ということを識りながらのその組織の構成員となり又はこれに留り、或は組織の構成員としてこのような犯罪の遂行に個人的に關係したものの「⁽¹³⁹⁾から成る集團は犯罪性ありと宣言したのである。SSの場合には、裁判所の宣告の語法は或る點においては異なつてゐる。裁判所は「公的にSSの構成員として承認され」且つ列擧された組織に加入し、

又「條例第六條によつて犯罪性ありと宣言された行爲の遂行のために使用されてゐることを識りつつ組織の構成員となり或はこれに留つた者、或は組織の構成員としてこのような犯罪の遂行に個人的に關係した」者から成り立つ團體を犯罪性ありと宣言したが「しかしそのことについて彼等に選擇の餘地なくして國家によつて構成員に選拔され而もかかる犯罪を行つていない者を除外する。」⁽¹⁴⁰⁾選拔された構成員は除外するという句が指導者班、ゲシュタポ、及びSDに關する宣言には出て來なかつた理由はこれらの組織は全く自發的なものであると裁判所によつて考えられたからである。

これらのすべて四つの場合に、裁判所はこの宣言は戦時犯罪及び戰爭に關係した人道に對する罪に組織が參加したことを理由とするが故に、犯罪性ありと宣告された組織は一九三九年九月一日以前に列擧された地位を占め或いは組織に屬することに止めた者を含み得ないと聲明することによつて、犯罪性ありと宣告の範圍を更に制限した。

ドイツ國內閣は二つの理由により犯罪性ありと宣告されなかつた。第一にそれは一九三七年以後集團或は組織として實際には行爲しなかつた。それは「一箇の支配體系を形成することなく單にヒットラーの絶対的統制に従う行政官吏の集合にすぎなかつたのである」⁽¹⁴¹⁾。第二の理由はこれに含まれた人物の数はすくないので裁判所は團體に犯罪性ありという宣告に訴えることなしに適宜に個人的に審理しうると考えたのである。同様な理由から參謀本部及び最高司令部も犯罪性ある集團或は組織と宣告されなかつた。

裁判所はとりわけSAについては、この組織は一九三四年の追放以後は重要でないナチスの子分としての地位に下げられたことを述べている。然しながらSAの部隊は時により戦時犯罪及び人道に對する罪の遂行に用いられたけれども、「その構成員は一船的に犯罪行為に参加し或はこれを認識していた。」⁽¹⁴²⁾と言われなかつたのである。故に裁判所はSAを犯罪性ある組織であると宣告しなかつた。

前述する所から見られる如く、裁判所は第九條の規定を極めて制限的に適用したのである。訴追された組織の中何れも全體として犯罪性ありと宣告されなかつた、ただ條例第六條に定められた犯罪の遂行に直接に關係したか或は、そのような犯罪の遂行に使われていることを承知しておりながら組織の構成員になり或はこれに留ることによつて犯罪活動にみずから従事した者より形成された集團のみに宣告されたのである。

換言すれば裁判所は單に構成員たる地位に基いた、或る組織の構成員たることに基いた集團的責任を課さなかつた。構成員にその組織の犯罪活動に關して責任を持たせるために裁判所は事實に於てその活動において共犯を立證する構成員の側に於ける或る行為を必要とした。

- (136) Judgement, p. 85.
- (137) Judgement, pp. 85-86.
- (138) Judgement, p. 86.
- (139) Judgement, p. p. 91-97.
- (140) Judgement, p. 102.
- (141) Judgement, p. 104.
- (142) Judgement, p. 104.

九 裁判官 轄權

結論として裁判所が國際法上のその裁判管轄權の基礎について述べたことに對して再び注意を拂うべきである。裁判官は管轄權について二つの異なつた基礎を認めようである。

「條例の作成はドイツ國が無條件降伏した諸國による最高立法權の行使であつた、また占領された領域に對して立法するこれ等の諸國の疑うべからざる權利は文明世界によつて認められてきたものである。」⁽¹⁴³⁾といわれたのである。この論述において、裁判所は一九四

五年ドイツの無條件降伏によつて生じた特殊な法的事情と、ロンドン協定の署名國である四連合國によつて一九四五年六月五日ベルリンにおいて發せられた宣言に言及している。この宣言によつて上述諸國はドイツ國政府、最高司令部及び如何なる國家、市町村或は地方的行政機關又は官憲によつて保有されていたすべての權限を含む所のドイツに關する最高權限を受任する。裁判所は明らかに、これ等の行為によつてドイツの主權は四カ國の手に渡り、かくて國際法上これらの諸國は裁判所を設立しドイツ主要戦争犯罪人を審理し處罰する權力を興えるという權能を附與されたのであると主張した。

しかしながら裁判所は又その管轄權に對してもう一つの基礎、即ちより一般的な範圍をもつ基礎を指摘した。又それは述べて言う「署名諸國家はこの裁判所を設立し、それが施行すべき法を定め、又裁判の適當な處理のための規則を作成した。かくすることによつて彼等はその中の一國が單獨でもなしうるはずのものを共同して行つたのである。何となれば、どの國もかくの如く法を施行する特別

裁判所を設立する権利を有することは疑いないからである。⁽¹⁴⁴⁾と。この論述は明白であると言うことは出来ないが、然し幾分躊躇しながら次の如き他の解釋がなされるであらう。裁判所が、これら犯罪は夫々の國の安全を脅威したが故に各々の署名國は條例に定義された犯罪について管轄権を有することを意圖したということは可能である。換言すれば裁判管轄権については上述の犯罪を通貨偽造に關する罪になぞらえようと思つたかもしれない。他方裁判所が條例における犯罪を國際的犯罪として、すべての國の司法管轄権に従うと考へたことは可能でもあり又更にあり得べきことである。海賊行爲の場合は適切な類似物であらう。この解釋は、裁判所が、署名國が裁判所を造り出すに當つて或る國に屬する権利を利用したことを容認した事實によつて支持されていると思われる。しかし同時に「かくのごとく法を施行すべき特別裁判所を設立する権利」という句はあまりに漠然としているので明確な結論とみとめることは出来ないといふことは承認されるべきである。

(144)(143) Judgement, p. 48.
Judgement, p. 48.

補遺

主要日本戦争犯罪人に關する裁判⁽¹⁾

本書に對する補遺として、ニュールンベルグと東京の戦争犯罪裁判に就ての異同に關する諸點を次に記述する。

一 條 例

兩裁判所の構成手段には、殆ど本質的差異はない。極東國際軍事裁判所條例は、ニュールンベルグの條例と同じく、平和に對する罪、通例の戦争犯罪、及び人道に對する罪の三つの範疇を想定している。第一の項目である平和に對する罪は、宣戰布告された、若くは宣戰布告されない *declared or undeclared* 侵略戦争の計畫、準備、開始若しくは遂行等を包含する、前者の文書の中には、實に僅かの相違を以て規定されているに過ぎない。イタリック體の言葉 *declared or undeclared* が、ニュールンベルグ裁判所條例の中には現われず、それが東京裁判所條例の中に、挿入されているのは、明らかに、極東に於て、敵對行爲が、兩當事者の何れからも何等の布告なしに始められ、長い間繼續していたという事情に基づくものである。

東京裁判所條例に於て、戰時犯罪の項目は、ニュールンベルグ裁判所條例の様に、例示されてはいない。後者の中に示された諸例のリストが全てを盡すものではないと、明確に宣言されている事情に鑑み、此の相違は重要性を示すものではない。

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決(補遺)

「裁判に附せられる如何なる犯罪であらうとも、其を犯そうとする共同計畫、若くは共同謀議の方式化、若くは執行に、關與した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計畫を執行するに當り、何人によつて、遂行されたかを問はず、その全ての行爲につき責任を負う。」という宣言は、東京裁判所條例に於ては、ニュールンベルグ裁判所條例の如く、獨立の項に包含されていないが、其の代り、裁判に附せられるべき犯罪の種類を取扱つた項の最後の部分を形成している。

東京裁判所條例は、組織に關する裁判權を、裁判所に全く附與していない。

ニュールンベルグ裁判所條例は、宣告された判決に就き、再審理の要求を企てようとしても、裁判所の有罪、若しくは無罪に就ての判定から、控訴の如き、如何なる手續の可能性をも、明らかに排除している。此のような禁止は、東京裁判所條例には包含されていない。後者により有罪とされた若干の被告の場合には、誤審を理由とする再審の手續 (*proceedings in error*) が、合衆國最高裁判所に於て、受理されるように企てられたが、同裁判所は、裁判權なきものとして、訴を却下した。

(1) 東京裁判所の判決は、本書が書かれた後に、採擇され、それがために、それを本文に於て、十分に取扱う事は不可能であつた。

(2) Text in "Department of State Bulletin" (USA), vol. xiv (1946), No. 349, pp. 361f.; その後の改訂は "No.

360, p. 380. 参照。

- (3) Article 5.
- (4) Article 6; 上述三三—三四頁参照。
- (5) Article 6 (b); 上述四五—四六頁参照。
- (6) 東京裁判所條例第五條とニールンベルグ裁判所條例第六條比較且、上述五四—五七頁参照。
- (7) 上述五七一—六一頁参照。
- (8) Article 26.
- (9) "American Journal of International Law," (1749) vol. 42, p. 170.

二 起 訴

日本の主要戦争犯罪人に對する起訴と、ニールンベルグの裁判所に提起されたものとの根本的相違は、勿論、前者が組織に關する公訴を包含しなかつた事情は別として、それは次のようなものであつた。即ち、違反、就中、敵對行爲開始に關するハーグ協約 (Hague Convention relative to the Opening of Hostilities) に違反する理由によつて、違法とされた、敵對行爲の開始により、多くの連合軍、及び連合國市民を殺害し、謀殺しようとする共同謀議に對する公訴は、前者の中のみ存在したという事である。

更に相違する點は、東京裁判の起訴に、人道に對する罪というよきな訴因のなかつた事である。此の點に就ては、次の如く説明する事が出来る。即ち、ニールンベルグの裁判に於て、科刑を要求された人道に對する根本的犯罪の一つが、ナチスのユダヤ人に對する

虐待であつたのに引換え、東京裁判所條例は、東京裁判所に對して、「政治的、民族的理由による虐待」に就ての公訴を受理する事を認めていたけれども、日本の戦争指導者に對しては、ナチスの場合に類似する訴因が提起されなかつたという事である。他方、東京裁判に於ては、ニールンベルグの場合と異り、不法な戦争遂行の結果として行われた謀殺や、不法な殺害に就ての特別の公訴がなされた。

恐らく、幾らか關心を持たれていると思われるもう一つの點は、次の如きものである。即ち、日本の戦争指導者に對する共同謀議の訴因は、違法であつて且つ、犯罪性ある目的のために、相互に結合せるのみならず、他の侵略國、いわゆるナチス・ドイツ、ファシスト・イタリアの支配者達と結合した事を訴えた事である。他國の支配者との共同謀議は、ドイツの指導者に對しては、訴えられなかつた。

- (10) Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East, vol. 1, pp. 27-71. 参照。
- (11) Article 5 (c).

三 辯 護

日本の被告に對してなされた若干の辯護に於て、ドイツの被告に對してなされた場合には全く同様な點が見出されなかつたという理由により、根本的に重要な點は次の事である。これは即ち、日本の降伏文書が、ポツダム宣言は、戦争犯罪人の訴追に關し、效力を附與されていると、規定するから、その宣言の日附の時に、國際法に於

て、犯罪とをなっていた犯罪のみが、公訴され得る。と、主張した事である。

(12) Text in "Department of State Bulletin" (USA), vol. xiii (1945), No. 324, p. 364.

(13) 前掲 No. 318, p. 137.

(14) "Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East," vol. 146, p. 48, 436.

四 判 決

一般に東京裁判の判決は、ニュールンベルグ裁判のものと一致し、更にそれを明確したものである。かくして、東京裁判はニュールンベルグ裁判と同様にその裁判権に關する全ての抗辯を却下したのであるがそれは、東京裁判所條例の規定が、ニュールンベルグの規定に關連するものであり、更にその簡條は國際法に矛盾するものではないと言ふ二つの理由に基づくものである。

東京裁判は、更に、國家的政策の手段として戰爭に訴える事を不法とし、このようにして戰爭を計畫し遂行した個人を、刑事的に責任あるものとするバリー條約の效力に關する責任を否認するために、最高命令若しくは國家の行爲を理由としてなされた抗辯の、無効である事に關する、ニュールンベルグ裁判の用語を、明かに承認しこれを採用した。

東京裁判は、「共同謀議」(conspiracy)の意味に關し、ニュールンベルグに於て行われたよりも稍と詳細なる議論を展開して、特

に次のように主張して、「侵略的、若しくは不法な戰爭を遂行しようとする共同謀議は、二人若しくはそれ以上の人間が、このような犯罪を犯すべき協定を結んだ時に成立する。その後、共同謀議の發展として、このような戰爭の計畫、準備が續いてなされるのである。此の段階に於て、關與した者は、最初からの共謀者であるか、或はその後の協力者の何れかである。若し、後者が、共同謀議の目的及び計畫を採擇し、その達成の準備をするならば、彼等は共謀者となるのである」と述べている。併しニュールンベルグ裁判の判決に同調して、東京裁判は次の如く主張している。「裁判に附せられる如何なる犯罪であろうとも、それを犯そうとする共同計畫若しくは共同謀議の方式化、若しくは執行に、關與した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計畫を執行するに當り何人によつて遂行されたかを問はず、その全ての行爲につき責任を負う。」と宣言した東京裁判所條例の規定の文脈は、第五條(四)項 平和に對する罪の規定に結びつく。何故ならば、その規定は共同計畫、及び共同謀議が犯罪であると宣言されている唯一の項目であるからであると述べている。

通例の戰爭犯罪及び人道に對する罪をなすことの共同謀議は、裁判所條例によつて犯罪とせられていないのであるから、その規定は、此のような犯罪には適用せられない。

國際犯罪一般に關して、東京裁判が、次のように宣言したのは注目されるべきである。即ち「侵略戰爭は、ポツダム宣言より遙かに前から、國際法上の犯罪とせられていた。且又、それ故に降伏文書を理由として、ポツダム宣言の日附の時に認められた犯罪のみが、公訴されるという辯論は、當らない。」という事である。日本軍の

成員であつて、俘虜でもある此等の被告は、一九二九年のジュネーヴ協約に従つて構成された裁判所によつてのみ裁判され得る、という辯論も同様にして却下され、又、山下事件に於けるアメリカ最高裁判所の見解、即ち「ジュネーヴ協約の當該規定は、俘虜として犯した違反のために、俘虜に對してなされる裁判手續にのみ適用されるのであつて、戦闘員として犯した戦争法規の違反に對する訴追に就いては適用されない」という見解が、明白に採用されている。

平和に對する犯罪の項目に關する限り、東京裁判は、「侵略戦争の開始」という言葉を用いたが、これは、起訴の中に於て、實際の敵對行為の開始を意味するために用いたのと同様である。併し此のような開始は、又侵略戦争の遂行をも構成するという事實に鑑み、侵略戦争の開始、及び遂行に關する訴因を以て訴訟を提起しなかつた。この問題に就いてのこのような取扱方法は、ニールンベルグ裁判によつて採擇された所と對稱的立場に立つている。即ちニールンベルグ裁判は、侵略戦争の開始を、「最高の國際犯罪」として扱出したが、併し計畫、及び準備は、戦争の遂行に不可欠なものであるとなした。従つて被告各個人の事件につき、侵略戦争の開始、計畫、準備、遂行の中で、一つの公訴につき有罪であるか、又は、それ以上の公訴につき有罪であるかを決定するために、特に調査をしたのであつた。しかしながら、兩裁判所とも、侵略戦争については、定義を下していない。けれども、東京裁判は、附隨的に、種々ハグ條約に於ける「一般的加入條項」(General participation clause)の效力、及び、ハグ條約が、國際慣習法の證據となる限

度についての考慮を伴う、日本の條約關係に就ての詳細な調査の後、「侵略戦争を遂行しようとする犯罪性ある共同謀議が存在し、且つ、此のような戦争がタイ國を除いて、全くの訴追を行つてゐる國に對して遂行された。」とは、決定している。タイ國が、「日本の行動は、侵略行為である。」として、申立を行つた事に關する證據は、提出されなかつた。それ故に、「此のような狀況の下に於て、裁判所は、日本のタイ國への進駐は、タイ政府の意思に反するものである」という事について、根據ある確信がないままであり、又被告が、その國に對し、侵略戦争を開始し、遂行したという公訴も、立證されなままであつた。併し、其の他に對しては、「それ等の行為は、挑撥によらない不當な攻撃であり、これ等の國家の領地を獲得しようとして促進されたものであつた。侵略戦争について廣汎な定義を述べる事は、如何に困難な事であろうとも、上述のような動機によつてなされた攻撃は、侵略戦争として特徴づけられざるを得ない。併し、ドイツのオーストリア、チェコスロヴァキアに對してなした「侵略行為」を「侵略戦争」と區別し、前者は單に不法ではあるが、後者のように犯罪ではないと決定しているニールンベルグ裁判と異り、東京裁判は、單にタイ國に對してなされた行為を除き、日本によつて行われた全ての敵對行為に、「侵略戦争」としての性格を附與した。此のような戦争を行わうとする犯罪性ある共同謀議の存在が立證されており、そして、「既に、之等は最高級の犯罪」とされていたのであるから、條約違反の戦争を行う事の共同謀議に關する公訴については、改めて何も宣告がなかつた。

既に述べたように、戦時犯罪、及び人道に對する罪に關して、東

東京裁判は、侵略戦争及び條約違反の戦争遂行により、謀殺を犯そうとする共同謀議、及び通例の戦争犯罪を犯そうとする共同謀議に就いての公訴の受理を、その管轄内にもいものと看做した。謀殺を犯そうとする共同謀議に就いての公訴とは別に、謀殺の公訴が、開戦前の宣戦布告のない事又は、條約の違反によつて始められた事の理由によつて、不法である戦争の遂行の結果として生じた殺害に就いて論告している。併し、此等の殺害について論告された不法性は、殺害の生じた戦争の、最初の不法性に基礎を置くか、又はその後の戦争法規違反、若しくは、この兩者に基づくかは、起訴の中に、明らかにされていない。そして、裁判所は、次のように述べ、「若し、最初の不法性が、主張されるとするならば、そのような戦争を、不法に遂行しようとする犯行の全體が、かかる戦争の遂行を訴えている訴因に關する論點の中に、提起されている場合、謀殺に對する訴因によつては、犯行の此の部分に關し、その目的に、正しく適合されるものではない。又、若し、戦争法規の違反が根據とされるならば、それは戦争法規の明白な違反を訴えた訴因に基づく公訴と、重複する。」⁽²⁹⁾と言つてゐる。故に、當該公訴は、繼續されなかつた。ニールンベルグ裁判に提起された起訴に於て、不法な戦争の遂行の結果行われた殺害につき、特別の公訴がなされずに、不法な殺害が、裁判所に戰時犯罪として、若しくは人道に對する罪として公訴され、取扱われた事は、注目されるであらう。⁽³⁰⁾一般にニールンベルグ裁判と異り、東京裁判は、「戰時犯罪」と「人道に對する罪」とを區別してゐなかつた。

ニールンベルグ裁判所の各裁判官により、裁判上の問題に就いて

て、又は、それに適用された法律原理に關し、如何なる異議も述べられなかつた。唯、ロシヤ判事の意見は、若干の被告に關する釋放、及びヘスに科せられた刑罰に就いてのみ、多數と異つてゐる事を示した。⁽³¹⁾しかしながら、フランス、オランダ、インドの判事は、東京裁判の判決と、あらゆる重要な點に於て、その意見を異にしてゐる。アンリ・ベルナル氏(フランス)は、次のような根據によつて、多數意見と異にしている。即ち「東京裁判所條例は、それ自體、犯行の行われた時に存在していた如何なる法をも根據としていない。そして、かくも多くの裁判原理が、審理中に違反されているから、東京裁判の判決は、文明國家の法的根據に於て、明らかに、無効とされなければならない。」⁽³²⁾といふのである。これ等の根據の最初のものは、又、オランダ、及びインドの裁判官によつて、各自の異議の理由として、提出された。ローリング氏(オランダ)は、又、「豫想される紛争のための軍事的計畫は、必ずしも侵略的計畫ではない。」と宣言し、更に、「裁判所は、論告された犯罪が、第二次世界戦争の勃發以前から犯されていたと判決すべきではない。」⁽³³⁾といふ意見を述べた。パール判事(インド)は、又、「侵略に關する國際的に一致した定義は存在せず、極東國際軍事裁判所によつて行われた裁判の如きは、單に勝者の敗者に對する裁判に過ぎない。」⁽³⁴⁾といふ見解を表明した。

(15) 上述二九—三二頁參照。

(16) "Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East," vol. 146. 四八頁、四四八。

- (17) 上述三七—四二頁及び五六—五七頁參照。
- (18) “Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East,” vol. 146, 四八頁、四四八。
- (19) 前掲 四八頁、四四九。
- (20) 前掲 四八頁、四四〇。
- (21) “In re Yamashita, American Journal of International Law,” vol. 40 (1945), 四三二頁、四四四頁。
- (22) “Records of Proceedings of the Tribunal for the East,” vol. 146, 四八頁、四四一。
- (23) 前掲 四八頁、四四八。
- (24) 上述三五—三六頁參照。
- (25) “Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East,” vol. 148, 四九頁、五八九、七六九—七七一。
- (26) 上述三五—三六頁參照。
- (27) “Records of Proceedings of the Tribunal for the Far East,” vol. 148, 四九頁、五八六。
- (28) 前掲 四九頁、七六九より四九頁、七七二。
- (29) “Records of Proceedings of the Tribunal for the East, vol. 148, 四八頁、四五二。
- (30) 上述四五—四六頁參照。
- (31) 上述五一—五二頁參照。
- (32) “Judgment of the Nürnberg Tribunal,” 一六六頁。
- (33) “New York Herald Tribune,” 一九四八年十一月十四日、一七頁。
- (34) 前掲。
- (35) 前掲 一九四八年十一月十三日、三頁。

附 録 第一

一九三四年ドイツの殘虐行爲に關するモスクワ宣言、

連合王國、合衆國、及びソヴィエツト連邦は、ヒットラー一派の軍隊が蹂躪し、併し今や著々驅逐されつつある多くの國々に於て、その軍隊によつて行われた殘虐行爲、殺戮、及び冷酷な集團處刑に關する證據を各方面より入手した。ヒットラー一派による支配の殘忍は新たな事實ではなく、その手中にあるすべての國民及び領土は、恐怖による最悪の統治組織によつて苦しんできた。而して、新たな事實は此等領土の多くが、今や解放軍の進撃しつある軍隊によつて回復され、自暴自棄になつて退却しつあるヒットラー一派のドイツ兵は、その非道な殘虐の度を増しているという事である。此の事は、ヒットラー一派より解放されつつあるソヴィエツト連邦の領土、及びフランス、イタリアの領土に於けるその恐ろしい犯罪行爲によつて、今や特に明瞭に證明されたのである。

かくて、前記三同盟強國は、三十二(三十三)連合國のために主張し、此處に左の如き宣言を嚴肅に宣言し、且つ嚴重なる警告を與えるものである。

ドイツ國內に樹立されるべき如何なる政府に對し、如何なる休戦の承認がなされようとも、かかる場合に於て、右のような殘虐行爲、殺戮、及び處刑について、責任を有し、又は、(自ら之に参加した)贊同的役割をしたドイツ軍將兵及び、ナチス黨員は、此等の解放された諸國、及び其處に樹立されるべき自由な政府の法律に従つ

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決(附録)

て、裁判され、處罰されるために、その憎むべき行爲の行われた諸國に對し、送致されるべきである。ソヴィエツト連邦の被占領地方、ポーランド及びチェコスロバキア、ユーゴスラビア及びクリート島及びその他の諸島を含むギリシャ、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、フランス、及びイタリアにつき特に考慮し、此等の全ての國々につき出来るだけ詳細に、人名簿が作成されるべきである。

かくて、イタリア將校の大量射殺、フランス、オランダ、ベルギー、ノルウェー人の人質、若くはクリート島農民の處刑に参加し、又は、ポーランド若くは、今や、敵軍の掃討されつつあるソヴィエツト連邦領土の國民に加えられた殺戮に加わつたドイツ人は、その犯行の場所に送致され、彼等が虐待した國民の手によつて、その現場に於て裁判されるという事を知るべきである。けがれない血を以て、此處にその手を彩らぬ人々をして、有罪の地位に列する事のないように留意せしめるものであるが、三同盟強國は、最も確實に、彼等を地の果迄も追及し、正義の實現されるために告發者の手に彼等を引渡そうとするものである。

本宣言は、その犯罪が特定の地理的限定關係をもたず、連合國諸政府の合同決議によつて處罰されるべき主要犯罪人の場合に牴觸するものではない。

ルーズベルト

チャーチル

スターリン

附 録 第二

國際軍事裁判所設置に關する協定

アメリカ合衆國政府、フランス共和國臨時政府、大英連合王國北
部アイルランド政府、及びソヴィエツト社會主義共和國連邦政府に
よる歐洲樞軸主要戰爭犯罪人訴追科刑に關する協定。

連合諸國は、數度に互つて、戰爭犯罪人は裁判に付せられるべき
趣旨の宣言をなしたるが故に、

又、占領された歐洲に於ける、ドイツ軍による殘虐行爲に關する
一九四三年十月三十日のモスクワ宣言が、殘虐行爲及び犯罪につき
責任を有し、又は、贊同的役割をなしたドイツ軍將兵及び、ナチス
黨員は、此等の解放された諸國、及び其處に樹立されるべき自由な
政府の法律に従つて、裁判され、處罰されるために、その憎むべき
行爲の行われた諸國に對し、送致されるべきであると、聲明するが
故に、

又、右の宣言は、その犯罪が、特定の地理的所在關係を持たず、
連合國諸政府の合同決議によつて、處罰されるべき主要戰爭犯罪人
の場合に抵觸するものではないと、聲明するが故に、

今ここに、全連合國のために、更に正當に權限を委任された代表
者によつて行動する、アメリカ合衆國政府、フランス共和國臨時政
府、大英連合王國及び北アイルランド政府、及びソヴィエツト社會
主義共和國政府(以下署名國と呼稱する)は、此の協定を締結した
のである。

第一 條

個人として、又は、組織若くは集團の構成員たる資格に於て、又
は、兩者の資格に於て、その何れに於て公訴されようとも、特定の地
理的所在關係を有しない犯罪をなした戰爭犯罪人の審理のために、
ドイツ管理委員會との協議の後に、國際軍事裁判所が設置される。

第二 條

國際軍事裁判所の構成、裁判管轄權、及び機能は、本協定の主要
な部分を構成する本協定附屬の條例の中に規定される。

第三 條

各署名國は、國際軍事裁判所によつて審理されるべき各國によつ
て拘禁せられた主要戰爭犯罪人を、公訴及び審理の調査に役立たせ
るために必要な措置をとる。

署名國は、又、その何れの國の領土内にも存在しないような主要
戰爭犯罪人を、國際軍事裁判所に對する公訴及び審理に役立たせる
ために最善の努力を拂わなければならない。

第四 條

本協定中の事項は、犯罪を行つた諸國への戰爭犯罪人送致に關す
るモスクワ宣言によつて設立された規定と何等抵觸するものではな
い。

第五 條

連合諸國(United Nation)のいずれの政府も、外交手續を通し
て連合王國(United Kingdom)政府に對して與えた通告により、
本協定に参加する事が出来る。連合王國政府は、他の署名國及び各
參加國政府に對し當該参加を通告しなければならない。

第六條

本協定中の如何なる事項も、戰爭犯罪人審判のために、同盟國領土内、若くはドイツ内に設置され、又は將來設置されるべき如何なる國內裁判所、若くは占領軍裁判所の裁判權、若くは權限を侵すものではない。

第七條

本協定は、署名の日より效力を有し、一ケ年間有効にして、爾後、如何なる署名國と雖も、本協定を破棄すべき意思の一ケ月前の通告を、外交手續によつてなし得る權利を有する事を條件として存續する。右の破棄は、本協定によつて既になされた如何なる手續若しくは如何なる判定とも牴觸するものではない。

本件の證據として、下名は本協定に署名したのである。

一九四五年八月八日、ロンドンに於て、英佛、露語により各四通作成され、各正文は同等の公信用を有する。

アメリカ合衆國政府代表　ロバート・H・ジャクソン

フランス共和國臨時政府代表　ロベール・フォルコ

大英聯合王國北アイルランド政府代表　ジョウウィット、

C、ソビエツト社會主義共和國聯邦政府代表

I・L・ニキチエンコ、A・N・トライニン

國際軍事裁判所條例

一、國際軍事裁判所の構成

第一條

一九四五年八月八日、アメリカ合衆國政府、フランス共和國臨時

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決(附録)

政府、大英聯合王國及び北アイルランド政府、ソヴィエツト社會主義共和國連邦政府の署名せる協定に従い、歐洲樞軸諸國主要戰爭犯罪人に關する公正且つ迅速な裁判及び處罰のために、國際軍事裁判所(以下裁判所という)を設立する。

第二條

裁判所は、各一名の補充裁判官の付せられた四名の裁判官によつて構成される。一名の裁判官及び、一名の補充裁判官が、各署名國によつて夫々任命される。補充裁判官は出来る限り、裁判所の全ての公判に出席しなければならない。如何なる裁判官も、不健康、若くはその他の理由による職務執行不能の場合に於ては、その補充裁判官が職務を行う。

第三條

裁判所、その裁判官若しくは、其等の補充裁判官は、檢察官、若しくは被告、若しくは其等の辯護人によつて忌避される事がない。各署名國は、その裁判官若くは補充裁判官を、健康若くは、其他適切な理由によつて改任する事が出来る。但し審理中補充裁判官による以外は、如何なる改任も行ふ事が出来ない。

第四條

(a) 定員の構成には、裁判所の全裁判官、若くは缺席裁判官に代る補充裁判官の出席を要する。

(b) 如何なる審理の開始前に於ても、裁判官は相互に各裁判官中より裁判長の選出を決定せねばならない。裁判長は、その裁判に於ける事務を管理する。但し、三名以上の裁判官の投票により別に決定する事を妨げない。次の審理に對し、裁判長の職務は逐次交代す

るものとする。但し、裁判所の公判が、四署名國中一國の領地に於て行われる場合は、當該署名國の代表たる裁判官が、その裁判に於て裁判長になるものとする。

(c) 前項の場合を除き、裁判所は、多數決によつて採決する。投票が可否同數に分られた場合は、裁判長の投票が決定する。但し、常に、有罪の決定及び宣告は、少くとも三名の賛成投票によつてのみ下される事を條件とする。

第五條

必要な場合及び審理されるべき事件の數により、別の裁判所が設置されるべく、當該各裁判所の構成、機能及び手續は、同一にして本條例によつて規律せられるべきものである。

二、裁判權及び一般原則

第六條

第一條已述の歐洲樞軸諸國主要戰爭犯罪人の審理及び處刑のための協定にもとづき設置された裁判所は、歐洲樞軸諸國のために、個人たると組織の構成員たるとを問わず、次の犯罪の何れかをなし者を審理し處刑する權限を有する。

次の諸行爲若しくはその何れか一つの行爲は、裁判所の管轄權に屬する犯罪で、それに對しては個人的責任が存する。

(a) 平和に對する罪 即ち、侵略戰爭又は國際條約、協定若しくは保障の侵犯による戰爭の計畫、準備、開始若しくは遂行、又は上記の何れかを達成するための共同計畫若しくは共同謀議への參劃。

(b) 戰時犯罪 即ち戰爭法規若しくは慣習の侵犯。かかる侵犯

は、占領地所屬の若しくは占領地内一般人民の謀殺、虐待、若しくは奴隸勞働、若しくはその他の目的のための強制移送、俘虜若しくは海上人員の謀殺、虐待、人質の殺害、公私財産の掠奪、都市町村の恣の破壊、若しくは、軍事的必要によつて認められない荒廢化を包含するがこれに限定されることはない。

(c) 人道に對する罪 即ち、犯行のなされた國家の、國內法を侵犯したか、否かに拘わらず、本裁判所の管轄内にある、何れかの犯罪の遂行に當り、又はこれに關連して、戦前及び戰爭中一般人民に對してなされた、謀殺、掃滅、奴隸化、強制移送、及び、その他の非人道的行爲、若しくは政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害。

上記諸犯罪の何れかを犯そうとする共同計畫、若しくは共同謀議の方式化、若しくは、執行に關與した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計畫を執行するに當つて、何人によつて遂行されたかを問わず、そのすべての行爲につき責任を負う。

第七條

被告の公的地位は、國家の元首たると、政府各部の責任ある官職たるとを問わず、その責任を免除し、刑を減輕するものとして考慮されない。

第八條

政府若しくは上官の命令に従つて被告が行動したという事實は、その責任を免除するものではない。但し、裁判所は、正義が要求すると決定するならば、刑の減輕に就て考慮する事が出来る。

第九條

如何なる集團若くは組織の各構成員に對する裁判においても、裁判所は（當該個人が有罪とされた行爲に關連して）その個人が構成員であつた集團若くは組織を犯罪性ある組織と宣言することが出来る。

起訴狀の受理後、裁判所は適當と考へる時、檢察側に於て裁判所に對してそのような宣言をなすことを要求する旨の告示をなさなければならぬ。且つ之に對し、當該組織の如何なる構成員も、裁判所によつてその組織の犯罪性に關する問題につき聴取されるべき許可を裁判所に對し申請する權利を附與される。裁判所は當該申請を許可し、若くは却下する權限を有する。若し、申請が許可されるならば、裁判所は申請者が、代表され、聴取されるべき方法を指示すべきである。

第十條

或る集團若くは組織が、裁判所によつて犯罪性あるものと宣言された場合に、何れの署名國官憲も個人をその構成員であることを理由として、國內裁判所、軍事裁判所若くは占領軍裁判所に於て審理する權利を有する。かかる場合に於て、その集團若くは組織の犯罪性は證明されたものと見なされこれが問題とされる事はない。

第十一條

裁判所により有罪と決定された如何なる者も、本條例第十條に示された國內裁判所、軍事裁判所、若くは占領軍裁判所に對し、犯罪性ある集團若くは組織の構成員たる事以外の、他の犯罪を以て公訴され得る。且つ此のような裁判所は、有罪と決定した後、此のよう

ニュールンベルグ裁判所條例及び判決（附錄）

な團體、若くは組織の犯罪性ある活動に於ける關與に對し、當該裁判所によつて科せられた刑罰とは別に、之に刑罰を加重する事が出来る。

第十二條

本條例第六條に規定されたる犯罪を以て公訴された者に對し、若し發見されない場合、又はその他の理由により、裁判所が裁判のため不在中の審理を行う事を必要と認めたる場合に、裁判所はその不在中にその者に對する手續を行う權利を有する。

第十三條

裁判所は、規則及び手續を作成する。此の規則は本條例の規定と抵觸するものではない。

三、主要戰爭犯罪人に關する審査及び訴追委員會

第十四條

各署名國は、主要戰爭犯罪人の公訴に關する審査及び訴追のため、一名の主任檢察官を任命する。

各主任檢察官は、次の目的のため委員として行動する。

(a) 各主任檢察官及びその部員の個々の事務に關する計畫に對し協定する事。

(b) 裁判所によつて審理されるべき主要戰爭犯罪人の最終的指名を決定する事。

(c) 起訴狀及びそれと共に提出されるべき文書を承認する事。

(d) 起訴狀及び附屬文書を裁判所に提出する事。

(e) 本條例第十三條によつて規定された、手續に關する草案を作

成し、その承認を裁判所に勧告する事、裁判所は、修正を以て、若しくは修正なく、勧告された規則を承認し、又は之を拒否する権限を有する。

委員會は、右の事項に於ては、多數決によつて行動し、事情の許す限り、且つ、逐次交替の方則に従つて議長を任命する。若し裁判所によつて審理されるべき被告の指名、又は被告が公訴されるべき犯罪に關し、投票が可否同數に分かれたる場合は、特定の被告は審理されるべきであり、その被告に對しては特定の公訴が提起されるべきであると提議した側によつてなされた提案が、採擇される。

第十五條

主任檢察官は、各個に、及び相互に協同して行動し、又次の任務を行ふ。

(a) 全ての必要なる證據の捜査、蒐集、若しくは、公判前若しくは公判に於ける提出。

(b) 本條例第十四條(c)項による、委員會の承認のため、起訴狀の作成。

(c) 全ての證人及び被告の豫備訊問。

(d) 公判に於て、檢察官として行動する事。

(e) 分擔させられた任務遂行のため代表者の任命。

(f) 檢察官にとつて、公判の準備及び指揮のために必要と思われるその他の事項を行ふ事。

何れの署名國によつて留置された證人若しくは被告であつても、その國の同意なくして當該署名國の領地より引致された事がない事が了解されている。

四、被告に對する公正なる裁判

第十六條

被告に對する公正な裁判を確保するために以下の手續が遵守されなければならない。

(a) 起訴狀は、被告に對する公訴を、詳細に明示する事項を洩れなく包含しなければならぬ。起訴狀及び起訴狀と共に提出された全ての文書の謄本は、被告の了解する言語に翻譯され、公判前適當な時に、被告に與えられなければならない。

(b) 如何なる豫審若しくは公判中に於ても、被告は自己に對してなされた公訴に關し、如何なる釋明をもし得る權利を有する。

(c) 被告に對する豫審、若しくはその公判は、被告の了解する言語によつて行われるか、又はそれに翻譯せられなければならない。

(d) 被告は、自分自身の辯護を裁判所に對してなし、又は辯護人の援助を求めざる權利を有する。

(e) 被告は、みずから、若しくは辯護人により、公判に於て、その辯護を維持するため證據を提出し、且つ、檢察官によつて召喚された如何なる證人をも反對訊問する權利を有する。

五、裁判所の權限及び公判の處理

第十七條

裁判所は、次の權限を有する。

(a) 證人を公判に召喚し、その出席及び、證言を要求し、訊問をする事。

(b) 如何なる被告をも訊問する事。

(c) 文書の作成、及びその他證據資料を要求する事。

(d) 證人に宣誓をさせる事。

(e) 裁判所により指示された如何なる事務をも處理するために、職員を任命する事、之は、證據を委託する權限を包含する。

第十八條

裁判所は左の事をなさなければならない。

(a) 審理を、嚴密に、公訴によつて提起された争點の迅速な聽取に、限定しなければならない。

(b) 理由のない遲滞を生ずる如何なる行爲をも阻止するため、適切な措置を執り、且つ、如何なる不合理な答辯及び陳述をも、拒否しなければならない。

(c) 如何なる反抗に對しても、直ちに一部、若しくは更に全訴訟手續より、如何なる被告、若しくはその辯護人の排除をも包含した適切な懲罰を科す事を行わなければならない。但し、之は公訴の決定と牴觸するものではない。

第十九條

裁判所は、證據に關する専門的規則によつて拘束される事がない。裁判所は迅速且つ非専門的な手續を最大限に採用し、且つ適用し、立證上價值ありと思はれる證據は如何なるものもこれを容認する。

第二十條

裁判所は、如何なる證據についても、その性質につき通告されるべき事を要求し、それによりその適當如何を判定する事が出来る。

第二十一條

ニューリンベルグ裁判所條例及び判決(附録)

裁判所は、公知の事實に關する證明を要しないが、これを、裁判上顯著な事實として採用する。又、裁判所は、戰爭犯罪搜查のために同盟諸國中に設立せられた委員會の決議及び文書を含む連合諸國の公文書及び報告書、及び何れの連合諸國の軍事裁判所若しくはその他の裁判所の記録及び判決をも同様に、これを、裁判上顯著な事實として採用する。

第二十二條

裁判所の常設所在地をベルリンとする。裁判官及び主任檢察官の第一回會合は、獨逸管理委員會により、指定されるベルリン市内の場所に於て開かれる。第一回公判は、ニューリンベルグに於て開かれ、以後の公判は何れも、裁判所の決定する所に於て開かれる。

第二十三條

一名若しくはそれ以上の主任檢察官が、各公判に於て訴追する事が出来る。如何なる主任檢察官の職務も、檢察官みずから、若しくは檢察官によつて委任せられたる如何なる人によつても行われる。被告に對する辯護人の職務は、被告の要求により、被告人自身の國の裁判所に於て、訴訟を行う資格を有する専門の辯護士によつて、又は、裁判所によつて、そのために特に委任された者によつて行われる。

第二十四條

公判に於ける手續は、次の順序をとる。

(a) 起訴狀が、法廷に於て朗讀される。

(b) 裁判所は、各被告に對し、有罪若しくは無罪の何れを主張するか訊問する。

(c) 檢察側は冒頭陳述をなす。

(d) 裁判所は、檢察側及び辯護側に對し、たとえ如何なるものであろうとも、如何なる證據を裁判所に對し提出しようとするかを問ひ、且つ裁判所は此のような證據の如何なるものについても、その受理如何を決定する。

(e) 檢察側のための證人が訊問せられ、その後、辯護側のための證人が訊問せられる。然る後、裁判所によつて受理せらるべく決定せられたる反證が檢察側若しくは辯護側の兩者によつて述べられる。

(f) 裁判所は、何れの被告、及び證人に對しても、隨時、如何なる訊問をもなす事が出来る。

(g) 檢察側及び辯護側は、證言をなしたる如何なる證人及び被告に對し、訊問及び反對訊問をする事が出来る。

(h) 辯護側が法廷に意見を述べらる。

(i) 檢察側が法廷に意見を述べらる。

(j) 各被告は、裁判所に對し陳述をする事が出来る。

(k) 裁判所は判決を申渡し、刑を宣告する。

第二十五條

英語、佛語、及び露語及び被告人の言語により、全ての公文書は作製せられ、且つ訴訟手續が行われる、裁判所が、正義及び輿論のために必要であると思考する範圍の記録及び手續は、又、裁判所が設置された、如何なる國の言語にも翻譯される。

六、判決及び刑の宣告

第二十六條

如何なる被告に對する有罪若しくは無罪の裁判所の判決は、その根據となす理由を附與しなければならぬ。且つその判決は最終にして、再審理を許さない。

第二十七條

裁判所は、被告に對し、有罪決定に基づき決定されるべき、死刑、若しくはその他の刑罰を科する權限を有する。

第二十八條

裁判所によつて科せられた刑罰に加えるに、裁判所は、有罪とされた者より、その盜取した如何なる財産をも沒收し、且つ、ドイツ管理委員會に對する引渡を命ずる權限を有する。

第二十九條

有罪の場合に於て、宣告刑は獨逸管理委員會の命令によつて執行される。同委員會は、如何なる場合に於ても、宣告刑を減輕し、又は、他に之を變更する事が出来る。但し、之に加重する事は許されない。如何なる被告と雖も、有罪と判定され、且つ、刑を宣告された後、獨逸管理委員會が、その見解により、その被告に對する新たな公訴の根據となした、新らしい證據を發見したならば、同委員會は、正義のために顧慮し、適當と思う行爲のために、本條例第十四條により設立された委員會に報告しなければならない。

七、費用

第三十條

裁判所及び公判の費用は、署名國により、ドイツ管理委員會の維持のために割當られたる資金に對して支出される。

あとがき

ニュールンベルグ國際裁判が極東軍事裁判と共に第二次世界大戦の戰爭責任を追求した史上先例なき重要な記録であることについては今更喋々を要しない所であろう。戰爭を單に道義的見地から犯罪として批判するのみならず、法的審理の手續によつて客觀的に戰爭犯罪人を訴追する國際裁判は第二次大戦に至つて始めて實現を見たのであつて、それは戦時國際法上の重大課題となつた「平和に對する罪」「人道に對する罪」という新しいカテゴリーを以て國際法上新分野を開拓したのであつた。かかる國際裁判は、單に一の裁判記録として法的研究の對象であるのみならず、人類進歩の一道標として永く後世に残さるべき貴重な世界史的審判記録であると思われる。

いふまでもなくニュールンベルグ國際裁判の特徴は、戰爭を犯罪とし、侵略戰爭を計畫準備實行した者を「平和に對する罪」として、不法な殘虐行爲を犯した者を「人道に對する罪」として、これを一般訴追手續によつて審理した點にある。「平和に對する罪」「人道に對する罪」が國際法上戰爭犯罪として確立せられてゐるか否かにについては見解が分れてゐるが裁判所はこれ等の諸原則を指定し又發展せしめんとした點に於て幾多の理論上の難點に遭着した一方、又國際裁判に伴う所の、殊に第二次大戦後特有な諸國の勢力關係を反映して幾多の現實的な難關に妨げられたのであるが、而も諸國民の法的政治的睿智の綜合所産の結果、裁判を結了したことは、國際政治史に輝しい一頁を加えたものといふべきであらう。それにも拘ら

ニュールンベルグ裁判所條例及判決

ず、このニュールンベルグ國際裁判の記録は、我國に於て從來僅かに一部抄譯が試みられたに止まり、全般的内容は明らかにされることと少く、殊にその審理經過については殆んど發表されなかつたのが實情であつたのである。然るに、一昨年秋（一九四九年）GHQ・CIE雜誌課より、慶應大學法學部宛に、國際連合總會國際法委員會發行之「ニュールンベルグ裁判條例及裁判の歴史及分析」の翻譯方を依頼する來信があり、これに對し私が翻譯を受諾し、その結果助教助手が協力して翻譯することとなつたのである。原文は必ずしも難解といふべきではなかつたけれども、外交辭令的な表現や英佛語の對比使用等の微妙なニュアンスの多い譯出に難しい點があつたため、直接譯出に當つた、内山・須藤・田口・平の四君は前後十數回に亘つて會合して相互に意見を交換し、最後に私が校閲して印刷する運びとなつたのである。便宜上、第一部は内山助教教授が第三部は、須藤・平兩助手が、附録の記録文書は田口助手が擔當して譯出に當つた。四君は常に譯語の統一、文意の連絡について相互に注意を拂つたのであるが、譯者並びに私の不注意のため不測の誤りを犯してゐるかも知れない。ただ我々はあくまで原文に忠實に翻譯することを心掛け、流麗より正確な表現を採つたことをここに附記したいと思ふ。

（終戦後已に六年を経て、國際情勢の激變した現在、かかる記録文書を發刊することは時宜を失つてゐると考える人があるかも知れないが、本記録は戰爭の危機の増大した現在こそ、人類平和の念願、國際秩序の再建のための警鐘として再檢討されるべきであると考へ、敢て發刊する次第である。）

前原光雄記

本稿の印刷は昭和二十四年度科學研究費交付金(課題番號K二〇三)によつた。